

中・近世の土地制度と「得分」

佛教大学大学院博士後期課程

文学研究科日本史学専攻

木元英策

序章	
第一節	論文の目的と研究史……………1
第二節	目的達成のための課題……………6
第一章 中世における「得分」の存在形態と成立過程	
問題の所在……………12	
第一節	「平安中期～戦国期」の得分……………13
第二節	「戦国期」得分の存在形態……………17
第三節	「戦国期」得分の成立過程……………26
小括	……………36
第二章 戦国期「得分」めぐる「地主」と「戦国権力」	
問題の所在……………42	
第一節	買地安堵と「若狭武田氏」領国……………44
第二節	「今川氏真」の買地安堵と検地……………56
第三節	「織田信長」の買地安堵と検地……………66
小括	……………73

第三章 戦国期における「地主」と「地主の被官」の主従関係	
問題の所在	82
第一節 「地主」の存在形態	83
第二節 「地主の被官」の存在形態	90
第三節 被官と知行地の一体観念	98
小括	104
第四章 中近世移行期「尾張」における「織田検地」と「太閤検地」	
問題の所在	110
第一節 両検地の歴史的経過と通説的意義	112
第二節 両検地と在地社会	120
小括	130
第五章 近世売券と太閤検地「作あい否定」問題	
問題の所在	137
第一節 「作あい」「加地子」と近世売券	138

第二節	「近世の加地子」の成立	146
第三節	近世における「地主と被官」関係	154
小括		158

終章

第一節	戦国期「得分」問題の総括と課題	163
第二節	太閤検地と「近世の加地子」問題	169
第三節	「中世の遺制」と近世社会―課題と展望―	180

(成稿一覽)		185
--------	--	-----

序章

第一節 論文の目的と研究史

各時代の土地制度についての研究は、これまでの発展段階論から脱し、「当該期の社会状況や歴史的特質の中で理解していかなければならない」⁽¹⁾という考え方が主流になりつつある。したがって中世の場合も、次の近世へ向けた諸矛盾の解決、たとえば荘園制が矛盾をきたして幕藩体制が確立されるなどという視点ではなく、中世在地社会そのものの問題が重視されている。その研究は、年貢の村請制を中心とする勝俣鎮夫氏⁽²⁾を先駆とし、藤木久氏志氏⁽³⁾らによつて村落が社会に果たす積極的な役割、さらには「自力の村」の姿を提示する論点へと昇華された。本稿もこうした研究史の延長線上に立脚し、「得分」をキーワードに、土地の剰余生産物がどのように配分されるのかという問題——土地制度の根幹ともいえる在地社会の収取システムを時代ごとに解明し、それが中世から近世へ移行するにつれ、どのように変容していくのかについて論じていきたい。

その得分は、中世とくにその終末期といえる戦国期に「得分」「徳分」「内徳分」「加地子」などという史料用語として頻出する。藤木氏がこれら戦国期の得分を指して「農民的剰余」と呼んでいるとおりに⁽⁴⁾、それらは主に富農層である地主（土豪・地侍）に集積されている。そのことは、たとえば、北近江の売券・寄進状のうち、得

分の記載があつて売主が特定できる二九六通のうち、五割をこえる一五七通が地主層に集中していることでも明らかであり（第一章で詳述）、本稿ではそれらを「地主の得分」と称することにす。

土地が生み出す生産物（米や作物）は、再生産に必要な経費部分⁽⁵⁾と剰余生産物とに分けられ、剰余部分はそれぞれ農民と領主層に配分される。したがつて、領主が収納する年貢も得分の一種である。藤木氏がわざわざ「農民的剰余」という表現をするのも、このように得分という概念には「領主の得分」⁽⁶⁾も含まれるため、それと区別する意図もあつたのであろう。

「農民的剰余」部分はむろん、地主層のみならず、一般の農民層（直接耕作者・作人・下作人）も収取している。しかしそれは、直接耕作者が生活するために必要な労働対価部分である。一方、直接耕作に関わらず、土地に寄生する形で剰余生産物を収取するのが地主層である。したがつて、地主層は中間搾取層でもあり、藤木氏は戦国の動乱そのものについて「農民的剰余のゆくえをめぐる、守護・荘園領主・国人・商人・土豪・百姓諸階層などの激突にほかならず、それにすぐれて戦国的な特徴を与えたのは、剰余をあくまで在地に確保しようとする農村の動向と、これにむかつて加えられた、権力の武力的・暴力的対応であつた」⁽⁷⁾と述べており、地主層によつて主に集積される得分は、戦国時代を理解する上で重要なキーワードとされている。

一方、その戦国時代は「太閤検地」によつて近世社会へ変容を遂げるとするのが通説である。太閤検地は京升の使用という統一基準による「検地高」の算定を可能にしたほか、検地に基づいて「村高」を把握することによつて、中世的な郷村という重層的な区分が廃止されて近世的な「村」の基礎を築いたという歴史的役割もさることながら、同検地の実施により、中間搾取層（地主層）を排除して耕作者から直かに年貢を納めさせる「一地一

作人」制への道を開いたこと——つまり「兵農分離」政策の実現が中世社会の土地制度変革に果たした影響は計り知れない。

こうした兵農分離政策の実行過程における土地制度の変革期研究は、早くも一九五〇年代には安良城盛昭氏によって太閤検地の「作あい否定」政策という形で一定の解釈が示されている⁽⁸⁾。あらためていうまでもないことであるが、安良城氏は、「太閤検地」によって初めて戦国大名権力が成し遂げられなかった土地の全剰余部分の収奪が実現できたとする。これが太閤検地の「作あい否定」問題として太閤検地論のその後の研究を大きく規定することになった。繰り返しになるが、一般の農民層である直接耕作者の生活の糧となる利潤部分を在地に残しておかなければ土地は生産の担い手を失い、荒地地化する恐れがある。したがって領主層は、そこに踏みこんでまで収奪できないが、地主層はただ寄生的に在地に残る農民的剰余の一部を収奪しているに過ぎない。安良城氏は、太閤検地の「作あい否定」政策が初めてそこに踏みこんだ歴史的意義を評価している。

安良城氏はまず中世から近世への移行について、大きく奴隷制から封建制へという生産関係の変化であるという視点でとらえ、兵農分離に基づく「作あい」否定政策についておおむね次のように論じた。地主層の中間搾取行動は直接耕作者である小農民経営を妨げる存在になっており、地主層の「作あい」収取を否定することによって、被搾取階級である直接耕作者の小経営確立を促すこととなったというのである⁽⁹⁾。このため、社会経済史的にこの問題は、安良城氏の学説以降、中近世移行期の重要なテーマとなった。

こうして安良城氏の議論にはじまる一九五〇年代の太閤検地論争は六〇年代に引き継がれ、同年代後半から七〇年代にかけて発展するのは、得分の収取主体である地主層の研究であった。その時代の代表的な研究としては

黒川直則氏・朝尾直弘氏・峰岸純夫氏・藤木氏・村田修三氏⁽¹⁰⁾らの論文があげられる。ちなみに、地主についての研究は二〇〇〇年以降、黒田基樹氏⁽¹¹⁾らに引き継がれている。

こうして太閤検地の歴史的意義が評価される一方、一九八〇年代には戦国大名が得点を容認する権力であったか否かについて、安良城氏と勝俣氏の間で「百姓内徳」という表現をめぐり、その実態が「加地子」なのか、それとも「隠田」を指すのかについて争われたこともあった⁽¹²⁾。この論争はいうなら、太閤検地以前に戦国大名が在地の全剰余部分を把握していたかどうかという問題であり、勝俣氏によって、安良城説への批判が試みられた。また、この問題に関連し、太閤検地が「作あい否定」を目的としていたか否かについて村田氏・長谷川氏裕子らによって、否定的な見解も示されている⁽¹³⁾。さらに太閤検地が豊臣政権による独自の政策であったとする一般的な理解に対しては、池上裕子氏が織田政権の方針を継承する政策であったという視点で論じている⁽¹⁴⁾。

その太閤検地は一般的に「国家的検地」と規定され、実施の裏付けとなる政治的論理として、豊臣秀吉への天皇による全国的支配権の委任に根源的な成立要因が求められている⁽¹⁵⁾。しかし、こうした解釈を中心とする研究は、太閤検地を権力的な対応であったとする解釈へ繋がり、ややもすると、「中世」と「近世」の「断絶」を強調するものとなりがちであった。むしろ、太閤検地を近世の起点と考える見解が一般的である以上、やむを得ないといえるが、近年では逆に「中・近世」の「連続的側面」が評価されるようになり⁽¹⁶⁾、池上氏が断絶論に否定的な見解を示している⁽¹⁷⁾。

こうして太閤検地に関する研究史を振り返ってみると、近年は安良城説を中心とする論点への批判もみられ、この半世紀の間に太閤検地の評価が大きく揺らいだといえよう。こうして太閤検地の解釈は多様化しているが、

この問題に関して、本稿は安良城学説への批判を踏まえた太閤検地研究の系譜を引きつつ、先学らが太閤検地の研究において得分問題が欠かせない問題であると自覚しながらも言及しなかった部分について、総合的見地から新たな知見を得たいと思っている。さらに、得分の詳細な分析を通じて、中世社会と近世社会は太閤検地の権力的対応によって断絶を余儀なくされたのか、それともそこに連続性が認められるのか——という太閤検地の「歴史的意義」再構築へ向けた試論としての役割にも期待したい。

以上の問題解決を図ることによって、中世および近世さらには移行期の土地制度（収取システム）解明という広義の目的を達成することにも繋がるかと考えている。

むろん、得分は、太閤検地との関連でのみ論じられてきたわけではない。室町・戦国期の和泉地域をフィールドとした三浦圭一氏⁽¹⁸⁾を嚆矢として、原田信夫氏・島田次郎氏⁽¹⁹⁾らによって在地（村落）構造を解明する試みとして現われたほか、先の三浦氏とともに大山喬平氏が公方年貢の検証に得分を用いている⁽²⁰⁾。しかし、それらとて目的は村落構造や公方年貢の解明に向けられ、決して得分そのものの検討に主眼が置かれてはいなかった。

一方、同じ得分でも、「領主の得分」については、永松圭子氏が総合的に付加税の問題を取り扱っている⁽²¹⁾。付加税というのは、税体系の中心となる税目に対して付加的に徴収される副次的な税のことである⁽²²⁾。たとえば「筵付」という付加税は、領主が収取した米や麦を計量する際、筵の中に残っている米麦を指し、基本的には収納使の得分とされる。戦国期になると、領主の土地を管理する代官たちが田の面積に応じて口米を徴収し、明応年間に山城国久我荘内の口米などの徴収方法について定めた覚書には、「口米限本者壹石二九升宛也」⁽²³⁾とあり、農民は九%の付加税を徴収されていたことがわかる。この付加税を収取する収納使や領主の代官たちの階層がど

うあれ、それらはあくまで「領主の得分」に付随するものである。

それに対して、本稿が取り扱うのはあくまで地主層が土地の生産物を中間搾取する部分であり、管見の限り、この部分について総合的な観点から研究した論考はなかったように思える。

第二節 目的達成のための課題

それでは次に、本稿の目的を達成するための課題をあげておこう。

まず第一に「地主の得分」はいつ、どのようにして成立したのか、さらには、史料に現われる得分が果たして同じ存在形態であると理解していいのかどうかについて明らかにする必要がある。安良城氏の学説や勝俣氏との論争などにおいても、この視点が欠けていたように思える。もしも、形態が異なっているのなら、何らかの結論を導き出そうとする際、形態のちがいによって、異なる回答が生じる可能性もあるからである。したがって、一見してそれが同じようにみえる得分であっても、同じであるかどうか見極め、もしそれが異なるのなら、その存在形態と成立過程を明らかにしなければならない（第一章）。

こうして得分の存在形態を明らかにすることにより、次の課題が浮かび上がる。安良城・勝俣論争に代表される――戦国権力が「得分」容認権力であったか否か――についての問題である。本稿はその問題解決のため、主に「買地安堵」というアプローチ法によって事実を明らかにしていきたいと考えているが、その際にも、史料に現われる得分の形態に留意したい（第二章）。

しかし、中世や近世、その移行期の土地制度（収取システム）について検討するには、より根本的な問題として土地の剰余生産物を収取する地主層について考えなければならぬ。地主問題は前述したとおり、太閤検地との関連で彼らを中間搾取層としてとらえる視点で論じられてきている。したがって、階層としての地主層をあらためて規定しておく必要性を感じる。とはいえ、地主層だけを論じても本稿のテーマからみると不十分である。地主層が中間搾取層と呼ばれるのは、土地の直接耕作者（作人・下作人）が本来収取すべき得点を搾取しているためにほかならず、その意味では被中間搾取層である直接耕作者側の検討もおこなわなければならない。彼らは地主と主従関係を結んでいることが確認でき⁽²⁴⁾、いわば地主の被官層といえる。しかも、彼らについて「知行付被官等」⁽²⁵⁾とする史料もあり、これだと地主の知行地に付随する被官という意味になる。いわゆる一般的な主従関係とは別の関係を連想させる。地主問題とあわせ、この主従関係が当時の土地制度にどう関係するのかしないのか、もしも関係するとしたらどのように影響を与えるのについて検討を要する。なお、勝俣氏はこの階層を「下地の被官」と呼んでいるが⁽²⁶⁾、本稿では、より問題点を明確にするため「地主の被官」と呼ぶことにする（第三章）。

一方、太閤検地問題について考える場合には、その前時代の織田検地との比較という視点も求められる。とくに織豊政権発祥の地である尾張においては、天正十年代にそれぞれ織田検地と太閤検地がおこなわれている。その両検地は尾張の在地社会に存在する地主の得点をどのように扱ったのだろうか。通説に従うなら、前時代検地である織田検地は地主の得点収取を容認し、地主の得点は太閤検地によって初めて否定されることになる。しかし、同地域における両検地の実施には五年の開きしかなく、両検地の性格を考える上においても両者を比較検討

することは必要であろう（第四章）。

このように本稿の課題を整理してみると、以上、四つの問題のうち、次の三点が重要だと考えられる。①「地主の得分」の成立過程やその存在形態の検討②買地安堵というアプローチ法を用いて戦国権力が「地主の得分」をどうとらえていたかという検討③得分の収取主体としての「地主」の定義とその被官層である直接耕作者との関係解明——である。

一方、近世の在地社会が得分をどのようにとらえていたのかという問題もある。たとえば、安良城氏が指摘するように太閤検地の「作あい」否定によって、権力側が全剰余部分の収奪を可能としたとするなら、近世の在地社会から「地主の得分」が消滅していなければならない。本稿の締めくくりとして、これまでの検討課題を踏まえ、中世から近世社会へどのような土地制度の変革がみられたのか、確認しておく必要がある（第五章）。

ところで本稿では一部の章を除き、検討するフィールドを主に和泉地域とし、北近江地域の史料で補っている。とくに和泉地域には中世および近世それぞれの史料が比較的よく残っており、定点観測しやすく、各時代の土地制度を分析するには好都合だと考えるからである。むしろ、地域偏差をみることも重要なポイントであることは十分に認識している。ただし、そこにこだわりすぎると全体像を見失う恐れがあり、本稿が各時代の収取システム解明をめざしている以上、地域的偏差を次の課題として残し、全体像を優先することとした。

（註）

(1) 長谷川裕子「中近世移行期土地所有史の論点と課題」『歴史学研究』七七四号、二〇〇三年）

- (2) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」(『社会史研究』六号、一九八五年)
- (3) 藤木久志『村と領主の戦国世界』(東京大学出版会、一九九七年)
- (4) 藤木久志『戦国社会史論』(一九七四年、東京大学出版会)
- (5) 江戸期の土地・税制の解説的引き書である『地方凡例録』には「作徳凡勘定之事」として、具体的な必要経費が記されている。モデルとなった百姓家の「作徳勘定」の例をいくつか列挙すると、「馬四匹 荒糶より植付まで 三度搔ならし手間」、「干鰯ふすまの類」「肥大豆」「人夫廿六人 稲跡畝ひ蒔付まで」「水肥并に雑肥五拾駄程」などである。大石慎三郎校訂『地方凡例録』(東京堂出版、一九九五)を使用。
- (6) 一四頁で詳述するが、寛元元年(一二四三)五月の「都甲文書」に「領主之得分」と記載される。したがって「領主の得分」は史料用語であり、本稿が主に地主層に集積される得点を「地主の得分」としたのは、それを「領主之得分」に対応する概念としてとらえているからである。
- (7) 前掲註(4)
- (8) 安良城盛昭「太閤検地の歴史的前提1・2」(『歴史学研究』一六三・一六四号、一九五三年)
- (9) 前同
- (10) 黒川直則「中世後期の領主制について」(『日本歴史』六八号、一九六三年)・朝尾直弘「兵農分離をめぐって」(『日本史研究』七一号、一九六四年)・峰岸純夫「室町・戦国時代の階級構成―とくに「地主」を中心に―」(『歴史学研究』三一五号、一九六六年)・藤木久志「戦国の動乱」(『講座日本史3(封建社会の展開)』東京大学出版会、一九七〇年)・村田修三「戦国時代の小領主―近江国甲賀郡山中氏について」(『日本史研究』一三四号、一九七三年)

- (11) 黒田基樹 「大名被官土豪層の歴史的 성격」(『戦国史研究』別冊、二〇〇一年)
- (12) 安良城盛昭 「戦国大名検地と「名主加地子得分」・「名田ノ内徳」——勝俣鎮夫氏『戦国法成立史論』によせて——」(『史学雑誌』九〇(八)号、一九八一年)、勝俣鎮夫 「戦国大名検地について——安良城盛昭氏の批判に答える——」(『史学雑誌』九二(二)号、一九八三年)
- (13) 村田修 「戦国・織豊期の検地と「作あい否定」」(『寧楽史苑』三三三号、一九八八年)、長谷川裕子 「中近世移行期における土豪の土地所有と村落——近江国坂田郡井戸村氏を事例として——」(『歴史学研究』七四五号、二〇〇一年)
- (14) 池上裕子 「織豊期検地論」(『日本中世史研究の軌跡』東京大学出版会、一九八八年)
- (15) 秋澤繁 「太閤検地」(『岩波講座 日本通史 第11巻 近世1』一九九三年)
- (16) 前掲註(13)の長谷川論文
- (17) 池上裕子 「中近世移行期を考える——村落論を中心に——」(『人民の歴史学』一七九号、二〇〇九年)
- (18) 三浦圭一 「惣村の起源とその役割」(『史林』五〇(二・三)号、一九六七年)
- (19) 原田信夫 「戦国期の村落における本年貢と加地子——泉南・紀北を中心に——」(『日本史研究』二六三号、一九八四年)、島田次郎 「荘園制的収取体系の変質とその解体」(『講座日本荘園史4 荘園の解体』吉川弘文館、一九九九年)
- (20) 大山喬平 「公方年貢について——美濃国龍徳寺の売券——」(『人文研究』二二(四)号、一九七一年)
- (21) 永松圭子 『日本中世付加税の研究』(清文堂出版、二〇一〇年)
- (22) 前同
- (23) 『久我家文書』第二卷六一四—二五

- (24) いくつかあるが、代表的な史料として⁹1頁で取り上げた「作職書上」がある。
- (25) 「徳川家印判状(写)」一二二(『新編甲州古文書』第三卷所収)
- (26) 勝俣鎮夫「下地の被官」について(『戦国時代論』岩波書店、一九九六年)

第一章 中世における「得分」の存在形態と成立過程

問題の所在

序章で述べたとおり、戦国期の得分を切り口に各地域の在地構造を解明する試みについては、多くの研究成果がみられるものの、戦国期を特徴づける得分そのものを対象に分析する論考はいまだ少ない状況にあるといえる。したがって、農民的剰余といわれる「地主の得分」について曖昧な解釈がなされることもあり、一定した研究成果が得られたとはいえない。戦国期の加地子をめぐる解釈はその最たるものである。加地子は戦国期を代表する「地主の得分」といえるが、一般的には次のように解されている。

もともと土地の剰余部分は年貢として収取されていたが、年貢部分の固定化と生産力向上によって増大した剰余部分が租税体系の枠外に成立し、地主的な権利として売買されるに至って成立した⁽¹⁾。

しかしながら、その考えは戦国期の得分の一面をとらえたものに過ぎず、戦国期の売券や寄進状にあらわれる得分を分析していくと、必ずしもそういう一般的解釈の枠におさまらない事例のあることに気づく。そこで、いったん戦国期の得分とは何なのかという原点に立ち返り、あらためて整理し直してみたい。その前提としてまず、戦国期に至るまでの得分について小史的に振り返る。その上で、得分が主に売券史料に記載される場合、どのよ

うな形態をもって現われるのかを検討し、その形態ごとに、得点がどのようにして成立してきたのか検討してみたい。

なお、用いる史料群⁽²⁾の年代は、藤木久志氏が農民を集積主体とする売券について「応仁乱期から集中的に顕現する」⁽³⁾としている応仁元年（一四六七）から太閤検地が本格的に実施される直前の天正十二年（一五八四）までのおよそ一二〇年間を対象とする。

第一節 「平安中期～戦国期」の得点

一 平安期の得点

まず、戦国期以前の得点について、加地子を中心に確認しておくこととする。

加地子という用語の初出史料は康平三年（一〇六〇）四月二十一日付「元興寺領近江国愛智荘司等解」⁽⁴⁾である。この解文は、近江国愛智荘の開発領主である元興寺が地代を引き上げようとしたことに、同荘の田堵らが抵抗したことを示す事例として解されており⁽⁵⁾、その地代の一つとして「領田加地子」という用語がでてくる。西谷地晴美氏によると、もともと国衙の正税だったものが「地子」と呼ばれるようになり、開墾によって新たに田地を開いた開発領主に対して国衙が免判を出して成立させた得点を加地子と呼ぶようになると論じている⁽⁶⁾。つまり、平安期の加地子は国司の免判を前提にし、荒地などの開墾地の官物減免分が開発領主の得点として、いいかえれば治田（開発田・永世私有田）の領主得点として存在していたことになる。

この西谷地説に対して、加地子は治田以外の公田（官物の減免を受けない田地）においても成立していたとする高橋正志・佐藤泰弘両氏の説⁽⁷⁾もある。両氏が提起した事例は、東大寺東南院尊勝院領湯船・玉瀧両村が国の検田を受けずに、余田（出作田＝公田）を掠め取ったことから問題化したのが、応保二年（一一六二）の官宣旨⁽⁸⁾によると、開発領主の東南院と尊勝院は余田から反あたり一斗の加地子を収取していたことがわかる。この時点において在地の剰余生産物として史料に現われるのは、官物と地子および開発領主が収取する加地子のみである。愛智荘の田堵の例のように百姓農民が地代の引き上げに抵抗する事例はあったとしても、まだ農民的剰余としての得点は、史料には現われない。

こうした平安期の開発領主はやがて在地領主層へと発展するが、そのことは、鎌倉期の寛元元年（一一四三）五月に、豊後国の地頭（在地領主）がその権利を主張した申状⁽⁹⁾からも明らかである。申状には「當庄者、是惟家先祖左近大夫経俊朝臣開発之私領也（中略）如此之屋敷堀之内、為領主之得分蒙御免許事、先例傍例也」とあり、地頭の大神惟家の先祖が「当庄（豊後国都甲荘）」の開発領主であり、収取すべきものが、先祖相伝の「領主之得分」だったことがわかる。

こうして領主の得点は「封建地代」として定着するようになる。

二 「地主の得分」の成立

それでは、戦国期に主流となる農民的剰余としての「得分」はいつどのようになら現われるのか。平安期後半の十一世紀から十二世紀後半にかけて、農民の新たな階級と身分が形成されていくなかで名主層が成立してくるが、名主は「その土地から官物（地子）・年貢とは別に、自分の収入を徴収する権利が承認されるようになった」⁽¹⁰⁾と

いう。それが名主得分である。そして、鎌倉時代後期以降の生産力向上にともない、その名主得分は、名主層の権利として確立し、「名主職所有者の得分権」加地子名主職として一般的に成立する⁽¹¹⁾とされる。また、加地子の用語例としては北近江地域において散見される程度であるが、和泉地域の売券・寄進状では「中家文書」⁽¹²⁾をはじめとして頻出する。このように、得分が加地子として表現される頻度は地方によってばらつきが生じているといえる（加地子以外の表記としては「内徳分」「徳分」「得分」などがある）。

広範に加地子という用語が史料に頻出する和泉地域において、農民的剰余としての「得分」が史料にどう現われるのか確認したい。藤木氏が指摘するとおり、応仁・文明年間になると、明らかに地主（富農・土豪層）だとわかる者が加地子を売買するようになる。

文明十四年（一四八二）三月の売券⁽¹³⁾の売主はマキノゑもん大夫である。この田地は泉州日根郡信達荘内の「マキノ村西方寺之西」にあり、売主は、在地の村名を名の前に冠していること、さらには「ゑもん（衛門）」「大夫」という官途名⁽¹⁴⁾を持つことから、村落指導層＝地主層だとみてよからう。そのマキノゑもん大夫が、二斗五升の加地子を売却し、一方、買主の名は記載されていないが、この売券が「中家文書」として伝来していることを考えると、相手は和泉国日根郡熊取の地主・中氏だとみていいだろう。

それでは次に、こうした地主の得分が前代までのそれと明らかに異なる形態であることを確認しておこう。大永三年（一五二三）二月の田地売券には次のように記されている。

《史料一》（『成菩提院文書』十九『改訂近江国坂田郡志』巻第八所収）

永代賣渡進私領田地新放券文之事

但貳段小賣渡申内、壹段ツゝ三通調進入申内、壹通之賣券也、在坪江州坂田北郡柏原庄西方貞吉名合小者之内拔地字長澤セトナワテ北南へ立クルノ東也、分米内徳納升定四斗、但此内ヨリ公方年貢斗定貳升納升ニツゝメテ一升四合也、御米者親名ヨリ弁申間不可有御弁、并公方段錢十一文可有御弁、此外者無万雜公事

(中略)

大永三年癸未二月廿二日

殿村因幡守

家世(花押)

同

小法師(花押)

地主・土豪層の殿村家世⁽¹⁵⁾が近江国柏原庄貞吉名の拔地を売却した際の史料である。名田の拔地については本章第三節で詳述する。

この田地で生産された収取物のうち、剰余生産物である「分米内徳(ここでは四斗)」から、領主の得分である「公方年貢」「公方段(反)錢」(いずれも詳細は後述)を差し引いた残りが、必然的に「地主の得分」となる。つまり、ただ単に「内徳」といった場合、「領主之得分」相当分を含んでいることになるが⁽¹⁶⁾、それに加えて、これまで史料に示されてこなかった剰余生産部分の一部が地主の権利として成立していることに注目したい。

ちなみに、史料の「御米者親名ヨリ弁申間」というくだりに示される「御米」は「口米」と呼ばれ、付加税の一種である⁽¹⁷⁾。ただし、この場合、親名がこの付加税を負担するため、この拔地の生産物の中から付加税を負担

する義務はない。

第二節 戦国期「得分」の存在形態

一 得分の定義

本稿が取り扱う戦国期の得分（「地主の得分」＝農民的剰余）がどのようなものか、次第にはつきりしてきた。そこで、ここではその定義付けをおこなうため、分析対象である計一〇二六通の売券・寄進状がまず、大きく二グループに分類できることを例示しておきたい。

《史料二》（「中家文書」中世編一〇七『熊取町史 資料編一』）以下、同文書は文書番号のみを記す）

永代限賣渡申地之事

合大者、二斗代、麻生郷ハタ村ミコソアリ、

東ハミチ、 南ハミソ

四至限 衛門五郎作 加地子一石毎年升ヘシ

北ハカワラキシ也 西ハキシ共、

（中略）

永正十年十二月廿八日

うり主若衛門（略押）

かい主中左近

《史料三》（「中家文書」中世編一五五）

（端裏書）

「サノ」

賣渡申 田地之事

セマチニツ

合三百卅歩、沙野、ヲク代之ハセヲリニ有也、

公方ハ石源殿方ナリ、

（中略）

神定ノ

賣主右近太郎（略押）

永正拾七年庚辰八月九日

買人中左近方

史料に共通する買主の中左近は前出した和泉国熊取の地主であり、《史料二》の売主（若衛門）と《史料三》の売主（神定右近太郎）も、ともに「衛門」や「右近」という官途名を持つことから、本稿の対象である土豪・地主層と考えられる。つまり、いずれの売券も戦国期を特徴づける地主層間でかわされたものである。しかし、この二つの田地に存在する得分は、まったく性質が異なっている。

まず《史料二》からみていくと、この「大（二四〇歩）」の田地には一石分の加地子が存在していることがわ

かる。売券にある「二斗代」はおそらく年貢負担分であろう。一方、《史料三》の田地の場合、斗代は不明ながら「公方（公方年貢） 〓後述」の負担があり、その収取者が「石源殿」であることまではわかる。こうして年貢の収取者まできちんと記載されているのに、この売券には《史料二》の「加地子一石」に相当する売買対象の得分と斗代が明示されていない。しかしながら、これが売券である以上、中左近へ何か売渡されていることは確かである。それでは、神定右近は中左近へ何を売却したのか。この田地にも得分が内在しているはずであるが、その斗代は記載されていない。つまりそれが記載できないからにはかならず、売買対象は「職」の売買に近いものであったと考えられる⁽¹⁸⁾。

売主の右近太郎は得分収取権という「権利」のみを売却したのである。このような得分収取権売買と得分売買とは、いっけん同じようにみえるが、別のものである。

《史料二》に明示される得分が斗代という形で地主（買主）の取り分として定量化されているのに対して、《史料三》の例では定量化されていない。中左近は同じ買主であっても《史料二》の得分から定量化された加地子一石を毎年収取できるのに対して、《史料三》からはただ得分を収取する権利を得たに過ぎないのである。得分の売買では、その年の作柄にかかわらず売券に地主の取り分として一定の斗代が明示され、「水損」「日損」などの被害があっても一定の斗代を得られるケースもある⁽¹⁹⁾。

一方、得分収取権では豊不凶の影響をまともに受けることになる。このケースでは、そこに得分が内在していたとしても、存在形態としては非常に不安定である。広義の意味では「得分」に含まれるにせよ、安定的な地主の権利となり難い。したがって本稿では、狭義の「得分」を「斗代が売券や寄進状に明示され、土地の生産物の

一部が剰余分として定量化されたもの」と定義付けする。

その定義にしたがい、史料上、得点が定量化されているもの（斗代が明記されている史料群Ⅱこれを【1】としておく）および定量化されていないもの（斗代の記載がない史料群Ⅱそれを【2】とする）に分類すると、次のような結果になる⁽²⁰⁾。

（北近江）

対象史料（三一四通）のうち、【1】が二九九通。【2】が一五通。

（和泉）

対象史料（七一二通）のうち、【1】が三一二通。【2】が四〇〇通。

以上のことを踏まえ、【1】の史料をさらに分類していきたい。

二 公方年貢・諸公事と得分

斗代が定量化できる得分（【1】群）をさらに分類する方法として公方年貢と公事米・反銭に注目した。次にそれぞれ性質の異なる二つの史料を掲げる。

《史料四》（「総持寺文書」二九『改訂近江国坂田郡志』巻第八所収Ⅱ以下、同文書は文書番号のみを記す）

（端裏書）

（別筆）

楞嚴院内八條五里一坪西半折

一段得分九斗 但反銭二百文①有之

小堀岸殿和中寄進也

明應二年 及鑿代也

二月 日

奉寄進 田地之事

合壹段者 在江州坂田北郡楞嚴院庄之内、八條五里一坪

西半折壹段也、公方壹斗八升②也、公事米二

斗③、反錢三百文也、方違廿文④、定得分玖

斗、此外萬雜公事無是也、一石五斗代

(中略)

明應二年癸丑二月四日

直 忠 (花押)
聖 順 (花押)

※①③④は筆者筆

《史料五》(「井戸村文書」二六『改訂近江国坂田郡志』卷第八所収)

売渡申下地之事

字本文ニアリ得分

合半者 六斗也東方の斗定此外

万雜公事あるへからす候者也

(中略)

文明四年二月 日

うり主

ゑん志ん房（花押）

東方公文

深 藤（花押）

同 子

清 宗（花押）

《史料四》は、近江坂田郡の土豪である小堀一族（後述）の寄進状であり、そこに記載される「一石五斗代」が《史料一》でいう「分米内徳」、つまり剰余生産物に対応すると考えられる。ちなみに、剰余生産物には直接耕作者が生活の糧とする利潤部分（作職得分Ⅱ第三章第二節で詳述）も含まれてしかるべきであるが、このように史料に現れないことが多い。さて、この寄進状には①から④まで種別ごとの詳細な年貢や負担が記されており、この①から④までの年貢および負担を足すと六斗（便宜的に百文を一斗に換算）となり、剰余生産物の合計である一石五斗から、これら負担分の合計（①から④までの計六斗）を差し引いたものが「定得分」の玖斗（九斗）である⁽²¹⁾。

①から④の各負担のうち、方違というのは平安時代に盛んだった陰陽道の方角禁忌に関する風習の一つであるが、ここで重要だと考えられるのは「公方（公方年貢）」および「公事米」「反銭」である。

公方年貢について三浦圭一氏は、和泉国における分析を通じて「本来、荘園領主や半済法などを通じて荘園を事実上分割領有した守護や在地領主に納入する本年貢を農民的立場から表現したもの」と規定している⁽²²⁾。この

ように公方年貢を貢納する農民側の表現とする解釈は、公方年貢が記載される売券の集積主体が富農（地主）層であることを考えれば的を射たものだといえる。

一方、公事米・反銭については、とくに関東の戦国大名後北条氏の研究が盛んであり、後北条氏が直轄領、その給人（家臣）領を問わず、領国一円に反銭や夫役などの諸公事賦課をおこない、同時に給人たちも諸公事賦課権を有していることが明らかに⁽²³⁾なっている。こうした諸公事・反銭は戦国権力である大名や国人領主層にとつての重要な経済的基盤でもある。

ところが、《史料五》の売券をみると、六斗の得点が記載されている一方、「万雑公事あるへからず候者也」として、公方年貢どころか、戦国権力層が主に徴収する諸公事の負担すらない——つまり年貢負担の一切ない土地であると明言されている。以上、すべての分析対象史料（【1】群の計六一一通）をみると、このように公方年貢および公事米・反銭などの年貢負担が記載されるものと年貢負担のないことが明記されるものと大きく二分できることに気づく。そこで、①年貢負担が明示されている史料（【A】群とする）②年貢負担のないことが明示されている史料（【B】群とする）に分類し、北近江と和泉ごとに整理したのが「表1」である。和泉で【A】【B】いずれとも判断できない史料がかなりの数にのぼっている。その多くは【B】に含まれると考えられるが、その理由については後述する。また【A】群の得分および【B】群の得分とは明らかに存在形態が異なっているが、次に、そのことを確認しておきたい。

三 得分の二形態

《史料六》（「総持寺文書」三二）

賣渡進 私領田地新放券文之事

在江苧坂田北郡平方上之郷之内六條六理（ママ）

合壹段也 廿三坪北繩本於四段次壹段也、公方三斗六

升公事米八升此外無諸公事、定得分五斗六

升也

（中略）

明應五年八月八日

売主

田付興一（花押）

《史料七》（「総持寺文書」三三）

奉寄進 下地之事

平方上之郷六條七里十六坪、南繩本壹

合壹段者 段也、得分壹石三斗五升、公方諸公事無

之年符也

（中略）

明應六年六月廿八日

弘 秀（花押）

いずれの史料に記載される田地も、北近江の平方上之郷にあり、条里地割による所在はそれぞれ「六一六―二
十三」と「六一七―十六」であり、近接する同じ耕作面積を有する田地であるといえる。売却もしくは寄進した
時点も明応五年（一四九六）と同六年だから、一年以内に収まっている。生産性その他の条件を考え合わせても、
ほぼ同じ条件の土地だといえる。しかし、《史料六》が公方年貢および公事米を負担する必要があるのに対して
《史料七》は公方年貢・諸公事負担のない土地である。つまり、この二つの史料はそれぞれ前項で分類した【A】
群と【B】郡に対応している。ともに得分（斗代）が記されているが、その斗代には大きな開きがある。

まず【A】群に属する《史料六》の場合、「公方三斗六升公事米八升」（合計四斗四升）の負担があり、この土
地の収取物からそれらを差し引いた形で得分が存在している。ところが【B】群に属する《史料七》の場合、そ
れらの負担がないぶん、戦国権力や荘園領主らがほんらい収取すべき負担分にまで踏みこんで得分を成立させる
ことができる。こうして両方の得分斗代を比較すると、《史料六》が「定得分五斗六升」であるのに対して《史
料七》は「得分壹石三斗五升」という高斗代を実現している。

以上、整理してみると、【A】群に属する得分は公方年貢と諸公事反銭ほかを差し引いた残り、つまり租税体
系の枠外に存在しており、いわば租税体系の枠内に踏みこんでいる【B】群に属するケースと明確に区別する必
要がある。これまで戦国期の得分というと、基本的に【A】群に属するものを指していた。とくに戦国期の加地
子は一般的に租税体系の枠外に成立していた剰余分という説明がなされており、加地子が【B】群の形態として
存在していることにほとんど注意が払われてこなかったのではなからうか。そこで次に、加地子が【B】群の形
態としても存在していることを確認しておきたい。

《史料八》(「中家文書」中世編七五三)

賣渡申田地之事

ナワシロ 北カ井トニアリ、

合老所ハ、 役ナシ、

加地子五斗五升ナリ、

(中略)

コレハマエノカリ錢文書也

永禄参庚申年十二月吉日

モリノ南衛門(略押)

成真院

まいる

永禄三年(一五六〇)のこの売券には、加地子斗代が「五斗五升」として記載される一方、「役ナシ」と土地に年貢負担のないことが記されており、これが【B】群に属する史料であることは明らかである。

第三節 「戦国期」得分の成立過程

一 得分の高騰

前節において戦国期の得点が形態的に大きく【A】【B】の両群に二分できることを確認した。本節はこれま

であり注意を払われなかった【B】群に属する得分を中心に論述していくが、その前に【A】群の得分について成立過程を再確認しておきたい。

土地の剰余生産物がまず初めに「領主之得分」として史料に現われることは前述したが、その後の土地の生産力向上により、新たに成立したものが【A】群の得分であった。戦国期は戦乱や相次ぐ冷害によって農地が疲弊したが、それでも基本的に在地の生産力は向上し、剰余部分はさらに膨れ上がったと考えられる。もともと名主得分だった時代にも農民的剰余の部分を含んでいたが、鎌倉時代末期以降、加地子名主職などとして再編され、あらためて得分が史料に登場した際、その農民的剰余部分は定量化され、地主の権利として定着する。そして、荘園の衰退などの事情によって、本年貢部分が固定化され、農民的剰余部分が肥大化するのである。戦国期を通じて、その「加地子Ⅱ得分」はさらに拡大するが、そのことを、和泉地域の史料を例に確認してみたい。まず応仁二年（一四六八）三月四日の売券⁽²⁴⁾によると、土地の年貢が一反あたり「七斗代」であるのに対して、得分は「賀（加）地子六斗在」であった。まだ応仁年間の段階では、年貢斗代（七斗）が加地子のそれ（六斗）に優越しているのである。ところが、同じ和泉地域ではその後、固定どころか、年貢負担は量的な減少傾向をみせている⁽²⁵⁾。応仁二年の売券で七斗だった年貢は、たとえば永禄三年（一五六〇）十二月の売券⁽²⁶⁾によると、一反当たり三斗三升と段銭一〇〇文（便宜的に一斗として換算）となっている。合計しても四斗三升である。その一方、加地子は一石七斗である。応仁年間の売券と比較すると、年貢は明らかに量的に減少しており、反面、加地子斗代はおよそ三倍に高騰している。

こうして生産力の伸びと年貢の減量部分を得分（加地子）が吸収して高騰し、戦国期を通じて和泉地域の在地

社会に根づくのである。

二 荒地と拔地

ここからは【B】群について検討するが、まずはなぜそこが負担のない土地になっているのか考えていきたい。

《史料九》〔「観音寺文書」一四九『改訂近江国坂田郡志』巻第七所収〕

奉寄進 田地之事

在近江國坂田北郡福能部七條之

合半者 庄内二里六坪西繩本半也

只荒野也公方無一圓也得分七斗五升

伊吹観音寺學頭坊江奉寄進者也

(中略)

大聖

文明六年甲午二月十七日

宣運(花押)

この大聖宣運という僧の寄進状に「公方無一圓也」とあるとおり、得分の七斗五升が【B】群に属することは明らかである。さらに寄進状には「只荒野也」として負担のない理由が記されている。「荒野」であることが負担なしの理由であるということは、十一世紀ごろ在地社会に現れた加地子の成立過程を思わせる。加地子はじめ、開墾によって新たに田地を開いた開発領主に対して国衙が免判を出して成立させる得分のことを指していた。つまり、国司の免判を前提にし、開墾地の官物減免分が開発領主の権利として成立したのである。本史料には国衙

の免判状こそないものの、そこに明記される「七斗五升」の得分は、この成立期の加地子と同じ成立過程を持っていることになる⁽²⁷⁾。こうして、そこが荒野であると売券に明記することによって事実上の免田となっている事例のほか、土地を免田化する方法に、年貢の付け替えがある。

《史料十》（「総持寺文書」七七）

奉寄進 私領田地之事

江州坂田北郡楞嚴院庄之内八條六里三

合壹段者 坪東ヨリ於テ四段次壹段也、定徳分八斗

八合升定也、臨時段銭者、堀内時名之内ニ被

符候間、無之者也、公方ハ別符也

（中略）

天文十九年六月廿九日

法印 承 祐（花押）

この一反の田地には「徳分八斗」と得分斗代は記載されているものの、公方年貢の記載はなく、【B】群に属する史料となっている。そして、負担すべき臨時段銭がなくなった理由として「堀内時名之内ニ被符候間」と記される。公方年貢についても「公方ハ別符也」とある。つまり、段銭賦課地を堀内時名に付け替え、そして、公方年貢も別の土地に付け替え、一反のこの田地が免田となり、八斗の「徳分」が成立しているのである。名田を分割して売買する際、年貢を「親地」に残し、負担なしの土地とする例があり、そういう土地を拔地もしくは名拔地と呼ぶが⁽²⁸⁾、戦国期の在地ではこのような負担の付け替えが頻繁におこなわれている。ところで、和泉地域

の史料のなかに、負担の「ある」「なし」が不明な土地の売券・寄進状（つまり【A】【B】いずれに属するかわからないもの）が二一七通に及んでいるが（「表1」参照）、その不明な史料の中には【B】に属するものがかなりの割合で含まれているのではないかと考えている。和泉地域の【A】【B】いずれに属するかわからない得分の中に次のようなものがある。

《史料十一》（「中家文書」中世編五三）

寄進申田地之事

合小四十分（歩）者、加地子二斗五升宛、

（中略）

吉祥院

文亀元年二月日

長 算（花押）

吉祥院長算という人物が一六〇歩の田地からあがる「加地子二斗五升宛」を寄進したことを示す史料であるが、得分（加地子）の記載があつて負担のそれがないのは不自然であり、負担がないから記載していないと考えたほうが理に適つていよう⁽²⁹⁾。もう一つ例示するなら、永正八年（一五一二）二月十一日の売券⁽³⁰⁾に「合半者、四斗代せマチニアリ」とあり、一八〇歩の田地に存在する四斗の得分が売買対象になつてゐるが、やはり負担が記載されていない。このいずれの土地も、年貢負担を親地に付け替えて成立した抜地の一部ではなかつただろうか。名田を分割して売買する際、親地に年貢負担を付け替えることは前述したが、例示した田地のいずれもが一反に満たない「せマチ」単位となつており、抜地として分割売買された際の端数の田地を思わせる。こうして成立し

た【B】の得分は、領主の得分である年貢部分に踏み出す形で存在しており、戦国権力にとって、このように地主層が収取する得分は事実上の「隠田」となる。そのことに関して次の北近江の寄進状を用い、一考してみたい。

三 分割売買される得分

《史料十二》（「総持寺文書」三六）

賣渡進 私領田地新放券文之事

在江州坂田北郡平方上郷之内、六條七里六

之坪、南繩本於三反次一段也、内斗壹石三斗

合壹段者 五升代、公方年貢、段錢無也、然共於以後公方

段錢為諸公事、内斗三斗五升殘置者也、定得

分壹石也

右件田地、元者小堀道濟先祖相傳之私領也、雖然依有直要用能錢肆貫貳百文、限永代賣渡申處實正也、雖可本證文相副依在地類、本證文裏ハリ（割）、新券文以、賣渡申事、實正明白也、然上者、雖経子々孫々、後々末代、於此下地者、不可有違亂煩他之妨者也、若臨時段錢諸公事出来候者、賣主沙汰可仕者也、此上違亂煩候者、以本錢賣（買）返可申者也、仍為後日證文状如件

明應八年辛未卯月二日

小坂（ママ）入道

道 濟（花押）

北

直 隆（花押）

この平方荘内の土地（田地一反）が本所（青蓮院門跡）によつて認められた免田であることは後述する《史料十三》によつて裏付けられる。また、売主の小堀道濟（小堀直次入道）は延徳二年（一四九〇）十二月の売券⁽³¹⁾に「十五町之自名」を持つとあり、近江国坂田郡平方荘上郷を本貫地とする大地主であった。この免田の得分は「内斗壹石三斗五升代」であり、売主の小堀氏がその一石三斗五升から「三斗五升」分をさらに差し引いている点に注目したい。つまり小堀氏はこの土地の得分（一石三斗五升）を「三斗五升」と「一石」に分割して「三斗五升」分を手元に留め置き、総持寺であると推論できる買主へ「定得分壹石」として売却しているのである。

このように、売却に際して土地どこるか得分を分割することは北近江地域の史料にいくつかみられ、たとえば、永正八年（一五一二）二月十二日の売券⁽³²⁾には「公方年貢五斗内徳分六斗二斗公事米引定が（加）地子四斗也」とある。ここでは「内徳分六斗」から二斗の公事米を差し引いたものが「加地子四斗」であるとし、いっけん「内徳分」と「加地子」とを区別しているようにみえる。しかしこれは、ほんらいは六斗であった得分を二斗と四斗分に分割し、二斗を公事米相当分としてその負担に備えるため売主側に留め置き、残った四斗を加地子として売却したと考えることができる。小堀氏が得分を分割する理由もそれと同じであった。《史料十二》には「若臨時段銭諸公事出来候者、賣主沙汰可仕者也」とあり、臨時の反銭賦課に備えるためという理由が明示されている。

《史料十二》の土地が本所に免田として認められた土地であり、公事米の負担もないことを考えると、戦国権力層が、租税負担がなく事実上の「隠田」と化した田地に目をつけて段銭や諸公事を徴収しようとしても不思議ではない。野澤隆一氏は、小堀氏が「諸公事段銭三斗五升」の負担をとまなう耕地として新たに負担を設定した

理由について、売却や寄進を契機に隠田として「顕在化」してしまうためだと論じている⁽³³⁾。そこで問題になるのは、得分の売却や寄進の際、どのようにして事実上の隠田である事実が「顕在化」して領主側に伝わってしまったのかであろう。野澤氏はこの問題について具体的に述べていないが、総持寺が、事実上隠田の状態となっている地主の土地を顕在化させる装置として機能していたのではなからうか。戦国期の総持寺は本貫地である楞嚴院荘や隣接する平方荘に多くの寺領を持っていた。ただし、寺領といっても、得分の集積が主だったとみられる。その意味では総持寺も小堀氏と同じく荘内の大地主であった。

同じく北近江の大原荘内で得分を集積していたのが大原観音寺であり、湯浅治久氏の「観音寺文書」についての論文がひとつの方向性を示唆してくれている⁽³⁴⁾。

観音寺は集積した土地の収入を「寺領注文」という形で領主へ指出し、その案文などが観音寺文書の一部としていくつが残っている。たとえば文明十八年（一四八六）の寺領注文案⁽³⁵⁾には土地ごとの「反数（面積）」や「分米」が書き上げられ、それら計三町半の寺領について「此外十五文銭四百七十五文・目銭十二文添テ、恒例反銭免除也」という記載がある。さらに、末尾にこの寺領注文が「公方エ指出ノ安文」であることが示され、別の案文によって、「公方」が「大原殿様」であるとはほぼ特定できる。大原氏は大原荘（法勝寺蓮花蔵院領）の地頭の流れをくむ国人領主である。そして湯浅氏はこの寺領注文を詳細に検討した結果、「十五文銭」分の四百七十五文が反銭免除のための札銭に相当し、観音寺がこうした寺領注文を公方である大原氏へ指出す理由について「領主の反銭賦課免除を取り付けるための申し立てである」⁽³⁶⁾と断じている。観音寺は領主の大原氏に対して、反銭免除を求めて定期的に寺領注文を指出しているのである。

それなら大原氏はなぜ観音寺にそうした恩恵を与えたのだろうか。信仰上の理由もあるが、より政治的な役割に期待したのではないだろうか。反銭を免除する代わりに、観音寺を通じて荘内で地主化した土豪層の土地(得分)を掌握するという役割である。観音寺は寄進や売買によって荘内の地主層から得分の集積を進めており、そうして集積した「寺領」の指出という形で地主が持つ得分を「顕在化」させることができる。大原氏はそこに期待して観音寺に反銭免除の特権を与えたのであろう。

それと同じことが楞嚴院荘と隣接する平方荘において、反銭賦課権者(戦国権力)および総持寺、地主である小堀氏との関係についてもいえるのではなからうか。

四 公方年貢の売買

ここでいまいちど問題を整理し直しておく、小堀氏が得分を総持寺へ売却した際、事実上隠田となっていることが顕在化するため、領主の臨時反銭賦課に備え、売却する得分の一部(三斗五升分)を留め置いたと解釈したわけである。そして大原観音寺「寺領注文」を参考に、顕在化する理由を次のように考えた。総持寺が領主から免税特権を与えられる見返りとして、領内の地主層から集積した得分について掌握する役目を担っていたのではないか——と。しかし、ここでもうひとつ考えるべき事柄がある。臨時反銭用の三斗五升がそのほぼ半世紀後の天文二十年(一五五一)、史料に「公方年貢」として現われ、それが得分化されているのである。

《史料十三》(「総持寺文書」七八)

永代賣渡申 　私領田地新放券文之事

在江菟坂田北郡平方上之郷之内六條七

老段者ノ内ヨリ

里六之坪南繩本於三段次一段、公方年貢

合参斗伍升者

北内斗定能米三斗五升到仕候て賣申者

也、此下地從主方毎年無煩可被召者也、御

本所御免除自名之田数内也

右件田地元者惣持寺普賢坊先祖相傳之私領也。雖然依有直要用能米壹石壹斗ニ限永代賣渡申處實正明白也。殊ニ本證文老通相副進上者、雖経後々末代子々孫々違亂煩不可有他之妨者也。仍為後日支證明鏡之状如件。

天文廿年三月 日

賣主惣持寺普賢坊

實 勝（花押）

（端裏書）

「法印無終米江買徳也」

まずここが「平方上之郷六一七―六」の「南繩本於三段次」にあり、《史料十二》と、同じ土地であることを確認しておきたい。さて問題は、小堀氏が反錢用に留め置いた三斗五升がなぜここでは公方年貢と表現され、さらに総持寺の僧（普賢坊實勝）によって売買の対象にされているのかということである。

このように得分であるものが公方年貢と呼称されて売買される実態について湯浅氏は、観音寺文書の研究によって、その得分が免田（反錢免除）から生じた売買可能な生産物であり（本稿でいう【B】群に属する得分）、租税体系と関連するものであったからという見解を示している。つまり、寺領注文によって確認できる観音寺の得分はそもそも反錢免除という過程を経て成立したものであるから、公方年貢と呼称されているというのである。こ

うして免田に存在する得分が公方年貢と表現されるところに、この形態（【B】群）が租税体系の枠内に成立しているという特徴をよく示している⁽³⁷⁾。

これを総持寺のケースに置き換えるなら、次のようなことがいえまいか。小堀氏の得分（三斗五升）が総持寺側に渡った経緯は不明ながら、総持寺が入手した時点で「寺領」として反銭免除の恩恵に預かることができる。このため、もともと小堀氏の得分の一部であった反銭用の原資は公方年貢と呼称されるようになるものの、実態は得分そのものであるわけだから、総持寺から寺内の普賢坊という「坊」へ得分が売買もしくは配分され、いままた、普賢坊の実勝がそれを売買対象にしているという考え方である。

以上、このように【B】群に属する得分は戦国権力層と地主側のさまざまな思惑が入り混じり、複雑な様相を呈していることが窺われる。

小括

「領主之得分」としてまず史料に現れる土地の得分は、領主層が収取する年貢部分の固定化や生産力の向上にともない、戦国期になると、さらなる余剰を生みだし、その剰余部分が主に地主層に集積されるようになる。近江坂田郡楞嚴院庄の寄進状に「内徳」として示される一反の田地の斗代は「一石五斗代」と記載されており、一方、この田地には、公方年貢ほかの在地負担分が合計六斗分として示されている。そして、一石五斗から、それら負担分を差し引いたものが「定得分」（九斗）として明記されている。この九斗が主に地主・土豪層に集積さ

れた戦国期の「得分」である。したがって、こうした地主の得分は、主に土地の内徳（剰余生産物）から年貢を含めた負担分を差し引いた残りとして成立している。いわば戦国期の「得分」は、こうして租税体系の枠外に成立するというのが一般的なパターンである（【A】形態）。それは、北近江地域の対象史料（二二五通）に現われる得分のうち、八割以上がこの形態を持つていることから明らかである。しかしこれまで、ややもすると戦国期の得分はこの形態のみを指すように理解されがちであり、別形態の得分に関して注意が払われてこなかった。そこで、そうした通説とは異なる成立過程を持つ得分の存在形態を明らかにした。それらは、得分権者が荒野であると主張したり、年貢を親地などに付け替えたりすることによって成立している。ただし、そこが免田である以上、ほんらい租税負担があつてしかるべき土地であり、もしくは実際に租税が存在していた土地でもある。一方、得分はその租税部分に踏みこんで成立しているわけであり、したがって、この形態の得分は、租税体系の枠内に成立した得分だといえる（【B】形態）。そもそも戦国期を代表する加地子は、開墾によって新たに田地を開いた開発領主に対して国衙が免判状を出したことに起因し、ほんらい国衙が租税を徴収していた土地の剰余部分を、得分として成立させた経緯を考えると、この形態について無視することはできないのである。

一方、和泉地域における得分はかなりの高斗代を実現しており、地主の大きな経済的基盤となっているが、戦国大名や国人領主といった戦国権力はその得分（農民的剰余）をどのようにみていたのか。それらに関してまったく無関心だったのか、それとも、得分を掌握しようとしていたのだろうか。彼らがまったく無関心でなかったことは、国人領主の大原氏が大原観音寺を通じて地主の得分を掌握しようとしたとする例からもある程度窺える。とくに権力側にとって問題となるのは、租税形態の枠内に成立した得分（【B】形態）である。それらは前述し

たように免田化されているため、ほんらい戦国権力が収取すべき部分に踏みこんで得分を成立させ、地主はより高い斗代を享受できる。その反面、戦国権力にとっては事実上の「隠田」となる。したがって、戦国期の得分の性格をよく理解するには、存在形態とその成立過程を明らかにするだけでは不十分であり、こうした租税体系の枠内に成立した得分を中心に戦国権力と地主の関係を検討すべきであろう。次章では、得分をめぐり両者間にとどのような相剋があつたのかをみていきたい。

(註)

- (1) 永原慶二氏が「加地子について」(『日本中世社会構造の研究』(岩波書店、一九七三年)のなかでそのような一般的解釈を紹介しているが、永原氏自身、同論文において、その一般的解釈に疑問を抱いていた。
- (2) 使用する史料集は次のとおり。北近江は『東浅井郡志巻第四』ならびに『改訂近江国坂田郡志第七・八巻』。和泉が『熊取町史 資料編』、『新修泉佐野市史4 資料編』、『堺市史第四巻 資料編』、『貝塚市史第三巻(史料)』
- (3) 藤木久志『戦国社会史論』(一九七四年、東京大学出版会)
- (4) 「東大寺文書」四ノ四七(『平安遺文』所収)以下、同文書は史料番号のみを記す)
- (5) 永原慶二「荘園年貢搾出のメカニズム」(『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、一九六一年)
- (6) 西谷地晴美「中世成立期における「加地子」の性格」(『日本史研究』二七五号、一九八五年)
- (7) 高橋正志「「負名体制」論の検証」上・下(『日本古代・中世史 研究と資料』三・六号、一九八八年・一九八九年)、佐藤泰弘「平安時代の官物と領主得分」(『甲南大学紀要 文学編』一二九号、二〇〇二年)

- (8) 「東大寺文書」四ノ一
- (9) 「都甲文書」六（『大分県史料』九所収）
- (10) 『国史大辞典』巻1「得分」の項
- (11) 『国史大辞典』巻3「加地子」の項
- (12) 前掲註(2)の『熊取町史 資料編1』に所収される（以下、「中家文書」は文書番号のみを記す）。
- (13) 「中家文書」中世編三〇
- (14) 民衆が右近や左近などの朝廷の官名を名乗るには村落内の寺社改修などの実績が必要であり、村落内でこうした官途名を名乗る儀式を「官途成」という。したがって官途名を持つにはそれなりの財力がなくてはならず、官途名を持つ者は富農層だと考えられる。
- (15) 坂田郡の六角・浅井両氏の主な被官を列記した「江州佐々木南北諸士帳」（『坂田郡誌』）に殿村氏の記載はなく、国人領主層と峻別されるべき階層だと考えられる（地主層の規定については第三章で詳述）。
- (16) 『静岡県史料』所収「舊大宮司富士家文書」の天文二十二年（一五五三）三月二十四日付の今川義元判物（第二章で詳述）に「百姓内徳」とあり、やはり、「内徳」とある場合、領主の得分も含められているため、義元はわざわざ「地主の得分」について「百姓内徳」と表現したのであろう。
- (17) 永松圭子『日本中世付加税の研究』（清文堂出版、二〇一〇年）
- (18) 「職」の売買事例として天文十八年（一五四九）七月二十日の売券（「中家文書」中世編五八三）をあげておきたい。「永代賣渡申田地作識（職）之事」として、和泉国熊取にある三畝（田地）の作職を持つ「ヲヨメ」「ヲトク」「コトク」「ヲエ井」

という四人の女性が直銭二貫七〇〇文で作職を売却している（作職については第三章第二節で詳述）。

(19) 元龜三年（一五七二）二月の契状（「中家文書」中世編七八九）に一斗六升分の加地子について「水損・日損不行」とある。

これは、一斗六升の加地子について「水損・日損ナク」「子々孫々マテハカリ可申候」とあるように、水損・日損があっても、一定の斗代を払い続けることを約した契状である。

(20) 「得分」「徳分」などと史料に明記されていないとしても、斗代が記載され、明らかにその斗代が得分を指している場合は【1】に含めた。

(21) 寄進状の本文に「反銭三百文也」とあるが、これだと得分は八斗となり、「定得分玖（九）斗」と計算が合わなくなってしまう。しかし、本文中のこの反銭三百文は誤って記載されたものか、あるいはのちに修正されたものらしく、そのため端裏書に「但反銭二百文有之」と明記されているのである。

(22) 三浦圭一「惣村の起源とその役割」（『史林』（五〇）（二・三）号、一九六七年）。このほか、大山喬平氏が「公方年貢について―美濃国龍徳寺の売券―」（『人文研究』二二（四）号、一九七一年）において三浦論文を補足・発展させている。

(23) 池上裕子「後北条領の公事について」（『歴史学研究』五二三号、一九八三年）、同「後北条領国における給人の公事賦課権―戦国期在地領主権の検討のために―」（『地方史研究』一八九号、一九八四年）

(24) 「中家文書」中世編二四

(25) 島田次郎「荘園制的収取体系の変質とその解体」（『講座日本荘園史4 荘園の解体』吉川弘文館、一九九九年）

(26) 「中家文書」中世編七五二

(27) 荒野だとしたら、一八〇歩の耕地から収穫できる得分として「七斗五升」（反当たり換算一石五斗となる）というのは高過

ざる。したがって、寄進状に「荒野」と記載したのは地主（この場合は大聖宣運という僧）が「隠田」としての摘発を逃れるための方便とみられなくはない。

(28) 前掲註(22)の大山論文

(29) 売券や寄進状に年貢斗代が明示されていない理由の一つとして、年貢納入義務が売主や寄進主にあることも考えられる。その場合、寄進先や買主に年貢納入負担が生じず、史料に年貢斗代が記載されていなくてもおかしくない。しかし、三河の売券や寄進状のなかには、そのように記載の必要のない場合でも、売券や寄進状に年貢が記載されているケースもある。新行紀一『一向一揆の基礎構造―三河一揆と松平氏―』（一九七五年二月、吉川弘文館）参照

(30) 「中家文書」中世編九八

(31) 「総持寺文書」二六（『改訂近江国坂田郡志』巻第八所収）

(32) 「観音寺文書」二〇四（『改訂近江国坂田郡志』巻第七所収）以下、同文書は史料番号のみを記す）

(33) 野澤隆一「戦国期の買地安堵―江北地域の売券・寄進状の分析―」（『国史学』一三四号、一九八八年）

(34) 湯浅治久『近江大原観音寺文書』における帳簿群の性格と機能―中世後期在地寺社研究の前進のために―（『駿台史学』一〇一号、一九九七年）

(35) 「観音寺文書」一六九

(36) 前掲註(34)

(37) 三浦氏は公方年貢を「農民的立場から表現したもの」（前掲註(22)の三浦論文）と定義づけており、地主層からは反銭諸公事と莊園年貢の変形である公方年貢とが同じように扱われていたのだろう。

第二章 戦国期「得分」めぐる「地主」と「戦国権力」

問題の所在

戦国期「得分」（地主の得分）をめぐる問題点の一つとして、年貢を大幅に上回る高斗代の存在がある。とくに史料上【B】形態として現われる得分⁽¹⁾は、租税体系の枠内に存在する得分としての形態を持つ。いわば領主層が収取すべき「領主の得分」（年貢諸負担）に部分に踏みこんで成立しているのである。収取主体である地主層（土豪・地侍）が戦国権力の支配を受ける階層でありながら、大きな富（高斗代の得分）を集積していることに、戦国権力はどのように対応したのであろうか。本章では戦国大名や織田政権がおこなった検地も対象に含めるものの、主に検討するのは買地安堵である。

知行地の承認（安堵）は相続による遺跡安堵が主であるが、売買や贈与などの場合にもおこなわれ、それを買地安堵と呼んでいる。後述するとおり、買地安堵は、地主層が集積した戦国期の「得分」を顕在化させる手段ともなりうる。したがって、この制度を通じて在地社会をみたときに、戦国大名と地主間の相剋関係を浮き彫りにすることができると考えている。

戦国期の買地安堵についての本格的な論考は、奥州伊達氏の買地安堵制を論じた藤木久志氏を嚆矢とする⁽²⁾。

続いて下村效氏が長宗我部領国における買地安堵について論じているが⁽³⁾、とくに下村氏は、長宗我部氏が家臣の買得地を安堵して給地化することにより、軍役を確保しようとしている点に注目している。

下村氏は論文の中で長宗我部氏が家臣の買得地に「買地判前」を与え、安堵していることを明らかにした。ここでいう「買地判前」というのは長宗我部氏が家臣の買地に与える判物のことである。長宗我部氏は、地検帳に「藤崎孫左衛門買地給二入」などとあるとおり、家臣（この場合は藤崎氏）の買地に判前を与えて給地として宛行う形をとっていた。つまり、家臣の買得地を「買地判前」の地とすることにより、長宗我部氏は安堵した土地にみあう軍役を家臣に求めることができるのである⁽⁴⁾。

このようにまず買地安堵研究は、戦国大名の領国支配という観点で主に論じられてきた。ただし、戦国大名が軍役確保のために積極的に買地安堵という制度を活用したのか、つまり、戦国大名は買地安堵の主体となりえたのかという点において課題を残しており、そうした課題は、土地売券や戦国大名の安堵状・宛行状が多く残る若狭地域を対象にした研究に引き継がれた。

若狭地域の売券や安堵状にいち早く注目したのは藤井讓治氏⁽⁵⁾だったが、その後、水藤真氏⁽⁶⁾・河村昭一氏⁽⁷⁾らにより、研究が進められた。本章との関連でいうと、河村氏が地主層と戦国大名との関係にまで踏みこみ、地主層の視点で買地安堵をとらえていることは特筆に値しよう。

まず第一に、この河村論文および水藤論文が残した事蹟をより発展させる形で、若狭地域における戦国大名武田氏と「地主の得分」をめぐる関係をみていきたい。具体的には買地安堵が史料に現われる時期や手続き上の問題、さらに安堵の対象が戦国期の得分であることなどの基本的事項を確認した上で、次の三点を明らかにする。

①買地安堵の主体が申請する側（地主・土豪層）にあること②彼らが上級権力である武田氏に安堵を求める理由に「競望之族」や「横妨之輩」の存在があること③さらには、武田氏が買地安堵を通じて掌握した地主の得分をどのようにとらえ、なおかつ、取收体系の中に包摂しようとしたのか——という問題点である。

しかし、一地域だけでは、戦国期を通じた戦国権力と地主層の得分をめぐる関係を論じたことにはならない。そこで、今川氏真および織田信長と地主・土豪層との相剋関係について、先に述べたような観点から、特徴的な事例を抽出して比較検討したい。

なお、本稿が武田に加えて今川と織田を俎上にあげるのは、今川がのちに没落する権力であり、一方の織田が畿内を中心に織田政権を成立させる権力であるためである。この二つの戦国権力が地主との関係をどうとらえているのか——それを社会経済史的に問い直すことによって、二つの権力の性格をあらためて浮き彫りにできるといふ成果にも期待したい。

第一節 買地安堵と「若狭武田氏」領国

一 買地安堵をめぐる諸問題

まず買地安堵をめぐる基本的な事項を整理しておこう。

（買地安堵の時期）

若狭武田氏が発給する文書などをもとに歴代武田氏当主と文書発給の頻度を比較した水藤氏の研究により⁽⁸⁾、

五代当主武田元信から六代元光・七代信豊に及ぶ三代の治世に、文書が集中していることがわかる。とくに本章と大きく関連する安堵状については計四十五通のうち、この三代に三十四通が集中している。この三代の治世は延徳二年（一四九〇）八月から永禄三年（一五六〇）十二月までと、おおよそ十五世紀末から十六世紀なかばごろまでに及んでいる。買得地を対象にした事例が史料に現われてくるのは、永正年間になってからである⁽⁹⁾。

たとえば永正十年（一五一三）十一月十九日付で五代目武田元信が若狭の神宮寺に対して「当寺諸寄進買得田畠山林等并坊中同前事、任証文旨、寺領永代不可有相違」⁽¹⁰⁾として、寄進や買得による寺領を一括して安堵している。その後、六代元光の時代の大宝三年（一五二三）十一月十七日には、神宮寺がおこなう「向後の買得」⁽¹¹⁾についても安堵するとしている。神宮寺のような地方寺院も田畠山林などを買得する地主としての側面を持っているが、本稿の対象である地主層に対する買地安堵とは基本的に区別して考えたい。林文理氏は若狭地域の安堵状を分析した結果、戦国大名側が地方寺院などへ買地安堵をおこなう理由として、その見返りに「修理勤行や国家祈祷等を要求していた」と論じている⁽¹²⁾。一方、武田氏が地主層へ買地安堵をおこなうのは、後述する別の目的があるからであり、主に戦国大名が宗教上の理由で地方寺院へ期待する場合は趣を異にしている。その地主層への買地安堵は、天文年間になって史料に現われてくる。

（買地安堵の手続き）

次の史料は三方郡耳庄の地主野崎二郎右衛門尉が兪政から山子谷という在所の作職を買得した際の売券である。

《史料一》（「野崎宇左エ門家文書」二『福井県史 資料編 8 中・近世六』所収）以下、同文書は文書番号のみ

を記す)

永代売渡申作職山田之事

合老所 但在所山子谷ニ在之、

右彼下地者、依有要用、作職永代売渡申処実正也、但毎年大塩長門守殿へ年貢壹斗五升納所候て、作職末代可有御知行候、此上ハ兎角申者有間敷候、仍後日之永代売券状如件、

天文拾五丙午二月一日 兪政 (花押)

野崎二郎右衛門尉殿

まいる

この売券に「但毎年大塩長門守殿へ年貢壹斗五升納所候」とあり、若狭国遠敷郡を本拠とする国人領主(武田氏被官)大塩長門守⁽¹³⁾へ、毎年一斗五升の年貢を納めていることから、この野崎二郎右衛門尉が国人領主の支配を受ける地主・土豪層だったことが確認できよう。野崎二郎右衛門尉はこの七年後、七代目当主の武田信豊から安堵状をたまわるが、同日付で安堵される買得地の目録が発給されている。次に、その安堵状と目録をあげる。

《史料二》(「野崎宇左エ門家文書」三)

若劬三方郡耳庄之内野崎次郎右衛門尉抱分買得付永作職等之事目録別紙在之、沽主雖有相違之儀、不可有異儀、并國中買地方臨時之諸役申付族雖在之、不混自余令免除者也、然者任支證目録親讓之旨、無他妨永代知行不可有相違状如件、

天文廿二年十一月十日

武田信豊 (花押)

《史料三》（「野崎宇左エ門家文書」四）

武田信豊（花押）

耳庄之内処々買得目録之事

一、参段者 沽主 山本中務丞

一、壹段者 同 大塩次郎左衛門尉

一、貳段者 四ヶ処新開 同 木村

永作職分

（中略）

右条々、任代々持伝旨被成 御判上者、向後如何様之族雖有出来、永代知行不可有相違之由被仰出者也、仍下知如件、

天文廿二年十一月十日 左衛門尉（花押）

野崎次（二）郎右衛門尉が取得した買得地や作職が武田信豊によって安堵され（《史料二》）、領主の判物を与えられた土地として《史料三》の目録が意味を持つてくるのである。このように安堵状と買得地の目録がセットになって発給される例は当該地域において多く見受けられる。

それでは、その安堵状と目録がどのような手続きを経て、発給されるのかをみていこう。このいずれもが天文二十二年（一五五三）十一月一日付であり、まず武田氏側から野崎氏へ一括して発給された文書だということがわかる。しかし、買得地の目録がないと、武田氏側も安堵のしようがない。したがって、まず野崎氏から買得地

目録の提出を受け、それをもとに安堵する土地の目録を作成する必要がある。そうして作成した目録に当主の袖判を捺し、安堵状とあわせて発給したと考えられる。この買地安堵の手続きについては、水藤氏が発給文書の筆跡などをもとに精査しており⁽¹⁴⁾、それをまとめると、次のとおりとなる。

①まず安堵を求める側が武田家の奏者に目録を提出する②奏者の祐筆が目録に安堵文言を加えて清書する③武田家当主の祐筆が安堵状を作成する④決済日に武田家当主の祐筆が安堵状に日付を入れ、当主が買得地目録と安堵状に加判する⑤奏者が目録に署名して安堵状と買得地目録を発給する。

この手続きを野崎氏のケースにあてはめると、《史料三》の「左衛門尉」が①でいう武田家の奏者にあたろう。

(買地安堵の対象)

《史料四》(「西福寺文書」四九『福井県史 資料編9 中・近世七』所収)以下、同文書は文書番号のみを記す)

永代うり渡田地つほつけもくろくの事

一、壱段 分米 壺石三斗 在所ながら
段銭百文

一、半 分米 六斗五升 同うわ屋しき
段銭五十文

一壱段 分米 壺石 同かミの上
段銭百文

一、半 分米五斗 同かミの上

段錢五十文

一、半 分米 六斗五升 同山のかミの本

段錢五十文

一、三畝 分米 三斗 同きひかわら

一、壹段 分米 壹石四斗 同ミやのまへ

百四十文くほうたんせん

一、壹段 分米 壹石二斗 同中しま下

百四十文くほうたんせん

右もくろくの旨、永代御知行あるへく候、

長沢四郎二郎

重次（花押）

天文十九年戊庚九月卅日

沼田菊松殿参

この「つほつけ（坪付）もくろく（目録）」は、室町幕府の奉公衆である三方郡熊川の国人領主・沼田菊松が長沢四郎二郎重次から買得した田地をまとめた目録である。ここでは安堵状の掲載を省略したが、沼田氏はこの坪付目録を長沢四郎二郎から受け取った翌月、安堵状と共に、武田信豊からの買得目録を受給している。これも前項でみた手続きにのっとり、申請者（国人の沼田氏）の側から提出した坪付目録をうけ、戦国大名の武田氏が

安堵状と買得地目録を発給した例である。次に、その買得地目録を示す。

《史料五》（「西福寺文書」五一）

武田信豊（花押）

三方郡耳庄新庄之内処々買得目録之事

一、尅段	在処長良	段錢百文	沽主長澤四郎次郎
一、半	同上屋敷	同五拾文	同 同前
一、尅段	同カミノ上	同百文	同 同
一、半	同前	同五拾文	同 同
一、半	同山神之本	同五拾文	同 同
一、参畝	同キヒ河原	同	同 同
一、尅段	同宮之前	同	同 同
一、尅段	同中嶋下	同	同 同
一、八畝	同田シロ	同	同 同
一、尅段半	同太郎別当	同百五拾文	同 ヨリツミ彦三郎
一、半	同深田中宮前	同	同 四郎三郎
(中略)			同前

……… (紙継目) ……

以上

右任目錄沽券之旨、無他妨永代知行不可有相違之由、被仰出者也、仍執達如件、

天文拾九年十月廿日 大和守(花押)

沼田菊松殿

先の坪付目録に書かれた計八筆(「なから」から「中しま下」の部分と、この「買得目録」に記載された「田シロ」を除く長澤四郎次郎沽却分(計八筆)を対照させたものが、「表2」である。

この表からわかるとおり、「坪付目録」をみると、「買得目録」には記載されていないものの、「長良」の「壺石三斗」から「中嶋下」の「壺石二斗」まで、実際には一筆ごとに「分米」の記載がある。いったい、この斗代は何を意味するのか。

そこで「坪付目録」記載の各「段銭」と各「くほうたんせん(公方段銭)」のちがいに注目した。そもそも、段銭というのは領主の権限にもとづき収納するべきものであり、経済行為とは無関係に、いわば経済外的強制力を持つ。ところが、藤井氏は若狭の売券や寄進状の分析を通じて、こうした領主権の一部をなす段銭徴収権が売買という経済活動の成立によって得

分化するケースがあると言及している⁽¹⁵⁾。「坪付目録」の作成者は同じ段銭でも「段銭」と「くほうたんせん」とを書き分けているが、「くほうたんせん」の「公方」という表現からみても、それが経済外的強制にもとづき、領主権に属する性格のものであると考えるべきであろう。

だとしたら、次のような結論が導き出されよう。「坪付目録」記載の「宮之前」「中嶋下」の田地の生産物から、それぞれ「百四十文」の「くほうたんせん」を差し引いた残りが「分米」の「壺石四斗」および「壺石二斗」となり、それはまさしく本稿でいう戦国期の「得分」といえる⁽¹⁶⁾。したがって「長良」から「キヒ河原」までの分米斗代もまた同じく、得分だと考えられる。「買得目録」の計八筆すべてに斗代が記載されていないのは、この目録が安堵を目的として作成されたものだからであろう。売券や寄進状には斗代が示されていなくてはならないが、安堵目録の場合、安堵される土地の所在が必要なのであって、斗代は別の書類（この場合は坪付目録）に示してあればいい。その一方、得分化された「段銭」の金額が記載されるのは、それが特殊なケースであるからであろう。このように沼田菊松は、「表2」に記した計八筆のすべてで坪付に記される「分米〓得分」を収取し、段銭と共に、その買得した得分が武田信豊により、安堵されたのである。

（買地安堵と領国経営との関係）

戦国大名の武田氏にとってみると、この買地安堵を通じて家臣（被官）の得分を顕在化させ、自ら掌握することが出来る。沼田氏が室町幕府の奉公衆だったことは前述したが、武田氏から安堵状をもらった時点で武田氏の被官になったといえよう⁽¹⁷⁾。武田氏の発給文書を研究した水藤氏は五代元信の時代になって発給文書が増えてくる事実に関して「（元信が）この国（若狭）の支配者であることを何よりも明瞭に表現しており、武田氏の領国

支配上の画期を示すものである」⁽¹⁸⁾としている。たしかに、地方寺院への安堵状発給がその五代元信の治世期にあたる永正年間になって史料に現われることも含めて考えると、水藤氏の指摘は的を射たものといえる。

ただし、買地安堵は買得目録の提出を受けて手続きをはじめめる必要があり、安堵状や買得地の目録を発給したのが武田氏であるとはいえ、まず武田氏に目録を提出し、安堵を求める端緒が沼田氏側や前述した地主層の野崎氏側にあるという事実である。前述したとおり、武田氏は申請者側の目録がなければ何を安堵していいのかかわらないし、そもそも、目録の提出がなければ、領国内の地主が買得した土地はむろんのこと、土地が生みだす得分を掌握することすらできないのである。そこで買地安堵の主体性をめぐる検討に移りたい。

二 買地安堵の目的と「競望之族」

戦国大名がその家臣の土地売買に一定の制限を加えたことはよく知られている⁽¹⁹⁾。それは、家臣の軍役が定量的な所領にもとづいて決められているからであり、たとえば、後述する今川氏も分国法の『今川氏仮名目録』第十三条で永代売りを禁じている。

当該地域の若狭においても、天文五年（一五三六）二月、兵部少輔信家が熊谷彦右衛門へ「合老反大」の田地を売却した際の売券⁽²⁰⁾に「給所売買之事雖為御停止」とあるとおり、「給所（給地） 〓 所領」の売買は禁じられている。売主である兵部少輔信家の素性は不明であるが、売券に「拙者給所」とあるとおり、武田氏から給地をたまわる給人（家臣）であるのは間違いない。一方、買主として記載される熊谷氏は三方郡の有力国人（武田氏被官）であり、この売券は家臣間でかわされた典型的な所領売買である。

こうした家臣間売買の対策を買地安堵に求めていることは、同じく天文五年の売券に記載されている内容によ

り理解できる。そこには「御書を申請沽脚（却）申□□□有別儀候、御書之儀相副可進之処」とあり、一部、文字不詳の部分はあるものの、「御書」を売券などに副えることにより、所領売買を認めていたことがわかる。「御書」とは武田氏当主の判物だと考えられるから、これまで述べてきた買地安堵の手続きを踏めば、例外的に所領売買を認めると解することができる。いわば武田氏は所領売買の事後対策として買地安堵を用いていたのである。

そのことをよく示す例をあげよう。《史料五》の買得地目録と同日付に沼田菊松丸宛てに発給された安堵状の文言に「為扶持宛行沼田菊松丸」⁽²¹⁾とある。安堵した買得地を恩給として沼田菊松丸へ扶持し、武田氏が宛行う形をとっており、これは前述した長宗我部氏と同じ手法である。こうして武田氏は原則的に家臣間の所領売買を禁じながらも、買地を新たに家臣へ扶持する形にして知行制へ組み入れ、安堵した土地にみあう軍役を確保しているのである。

水藤氏が論じたとおり、安堵状の発給急増は、武田氏による若狭の領国化を示す如実な例であるともいえるが、あくまで家臣（地主層を含む）からの「申請」を受けて安堵するという意味においては、「受動的」なものであった。ところが、前出したとおり、武田元信から信豊までのほぼ半世紀の治世の間に多くの安堵状が発給されているのである。そうなると、武田氏に安堵を求める「申請者」側の動機付けが必要となろう。

その大きな動機として、若狭の買地安堵を総合的に分析した河村氏は「買主が権力に買地安堵を申請する目的は、いうまでもなく買地に対する他者のあらゆる侵害の排除にある」と述べている⁽²²⁾。つまり、地主らが「他者の侵害」を受ける恐れがある場合、その排除を上部権力である戦国大名に願い出て、守るべき権利（得分）を安堵してもらうのである。その「他者の侵害」がおこなわれる状況の一つが徳政であることはいうまでもないが、そ

のこととは別に「競望」という言葉が若狭地域の安堵状に頻出する。代表的な文言を次に例示する。

①「万一為本主之由申、寄事於左右、雖及競望、不可能許容者也」(永正十年(一五二三)十一月の武田元信安堵状申請者は神宮寺)⁽²³⁾

②「万一号闕所之地類、又者就其領主等替目、各々依無判形、雖為競望、不可能許容者也」(天文八年(一五三九)八月の武田信豊安堵状申請者は神宮寺衆中)⁽²⁴⁾

さらに、「領主号名職地類競望之族出来候共、其綺堅可令停止」⁽²⁵⁾という表現もみられる(傍線部筆者記す)。

それでは、具体的にどのようなケースが競望関係にあたるのかをみていこう。①の場合、競望関係にあるのは、名主職を持ち、本主権を主張する者であった。次いで②の安堵状は、そこが闕所だとして土地を侵害しようとする者、さらには領主の代替わり時に新しい領主の判形(安堵状)がないことを口実に競望しようとする者の排除を意図している。

ここで、得分をめぐる戦国大名と地主層との関係でより重要な事柄について述べておきたい。《史料二》の安堵状をあらためてご覧いただきたい。三方郡耳庄の地主・野崎次郎右衛門尉が、買得目録(《史料三》)に記載される「抱分買得付永作職等」について武田信豊から安堵されたことを示す判物である。

この安堵状には「競望」という文言が書かれてはいないものの、実際には「沽主雖有相違之儀、不可有異儀」とあり、沽主(売主)を競望の相手としている点では①のケースに該当しよう。そしてもう一つ、次郎右衛門尉は競望する相手を挙げている。「并國中買地方臨時之諸役申付族雖在之、不混自余令免除者也」というくだりの「國中買地方臨時之諸役を申し付ける族」のことである。管見のかぎり、「國中買地方臨時之諸役」という負担

はこの安堵状以外に確認できないが、若狭国内において、武田氏は代官らを通じ買得地に臨時の諸役を賦課していたのであろう。つまり、ここでいう「國中買地方臨時之諸役を申し付ける族」とは武田氏の代官のことだと考えられる。地主層の集積する得分が高斗代を実現していることは前述したが、そうした地主層の利益の一部を臨時諸役として吸い上げるとは戦国大名にとって大きな意味を持つ。ところが、武田氏は地主・野崎次郎右衛門尉の申請に基づき、國中買地方臨時之諸役を申し付ける者がいたとしても「自余に混ぜず、免除せしむ」として、その臨時諸役免除のお墨付き（安堵状）を与えているのである。しかも、「國中買地方臨時之諸役」は段銭や棟別銭などと同じ扱いの「国役」であり、国主である武田氏が收取すべき性格の租税である。

したがって、この例をみるかぎり武田氏は得分を給恩之地となし、軍役を通じて知行制に組み入れたとはいえず、「地主の得分」として成立している戦国期の「得分」を領国の收取体系の中に包摂する機会を放棄したといえる。

第二節 「今川氏真」の買地安堵と検地

一 三河における買地安堵

周知のとおり、今川にとつて三河は新しい領国である。分国法である『今川氏仮名目録追加』付載の「訴訟条目」第一条に「毎月評定六ヶ日。二日、六日、十一日者、駿遠両国之公事を沙汰すべし。十六日、廿一日、廿六日は、三州之公事を沙汰すべし。但、半年は三州在国すべきの間、彼国にをひて、諸公事裁断すべし」とあり、この訴訟条目⁽²⁶⁾が定められたとされる天文二十二年（一五五三）ごろまでには、三河国が今川の領国になったと

みてよからう。

それから七年、今川は三河を支配するが、永禄三年（一六〇〇）五月十九日、当主の義元は桶狭間で織田信長によって討ち取られて三河は大きな政治的な転換を迎え、松平元康（のちの徳川家康）は今川と断絶する。

一方、義元の存命中に嫡男氏真が駿河・遠江の支配を委ねられていたことは、永禄元年（一五五八）以降、義元に代わって氏真の判物が今川氏の正式文書として発給されていることから窺われるが⁽²⁷⁾、父義元の死後、氏真は、父が三河守に叙せられていた三河の支配もおこなうようになった。ところが、関係断絶した松平氏に西三河南部を征圧され、東三河でも激しい戦いが各地で繰り広げられる⁽²⁸⁾。

そうした今川の領国経営が大きく揺らいだ永禄三年から同四年にかけて、三河の寺社などに対する氏真の判物（安堵状・宛行状）が一年あまりの間に計十二通確認できる⁽²⁹⁾。氏真の判物の中に、次のように寺社が買得した土地（得分）への買地安堵が含まれている。

《史料六》（「長仙寺文書」『愛知県史 資料編1』所収五三）

参河国渥美郡弥熊郷上谷長仙寺領之事

一 寺中門前田畠五貫五百、此外山林・坊屋敷有之事

一 弥熊郷内参拾二貫文余并領家銭参貫四百文余、此外買得名主職内徳参拾壹俵之事

一 杉山郷相拘下地八石八斗内半分、為新寄進令寄附之、相残四石四斗、随其年惣郷次可納所事

右、依有年来令收務之由訴訟、任先証為新寄進、諸役不入補任之上者、於彼寺領内名田相定年貢・公役之外、地檢・段銭・棟別・用脚人足至于竹木迄、守護・地頭・代官使等、任天沢寺殿判形之旨停止之、然者寺増（僧）

或破戒、或及師敵対、当寺於退出者、彼跡職可加伽藍修理事者、守此旨可抽国家安全懇祈之状如件、

永禄三申庚年

十二月九日

氏真（花押）

東高山長仙寺

この長仙寺は天平年間に創建された渥美郡田原の古刹で、戦国時代に荒廃するが、天文二十四年（一五五五）に今川義元が寺領を寄進し、大いに減殺されたとされる⁽³⁰⁾。弥熊郷や杉山郷内に寺領を持っているほか、「買得名主職内徳」などがこの史料に記載されている。そして、これら買得した得分が「新寄進」という形で安堵されている。

若狭地域において武田氏が安堵の見返りとして「修理勤行や国家祈祷等を要求していた」ことは第一節で述べ、本史料にも同様の文言が記載されているが、氏真は領国支配が動揺する三河にあって、別の狙いから長仙寺へ買地安堵していたと考えられる。

本史料によつて、氏真が長仙寺へ「段銭」や「棟別（銭）」「用脚人足」などの諸役、検地のための立ち入りや竹林への守護・地頭らの「不入権」を認めていることがわかる。寺社への不入権は寺社の聖域性に起因するといふ見解もあるが、有光友学氏はその見解を否定し、戦国大名による不入権付与が給人領などにも認められることから、戦国大名の領国支配の観点からとらえ直している⁽³¹⁾。また、有光氏は「現在まで管見しえた戦国大名今川氏の全発給文書中、約一五%の百五十通あまりの文書は、不入権を付与ないし安堵するいわゆる不入文書である」とし、今川の領国支配が不入権付与に積極的であったことに触れている。

一方、《史料六》に「任天沢寺殿（今川義元）判形之旨」とあるとおり、この判形（安堵状）は、義元から氏真へ代がわりしたことを契機に発給されたともいえるが、それだけとは考えにくい。この安堵状に「依有年来令收務之由訴訟」とあるとおり、もともと收務すべき生産物が納められず、違約のあったことに対して寺側が訴えを起こしたことに起因していることがわかる。この場合の訴訟の用語であるが、「訴訟〓公事」とせず、上位者に対する訴願や嘆願という意味として解したい。だとすると、今川と松平との戦いで三河の領国支配が動揺している状況に鑑み、長仙寺が違約の状態にある権利回復を狙って氏真に安堵を求めたというケースも想定しておく必要がある。

そうやってこの不入文書を読み直すと、氏真が領国支配を安定させるため、むしろ積極的に、宗教的な権威であり、地主でもある長仙寺に買得地の安堵と不入権という特権を与えたと理解することもできる。

たとえば、永禄三年十一月十三日付の三河国財賀寺宛て氏真判物に「開発之地、同棟別諸公事・臨時課役等、為不入任先例免除之事」⁽³²⁾とあり、ここでも開発地での諸役免除と同地への不入権を付与している。「先例に任せて」とあるものの、この財賀寺が、東三河における今川方の有力武将である吉田城（豊橋市）の牧野信成ゆかりの寺⁽³³⁾であることを考えると、政治的判断から開発地の諸役免除と不入権を与えた可能性も否定できない。次の永禄三年九月二十七日付の判物（安堵状）⁽³⁴⁾も、政治的判断を裏付ける史料の一つとなる。

吉田城と共にもう一つの重要な今川の拠点である三河国牛久保（豊川市）の岩瀬雅楽助に宛てられたものである。この岩瀬氏は、史料から金融業に携わり、居住する宝飯郡内で土地の開発や買得を進める地主層だ考えられるが、氏真はこの雅楽助に対して「永代売買之儀、就売主退転者不可立之、徳政・年期払一切停止了」として、

買得した土地を安堵している。のみならず、「其外之輩に縦雖出先判并印判、不可立之、向後雖企訴訟不可許容」として、この雅樂助に宛てた判物がほかの「印判」に優先するという文言まで与えているのである。

こうして、氏真が買地安堵を含めた安堵状・宛行状の発給を積極的に利用し、動揺する在地社会の安定を図ろうとした戦術がわずかながら、垣間見えてこよう。

二 「競望之輩」と検地増分および加地子安堵

駿河・遠江という今川氏本来の領国においても氏真の判物（安堵状・宛行状）に「競望之輩」や「横妨之輩」などの文言がみえ、若林淳之氏は「名職をめぐる競望というものが、一般的に見て、氏真の時代になると——詳しくは永禄三年五月桶狭間の敗戦後——著しく多くなって居る」⁽³⁵⁾と述べている。

たしかに、今川領国において競望関係が生じるケースの大半がその「名職」に関連している。

《史料七》（杉本文書一『静岡県史料』第一輯所収）

駿河國泉郷為案内者、子年令検地之上、貳百俵之増分出来、其上本増共可為定納之由、致請納之條忠節也、彼本増之外、相抱名職之内、増分拾石壹斗、并見出畠錢之増分共五貫文、永代所出置也、但惣國大風大旱魃惣虫付之年者、以奉行明鏡可改之、若於向後、代官百姓等為横合、抱置名職雖令競望、一切不可許容者也、仍如件

天文廿二年

花押（義元）

二月十二日

杉山善二郎

《史料八》（「舊堂庭村民十郎兵衛文書」一『静岡県史料』第一輯所収）

（前略）然者彼本増之外、相抱名職之内、増分拾石壹斗并見出畠錢之増分共五貫文、永代所出置也、雖然去卯年重而有訴人増分雖申出、彼忠節分之儀者、任先判形之旨、年来被出置之上者、縦於向後代官百姓等為横合、抱置名職雖令競望、是又任先判形之旨、永不可有相違者也、仍如件

永禄参申庚年

八月八日

氏真（花押）

杉山縫殿助殿

ほぼ同じ内容を持つ史料を二つ並べた⁽³⁶⁾。まずはじめに、「相抱名職」として杉山氏が名職を所有する地主層であることを確認しておきたい。「名職」名主職」であり、戦国期の名主職は加地子名主職と呼ばれるとおり、彼らが得分を収取していたことは、間違いあるまい。いずれの史料も、駿河国駿東郡泉郷を対象に「壬子」の年にあたる天文二十一年（一五五二）に検地がおこなわれたことを記しており、その検地は泉郷の地主である杉山氏の案内によって実行され、その結果、二〇〇俵分の「増分」が打ち出されたこともわかる⁽³⁷⁾。その「本増」部分については杉山氏が年貢の「定納」を請け負い、本増部分以外にも、杉山氏が相抱える「名職」から増分が打ち出されたものの、それらは年貢本増分の「請納」や検地の「案内者」という「忠節」に報いる形で杉山氏に与えられている。そして「代官百姓」らが杉山氏の「名職」を「競望」しても「一切不可許容者也」（《史料七》）、「永不可有相違者也」（《史料八》）として、杉山氏の「名職」を安堵している。つまり、以上の史料は、安堵を

求める地主側が善二郎から縫殿助へ、そして安堵する大名側も義元から氏真へ代がわりしたため、あらためて安堵状が発給されたと解釈するのが一般的であろう。

しかし、この四年後の永禄七年（一五六四）六月の氏真判物（安堵状）⁽³⁸⁾には、杉山縫殿助の名職内の増分田畠について「然處飯尾若狭入道號新田雖成競望」として、競望関係にある「飯尾若狭入道」⁽³⁹⁾という個人名が記載されている。こうみると、永禄三年の時点でも実際には何者かと競望関係にあった可能性があり、杉山氏の名職は頻繁に「競望之輩」や「横妨之輩」などの脅威に晒されていたともいえる。

このように今川領国内で名職をめぐる競望関係が生じる理由について検討しようとする場合、やはり『今川氏仮名目録』第一条の規定との関係に注目せざるを得ない。同一条にこう定められている。

譜代の名田、地頭無意趣に取放事、停止之畢、但年貢等無沙汰におゐては、是非に不及也、兼又彼名田年貢を可相増よし、望む人あらば、本百姓に望みのごとく可相増、かのよし尋る上、無其儀ば、年貢増に付て、可取放也、但地頭本名主を取かへんため、新名主をかたらひ、可相増のよし虚言を構へば、地頭にをいては、かの所領を可没収、至新名主は可処罪科也

概略すると、年貢の増分を約束して名主職（本名主）を望む百姓に対する競望を認めた内容になっている。つまり、分国法によって今川氏が競望関係を助長し、年貢増を意図しているとも理解できる。この解釈に対して「この規定は）新名主の出現を奨励するのではなく、むしろ、本名主・本百姓の地位を条件付で保障することに主眼が置かれている」⁽⁴⁰⁾とする論もある。たしかに、前述の杉山氏の場合も、今川氏は飯尾若狭入道らの競望を認めず、忠節を理由に名職を杉山氏に安堵している。しかし、同目録第一条に対応する判物として注目されている次

の史料はどのように解釈すべきなのか。先代の義元が発給した事例になるが、その判物を次に示す。

《史料九》（「舊大宮司富士文書」二二二『静岡県史料』第二輯所収）

富士上方當知行百姓内徳之事、

右、不知于地頭、為給恩望出輩、乍帯判形、不及是非之沙汰、經年月、求自然之便出之、企訴訟者、一切不可許容、若自今以後、令失念雖出判形、不可相立之、并丙牛庚戌年兩度令檢地已後、本田之荒地、其外芝原切發所之事、當秋以奉行相改可令所務、其上以増分新百姓令競望者、如法度本百姓爾相届、於不請納者、新百姓可申付者也、仍如件

天文廿二年

三月廿四日

治部大輔（花押）

富士又八郎殿

富士又八郎は富士浅間神社の大宮司職にある地頭（今川氏被官）であるが、丙牛庚戌年兩度、つまり天文十五年（一五四六）・同十九年（一五五〇）の二度にわたる檢地以降に開發した「本田之荒地」あるいは「芝原切發所」については、同二十二年（一五五三）の秋に予定される「相改」（増分打ち出し）によって富士氏に「所務」させるとある。そして、新百姓の増分申請があつて本百姓（名主）がその増分を拒否したら、あらたに新百姓に申し付けるともいう。とくに重要なのは、開發地の増分打ち出しについての今川氏の対応である。それら開發地（本田之荒地など）について、この判物では「百姓内徳」と呼んでおり、本稿でいうところの戦国期の得分を指

している⁽⁴¹⁾。この「百姓内徳」への今川氏の対応について、有光氏は「開発の成果を吸収する「名主」 Ⅱ 「百姓」層の得分にたいする権力介入」であると結論付けている⁽⁴²⁾。しかし、あくまで「可令所務」であり、実際に所務させたか否かは確認できない⁽⁴³⁾。今川氏が戦国期の得点、いわば「百姓内徳」をどうとらえていたか、次の史料がそれを如実に表している。

《史料十》（「神尾文書」『静岡県史料』第二輯所収）

賀嶋之内前田之郷、自前々抱置名職之事、

右、去乙卯年有訴人改出本増五拾貳貫七百文、此内參拾五貫五百文納所之分、残而拾七貫貳百文加地子、此外居屋敷外屋敷寺屋敷彦四郎屋敷共、為給恩被出置天澤寺殿御判形明鏡之上者、如前々令扶助畢、彼郷中自餘仁於申付之地頭令難澁者、加地子拾七貫貳百文屋敷等芝河原共引分可所務、然者本田方分、椎尾寺領之内田畠分、蓼原分、下方惟村藤三郎分畠屋敷共、如前々永不可有相違、定年貢於不沙汰者、縦當地頭雖申懸非分、今度令供為忠節申付之間、不許容、但相定年貢於令無沙汰者、抱置名職可為地頭計、加地子之儀者不可有相違者也、仍如件、

永祿十二年己巳年

八月四日

氏眞（花押）

神尾藤四郎殿

神尾藤四郎は駿河国富士郡賀嶋郷に「名職」を持っており、《史料七・八》の杉山氏と同じく地主層といえる。

「乙卯年」つまり天文二十四年（一五五五）に、競望関係にある何者かから訴えがあつて増分が加えられ、加地子得分を含めて五十二貫七〇〇文が打ち出された。ところが、このうち三十五貫五〇〇文は年貢として地頭に上納する必要があるものの、十七貫二〇〇文の「加地子」については「天澤寺殿（今川義元）御判」（安堵状）があるため、地頭が難渋を理由に干渉してきても「納所之分」とは引き分けて神尾氏が所務すべきだと決定されている。しかも、「相定年貢」を「無沙汰」して「抱置名職」は没収されても、「加地子之儀」は「不可有相違」という。この場合に氏真が神尾氏に求めているのは、「定年貢」の納入であつて加地子ではない。むしろ、年貢を納めることによつて神尾氏は加地子得分を従来どおり收取でき、仮に年貢を無沙汰して名職を没収されても、加地子收取権は保護されるのである⁽⁴⁴⁾。

その前提として本史料の「今度令供為忠節申付之間」という文言が重要な意味を持つ。その「忠節」の意味について本多隆成氏は「軍役衆としての忠節」であるとしたが、卓見であろう⁽⁴⁵⁾。今川氏もまた、若狭の武田氏と同じく、軍役を通じて被官・地主層の得分を知行制度に組み入れているのである。このことは土豪の神尾氏が今川の軍役衆として末端の家臣団に組みこまれることを意味する。つまり、神尾氏は在地において地頭に対して年貢を納める関係にありながら、加地子得分が上級権力である大名の「高」に組みこまれることにより、今川氏からみた軍役衆という位置付けになり、そこに一元的な関係が現出しているのである⁽⁴⁶⁾。

しかしながら、その一方で今川氏の場合も、得分をみずからの收取体制の中に吸収する機会を放棄したとしか思えない。同じ「百姓内徳」でも、「本田之荒地」などの開発地に関しては、事実上の隠田としてとらえていた可能性があり、したがつて地頭に所務させようとしたが、地主の加地子得分に対しては、收取体制に組み入れる

ことに無頓着であつたといえよう。

第三節 「織田信長」の買地安堵と検地

一 信長の尾張統一と買地安堵

若狭の武田氏、駿河・遠江・三河の今川氏は共に地主の得分を掌握しながらも、領国経営の根幹となる知行制に吸収したとはいい難い。それでは、永禄十一年（一五六八）、畿内に進出して織田政権を誕生させる織田信長はどうであつたか。

信長は永禄四年（一五六一）、清洲城内に推戴していた守護斯波義銀を国外に追放し、名実ともに尾張の国主となっているが⁽⁴⁷⁾、次の史料はその二年後の永禄六年十一月に発給された信長の安堵状である。

《史料十一》（「西加藤文書」『愛知県史 資料編11』所収三〇八）

今度國中欠所候儀雖申付、代々免許在之上者、不可有別儀、於向後買徳田地等縦為何雖為下地、不可有異儀、然者前々売買之儀ニ付而出置判形之儀、於末代聊不可有相違、（中略）并新儀諸役不可在之候、自然如此免許類令棄破雖申付、数通判形出置上者、於何様之儀以此旨罷上、理可申者也、仍状如件、

永禄六

十一月 日 花押（信長）

賀藤全朔

賀藤（加藤）延隆（入道全朔）は、熱田神宮門前に居住する地主であり⁽⁴⁸⁾、史料から、信長がこの加藤延隆に買得地の安堵などをおこなっていることがわかる。この安堵状で重要なのは「今度國中欠所候儀雖申付、代々免許在之上者、不可有別儀、於向後買徳田地等縦為何雖為下地、不可有異儀」とある前半部分である。そこには、加藤延隆が信長へ「買徳田地」の安堵を願い出た経緯が書かれている。

延隆は、天文八年（一五三九）三月に織田信秀（信長の父）より「永代買得田畠」などが安堵されており、その判物も残っているが⁽⁴⁹⁾、この年、あらためて信長に安堵を求めているのである。それには理由があった。信長が尾張一国に対して「國中欠所」を申し付けていたからである。欠所（没収地）となれば、買得した田畠を没収される恐れが生じる。だから延隆はあらためて安堵を願い出たのである。

判物の文中に「前々売買之儀ニ付而出置判形之儀」とあることから、この安堵状とは別に買得地目録が存在し、そこに信長が加判している可能性も否定できない。だとすると、信長は所領没収という強硬手段をちらつかせ、地主層が収取してきた得点を掌握したことになるが、『愛知県史』によると、この施策は「尾張統一の過程で生じた闕所地（没収地）の宛行を総点検して、知行関係の再確認を図」⁽⁵⁰⁾るものであると述べている。つまり、寺社や地主、家臣の知行地を総点検することが目的であって、得分の掌握は副次的な事象にすぎないわけである。しかし、若狭地域でみた買地安堵の主体が安堵を求める家臣・地主層にあり、武田氏側が受動的であったことと比較すると、織田氏の場合、知行の総点検をおこなうために「國中欠所」の申し付けという手続きを踏んでおり、主体が信長にあることに注目したい。また、今川氏真が三河で実施した買地安堵の場合、主体が氏真にあつ

たととしても、動揺する領国の安定を図るといふ“後ろ向きの理由”である可能性が高く、信長の買地安堵とは一線を画すものとして考えるべきであろう。

それでは、こうして買得地の点検手続きによって掌握した得分に対して、信長はどのように反応したのであるうか。これまでみてきた武田と今川が得分を掌握し、それをあらたに扶持して給恩の地となし、軍役を確保しているところまでは、信長も同じであると考えられる。しかし、問題はその後——つまり、得分を吸い上げて収取体系に組み入れているか否かである。次に、検地の事例をもとに信長はどうだったのか、検証していきたい。

二 「越前検地」と得分

信長が畿内を抑え、織田政権を発足させると畿内・北陸で検地をおこなうようになるが、最も研究が盛んな地域は越前である。その越前では宮川満氏⁽⁵¹⁾を先駆けとして、脇田修氏⁽⁵²⁾・松浦義則氏⁽⁵³⁾らによって、信長の重臣・柴田勝家がおこなった検地の実態が明らかになっている。

次に掲げる史料は天正五年（一五七七）の検地打渡状である。

《史料十二》（『野村志津雄家文書』九『福井県史 史料編5 中・近世三』所収）

（前欠）

同所

畠五反十歩 同 三石七斗九升一合三勺九才

同所

山畑三反 同 壺石五斗

かたくる

同壺町五反 同 七石五斗

ゆの谷

田小五十五歩 同 七斗二升八合一勺一才

同所

畑三反小十四歩 同 壺石六斗四升二合

宮坂はん頭地

同式反 同 壺石

水上宮たら 此内半分番頭地

田壺反小 同 式石

(中略)

下村小屋はた向谷

畑壺町五反 同 七石五斗

向谷

田大廿歩 同 壺石八升三合四才

はか山たうの谷

畑壺町五反 同 七石五斗

うしろて

田壺反 同 壺石五斗

(中略)

以上七十三石二斗五升四合七勺一才

右此分打渡申所如件

天正五

……… (紙継目、裏花押) ……

二月廿四日 伏屋伝七 (花押)

吉田五右衛門 (同)

小野彦介 (同)

山田弥左衛門 (同)

天谷

御百姓中

・本文ニハ紙継目ニ箇所アリ。ソノ裏ニ吉田五郎右衛門ノ花押アリ。

以上は「伏屋伝七等検地役人連署打渡坪付」と呼ばれる史料である。伏屋伝七以下四名の検地役人が天谷村あまだんの「御百姓中」に、検地坪付によつて確定された村高(およそ七十三石)を打ち渡した文書である。その検地を受

けて、五日後の二月二十九日には導場兵衛・向兵衛・下兵衛・中屋衛門ら天谷村の有力百姓八名が連署し、上記の検地坪付を「無別義（ママ）請取申候」として、先の検地役人四名に対して請け文を提出している⁽⁵⁴⁾。

こうして織田政権（柴田勝家）が、天谷村の村高を検地によって確定したということと重要な意味を持つが、本稿との関連では「うしろて」という在所の「田壺反」に対して「一石五斗」という数字が対応していることに注目したい。この史料は前欠のため、その一石五斗が何を指すのか明示されていない。しかし、ほかにも「水上宮たら」の「田壺反小」（一反二一〇歩）に対応する斗代を反あたりに換算すると、やはり約一石五斗となる。こうしたことから松浦氏は「田は反別斗代一・五石で統一されている」⁽⁵⁵⁾という見解を打ち出している。

一方、越前における他の検地史料、たとえば越前国織田庄指出水帳⁽⁵⁶⁾をみると、「御年貢米」や「段米」、「地子銭」「新本米」などを合計しても、土地の負担は軽微であり、宮川氏もまた早くから、織田庄において本年貢と加地子とを合わせた反別斗代（田地）が「一石前後—一石五斗前後」だと主張している⁽⁵⁷⁾。したがって、その天谷村の分米にも得分が含まれているとみるべきだろう。このため松浦氏は、勝家の越前検地において「荘園制度下の本役米・公事・加地子をあわせた額が収取の最低の基準とされていた」とみなし、「したがって勝家検地には農民の加地子（内徳）を吸収しようとする意図があったとみられる」と論じている。しかし、同時に、織田政権の目的はあくまで「村高」の掌握であり、「反別一・五石という分米にもとづく収取のいわば結果として実現されるものであった」と結論付けている⁽⁵⁸⁾。

このように「村高」という場合、当然そこには直接耕作者（作人・下作人）の得分や土地の生産に必要な必要経費部分もあつてしかるべきであるが、この一石五斗は「領主の得分」である年貢相当分と「地主の得分」の合

計である。中間搾取分としての「地主の得分」の場合、領主がそこに踏みこんで収取しても直接耕作者の労働意欲が損なわれるわけではなく、翌年の再生産に差し支えない。その意味でいうと、この一石五斗は「年貢収納可能高」（ $\frac{1}{10}$ 年貢高）であるといえ、織田政権下の「村高」は土地の生産高ではなく、おおむね土地の「年貢高」として認識されていた事実を示している。

別の言い方をすると織田政権は「地主の得分」を「年貢収納可能高」として収取システムの中に組み入れたかにみえる。ところが、織田政権といえども、得分の収取を目的としていなかったことを裏付ける史料を次に示す。天正四年（一五七六）三月一日、勝家が「国中申出条々」、つまり越前一国へ触れ出した掟書である。全部で七カ条からなる掟書の第二条に「名主百姓（姓）手前内徳小成物可為如先規事」⁽⁵⁹⁾とある。「名主百姓手前内徳」というのは名主百姓（名主）が収取する「百姓内徳」（「地主の得分」）だと理解できる。やはり織田政権も、その戦国期の「得分」に関しては「先規の如くなすべき事」とし、引き続き、地主の収取を認めているのである。そして、この布告の翌年に天谷村の検地がおこなわれる。つまり、「名主百姓手前内徳」の収取を認めたらうえで検地を実施していることになる。やはり、松浦氏が指摘するとおり、織田政権の目的は、中間的な給人（家臣・被官）を通じてではなく、直に「村」を支配することに主眼が置かれていたといえよう。さらに、検地がおこなわれた二年後の天正七年二月二十七日付の三郎兵衛山林田畠讓状⁽⁶⁰⁾に、妙珍という僧方へ讓渡すべき在所が記載されているが、その中には「ミやさか」と、《史料十二》の「宮坂」に対応する在所も含まれている。つまり、検地以降も、三郎兵衛が讓状に記載される土地の得分を収取していたからこそ、妙珍方へ山林田畠を讓渡することができたのである。

しかし、その一方で、村高（年貢収納可能高）を確定させることによって、直に村を支配することが可能になり、織田政権は収取体系の中に得分を吸収する方向性を内抱していたといえよう。ここに、わずかながら織田政権が持つ先進性が示されていたといえる。

小括

「地主の得分」について、強固な領国支配をおこなおうとした戦国大名たちほどのように取り扱ったのかを、地主との相剋関係を中心にみてきた。その分析手法として用いたのが買地安堵である。

変動期である戦国時代には在地社会においても「競望之族」などが出現して、地主相互間の争いを表面化させていた。そこで地主たちは集積した得分を上層階級である大名へ安堵を求めるようになる。若狭の事例では、その際に地主側が安堵を受ける土地の目録を指し出しており、大名側は買地安堵状を通じて彼らの得分を掌握することができた。だからこそ、買地安堵が戦国大名と地主との相剋を探るためには有効な手法であると考えたわけである。

本章では買地安堵の研究が進む若狭（武田氏領国）と今川氏領国および織田氏領国について検討したが、各フィールドに共通するのは、家臣や地主の買得地を給恩の地としてあらためて扶持することによって各大名が得分を知行制に組み入れようとしていることであった。その際、各領国によって差異がみられた。まず武田氏領国においては、安堵を求める家臣や地主側に主体があり、その申請に基づいて武田氏は受動的に買地安堵をおこなっ

ていた。今川氏の場合、永禄三年（一五六〇）から同四年にかけて、桶狭間の敗戦によって在地社会が動揺したため、被官層が関係する買得地などに諸役免除や不入の地の特権を与えていた可能性を指摘した。一方、織田信長は尾張統一にともない、織田氏側が主体となり、「国中欠所」という手続きを進め、地主に買得地や所領の安堵を求めさせた。そうしなければ、彼らは買得した土地であっても「欠所」として没収される恐れが生じたためである。

このように各領国やその政治環境によって差異を生じさせているが、主体的・受動的の別はあるにせよ、前述のとおり大名権力はこの買得地を通じて得分の掌握に成功し、その買得地をあらたに扶持することにより、土豪層へ軍役負担を求めることができるようになった。こうして知行制の中に得分を組み入れた形はできた。

しかし、それは軍役として家臣団を一元管理する体制に繋がったとしても①年貢を収取する地頭・国人層②得分を収取する地主層——という二重構造を在地に残したままとなり、中世的な問題は何ら解決されていないことになる⁽⁶¹⁾。武田氏は「国中買得地方臨時之諸役」という「国役」をもうけていたが、それが現実的に履行されていないかどうかは、武田氏自身、地主に与えた安堵状でその徴収権を放棄してしまっていることから疑問である。

また、今川氏真は「荒地」「芝原」などの開発田から生じる「百姓内徳」に対して地頭に所務させようとしていたが、これはその土地が事実上の隠田となっているためである。ここである「百姓内徳」が隠田をいうのか、それとも得分を指すのかが「安良城（盛昭）・勝俣（鎮夫）論争」⁽⁶²⁾の争点のひとつになっているものの、今川氏が「百姓内徳」と認識している以上、それは事実上の隠田であっても、第一章で述べた【B】形態の得分であるといえる。それは租税体系の枠内に踏みこんで成立させているものであり、領主権力としては看過できない問

題となる。したがって今川氏は、検地による増分打ち出しを図り、増分によって増えた部分を本百姓（名主・地主）から吸い上げようとしている。

しかし、永禄十二年の史料（『史料十』）の加地子得分についてはそのまま地主に所務させている。ここでいう「加地子」が【A】【B】どちらの形態に属すかは不明ながら、本史料には、加地子を「屋敷」や「芝河原」と引き分けて所務すべきという表現がある。一方、前述のとおり「芝原」が「百姓内徳」と呼ばれ、そこから生み出される剰余生産物の一部が地主層の得分（【B】形態）と考えられる以上、本史料の「芝河原」と引き分けられる加地子は逆の【A】形態と考えられる。そしてこの加地子は、年貢を納めることによって収取し続けることができる。つまり、今川氏はこと収取体制に限ると、同じ戦国期の「得分」であっても、事実上の隠田となったものに関しては関心を示すものの、それ以外の得分（【A】形態）については関心を示さず、ある意味、無頓着な対応であったように思われる。

それは畿内で織田政権を成立させた信長についてもいえることである。織田政権は、村高の確定という先進性を示しつつも、基本的に買地安堵や検地によって掌握した得分についてはそのまま地主層に収取させていたと考えられる。

以上のことから、次のように結論付けられよう。戦国大名が買地安堵する際、安堵した土地を新たに扶持する形になるため、家臣や地主にとって軍役負担の増大はやむをえないとしても、彼らとしては、得分という経済的地盤まで奪われることはない。一方、大名も地主の買得地を給地化することにより、軍役増を実現できるのだから、一定の目的を果たしたことになる。こうして、戦国期を通じて高斗代の得分が存続し続け、地主層はその経

済的利益を享受することができたのである。

(註)

(1) 二四〇二六頁・二八〇三一頁

(2) 藤木久志「戦国大名制下における買地安堵制―永正〱天文期の伊達氏について―」(『地方史研究』一六(二)号、一九六六年)

(3) 下村效「戦国・織豊期徳政の一形態―土佐長宗我部氏の買地安堵・上表・徳政をめぐって―」(『国学院雑誌』七七(八)号、一九七六年)

(4) 前掲註(3)参照。下村氏はこのほか、本来は矛盾する「買地安堵」と「徳政」が長宗我部氏の権力的措置の原理として統一されてきたことを実証している。窮乏した家臣からの徳政要求に対しては「判前の地」として対象から除外するが、無判の買地については「奉公之忠」に応じて実行されたとする。

(5) 藤井讓治「戦国時代の加地子得分」(『赤松俊秀教授退官記念論集』一九七二年)

(6) 水藤真「武田氏の若狭支配―武田氏関係文書・売券の検討から―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第二集、一九八三年)

(7) 河村昭一「戦国大名の買地安堵について―若狭武田氏を中心に―」(『兵庫県教育大学研究紀要』第五卷第二分冊、一九八四年度)

(8) 前掲註(6)

(9) 若狭地域の中世史料『福井県史 資料編8 中・近世六』『福井県史 資料編9 中・近世七』を精査した結果。

- (10) 「神宮寺文書」二七（『福井県史 資料編9 中・近世七』所収Ⅱ以下、同文書は文書番号のみを記す）
- (11) 「神宮寺文書」三六
- (12) 林文理「戦国期若狭武田氏と寺社」（有光友学編『戦国期権力と地域社会』吉川弘文館、一九八六年）
- (13) 「若狭郡志」卷三（『越前若狭地誌叢書（下）』所収）に大塩氏城址として「在下中郡口田繩村山上（中略）武田家之属士大塩長門守吉次所築之城址也」とある。

(14) 前掲註(6)

- (15) 前掲註(5)参照。天文六年（一五三七）の売券（『西福寺文書』三三『福井県史 資料編9 中・近世七』所収Ⅱ以下、同文書は文書番号のみを記す）で熊谷龜寿が西福寺上人へ「分米五石」の得分を二〇貫文で売却しているが、同時に「内裏段銭」なども売買対象になっている。

- (16) 近江坂田郡楞嚴院庄の寄進状（『総持寺文書』二九『改訂近江国坂田郡志』卷第八所収）に内徳として示される一反の田地の剰余生産物は「一石五斗代」であり、そこから年貢負担分の合計六斗分を差し引いたものが「定得分」（九斗）として明記される。この九斗が地主・土豪層に集積された戦国期の「得分」である。したがって、地主の得分は、土地の内徳（Ⅱ剰余生産物）から年貢を含めた負担分を差し引いた残りとして成立するケースが一般的である。

- (17) 同じことは地主の野崎氏の場合にもいえる。野崎氏が国人の大塩長門守の上級権力である武田氏に安堵を受けた時点で武田氏の被官になったと考えてよい。

(18) 前掲註(6)

(19) 前掲註(3)

- (20) 「西福寺文書」二八
- (21) 「西福寺文書」五〇
- (22) 前掲註(7)
- (23) 「神宮寺文書」二七
- (24) 「神宮寺文書」四四
- (25) 「中山寺文書」二一 (『福井県史 資料編9 中・近世七』所収)
- (26) 「今川仮名目録」解題 (『中世政治社会思想』上、岩波書店、一九九四年)
- (27) 永祿元年(一五五八)の安堵状 (『浅間神社文書』三『静岡県史料』第三輯所収) ほか
- (28) 『愛知県史 史料編11』解題 (永祿四年の項)
- (29) 『愛知県史 資料編11』所収の史料から抽出した。ただし、合戦の論功行賞に関わる安堵状などは性格が異なるため除外してある。
- (30) 『田原町史』(中)
- (31) 有光友学「戦国大名と不入権―大名領国の歴史的位置づけのために―」(『戦国大名論集11 今川氏の研究』吉川弘文館、一九七四年)
- (32) 「財賀寺文書」(『愛知県史 資料編11』所収四五)
- (33) 明応四年(一四九五年)の財賀寺建立棟札に「牧野古白」の銘があり、牧野古白は応仁の兵火によって焼亡した財賀寺を再建した。古白は牧野信成の父である。

(34) 「皆川博士所蔵文書」(『愛知県史 資料編1』所収三一)

(35) 若林淳之「天文―永禄期における今川氏―所謂政治的権力の構造について―」(『戦国大名論集1』今川氏の研究) 吉川弘文館、一九七四年)

(36) 『史料八』の前略部分は「駿河國く忠節也」まで『史料七』と同一内容である。

(37) 有光氏は「競望之輩」などからの訴えがあつて検地が実施され、増分が改出される「公事検地」論を提起した(『戦国大名今川氏の歴史的性格―とくに「公事検地」と小領主支配について―』『戦国大名論集1』今川氏の研究) 吉川弘文館、一九七四年)。つまり、「公事↓検地↓増分打ち出し」という流れになるが、今川氏の検地すべてがそのケースに該当するわけではなく、下村氏によつて否定されている(下村效「有光友学氏今川検地論批判」『戦国大名論集1』今川氏の研究)。

(38) 「舊堂庭村民十郎兵衛文書」二(『静岡県史料』第一輯所収)

(39) 「名職」を競望しているところから杉山氏と同じ地主層だと考えられる。

(40) 『富士市史』(上)

(41) ただし、次のような意見もある。本多隆成氏は「『百姓内徳』にかかわる事書の内容は「并」の前まで一応は終わつており、他方「丙午庚戌年」以下の事書にかかわる内容は、後段部分で完結している」とみなし、「『百姓内徳』が加地子得分であるか、隠田や開発地などであるか、いずれとも断定しえない」と論じている。「戦国大名今川氏領国下の在地構造」(『戦国期権力と地域社会』吉川弘文館、一九八六年)

(42) 前掲註(37)の有光論文

(43) 地頭の富士氏が「百姓内徳」を所務したかどうかという問題もさることながら、これは、地頭と地主間の問題であり、今川

氏が直轄領の知行に「百姓内徳」を包摂しようとした事例ではない。

(44) 名職と加地子は不可分なものであり、その前提に基づくと、史料の末尾の「但相定年貢於令無沙汰者、抱置名職可為地頭計、加地子之儀者不可有相違者也」という部分が理解できなくなる。これに対して安良城盛昭氏は「加地子」と「納所之分」が全く別々の耕地に所在していたとするならば、かりに神尾が「納所之分」の年貢を「無沙汰」した場合も、「納所之分」の「名職」は当然にも没収されるが、「納所之分」とは所在を異にし、「納所之分」とは土地として直接係わりのない「加地子」|| 「名職」については「不可有相違」ることは十分可能なのである」と解している。「戦国大名検地と「名主加地子得分」・「名田ノ内徳」―勝俣鎮夫氏『戦国法成立史論』によせて―」(『史学雑誌』九〇(八)号、一九八一年) 参照

(45) 前掲註(41)の本多論文。氏真はこの文書を発給した前年からこの年の五月にかけて、武田氏(甲斐)の駿河侵攻によって駿府を追われて掛川城へ入り、さらには徳川氏に城を明け渡して掛川から蒲原へ行軍している。本多氏は、神尾氏がこの今川勢の一員として「従軍していた」とする。

(46) 村田修三「戦国大名の知行制について―最近の先学の成果に学ぶ―」(『歴史評論』二九三号、一九七四年)

(47) 前掲註
(28)

(48) 信長が桶狭間合戦で今川義元の本陣を急襲する前、熱田神宮に参拝したが、このとき加藤氏が出迎え、信長が「おう、この戦はかとうぞ」といったという逸話が残る。熱田研究よもぎの会『史跡あつた』(名古屋泰文堂、一九六二年) 参照

(49) 「西加藤文書」(『愛知県史 資料編10』所収一三三七)

(50) 『愛知県史 資料編11』解題(永禄六年の項)

(51) 宮川満「室町後期の土地関係―越前国織田庄を中心に―」(『中世社会の基本構造』御茶の水書房、一九五八年)

- (52) 脇田修 『織田政権の基礎構造』(東京大学出版会、一九七五年)
- (53) 松浦義則 「柴田勝家の越前検地と村落」(『織田政権の研究』吉川弘文館、一九八五年)
- (54) 「野村志津雄家文書」一〇(『福井県史 資料編5 中・近世三』所収)以下、同文書は文書番号のみを記す)
- (55) 前掲註 (53)
- (56) 宮川満 『太閤検地論』第三部第一章「土地関係冊子類」4
- (57) 前掲註 (51)
- (58) 前掲註 (53)
- (59) 「野村志津雄家文書」八
- (60) 「野村志津雄家文書」一三
- (61) ただし、たとえば今川氏領国とそれを引き継いだ武田氏領国において平山優氏は「本年貢に対してどれほどの増分(新開、隠田、加地子、その他の諸々の得分)があるかが把握され、それをもとに一元的な貫高制が形成された」(「戦国期東海地方における貫高制の形成過程―今川・武田・徳川氏を事例として―」上・下『武田氏研究』二〇〇七年・〇八年)とする。
- そう考えると、知行役の算定基準額に地主層の得分も含まれているわけだから、まったく得分が収取体系の中に組み込まれなかったとはいえないかもしれない。しかし、だからといって、高斗代の得分は実際に地主層が享受しているものであり、戦国大名が得分を否定して収取体系の中に吸収したとはいえない。

第三章 戦国期における「地主」と「地主の被官」の主従関係

問題の所在

本章では①得分の主な収取主体としての地主②得分の主な被収取主体としての地主の被官層——について検討する。

「地主」は、戦国大名の被官となるケースでいうと下級の軍役衆にあたる。「村の侍」⁽¹⁾という表現で語られることもある。この中間層研究は序章で述べたとおり、主に「太閤検地」との関連で論じられ、一九六〇年代から七〇年代にかけて多くの論文が発表された⁽²⁾。二〇〇〇年以降になると、牧原成征氏⁽³⁾らによって地主と土地制度の関連で論述されるに至るが、本章との関連でいうと、何とんでも、地主の存在形態について「多くの所領を獲得して領主化を遂げたような存在ではなく、あくまで在村し、居住村落に規定されているような存在」と論じた黒田基樹氏⁽⁴⁾の研究成果をあげないわけにはいかない。しかしながら、黒田氏が地主の存在形態について規定したのちも、依然として、その上層（戦国大名の上級家臣）と地主層を混同している例が散見され、地主層とその上層階級との比較検討が十分におこなわれていないとはいえない。

一方、本稿では地主の被官層を「地主の被官」と表記することにするが、彼らについては、下村孜氏⁽⁵⁾・勝

侯鎮夫氏⁽⁶⁾・太田浩司氏⁽⁷⁾らによつて一定の見解が示されているものの、いまだ論考は少ない状況にある。

したがつて、まず地主層について整理し直し、その存在形態を明確にした上で、彼らの被官についても同様の検討を試みたい。

こうして地主と彼らの被官層の存在形態を明らかにしていくと、次の課題が浮かび上がってくる。両者の関係が主人と被官の関係である以上、そこに主従関係が存在しているのは確実ながら、それは「知行付被官等」⁽⁸⁾という用語に代表されるように、一般的な主従関係と異なっている点である。いったい、どのような関係なのかだろうか。本章の最終的な目的は、その両者の主従関係について検討することにある。

第一節 「地主」の存在形態

一 姉川の合戦と地主

近江国坂田郡（北近江）の天野川流域には「嶋記録」⁽⁹⁾により、国人領主今井氏の被官として嶋・岩脇・井戸村・田那部氏・遠藤氏らの地主・土豪層の名が確認できる。

この天野川流域の今井氏と地主層との関係については小和田哲夫氏の研究で明らかになっている⁽¹⁰⁾。小和田氏は、国人領主の今井定清が天野川流域の地主・井戸村光慶（小次郎）の父清光の戦功・戦死に対して感状を出していることから、「永禄四年（一五六一）段階における浅井氏の家臣団構成が（中略）浅井―今井―井戸村という方式であったことを証明している」とする。しかしその後、浅井氏は「旧国人系家臣の独立性を次第に否定し

ていく政策をとった」。その根拠の一つとして小和田氏は、同じ天野川流域の地主・嶋氏に、浅井氏が直接知行を宛行っている例を挙げている。こうして国人層に臣従していた地主層が戦国大名浅井氏の被官となつてゆく過程が示された。

《史料一》（「嶋記録」三六『滋賀県中世城郭分布調査』7所収）

元亀元年六月廿八日、於野村合戦討死上下合三拾人内、侍分書付申候、此外又若党・定使・中間等略之、
小法士丸十歳

若州子也 親父与介嶋若狭ヲイ也、

田那部満牟介式部息 河口新十郎 嶋勘右衛門尉飯村住人

（後略）

浅井氏が越前の朝倉氏と連合し、織田・徳川と対決した姉川の合戦は、浅井軍の陣所（浅井郡野村）の名をとつて「野村合戦」とも呼ばれる。《史料一》には、合戦で討ち死にした「上下合三十人」のうち、「侍分」として、後略部分を含めて計十五名が記されている。前述した嶋一族・田那部一族の名が記載され、さらに「同合戦高名之衆、頸取衆也」と題する別の「嶋記録」には、

四郎左衛門尉四郎左衛門高名、於戰場磯丹州二頸見せ、又小谷ニテ其頸実検ニ入申候事、後々迄磯丹誉被申候由忠左モ承候由被申候、感状ウセ申候、

とある。浅井氏の重臣磯野員昌（国人領主層）の与力・嶋四郎左衛門尉が戦場で敵の頸を挙げ、合戦後、浅井氏の居城小谷へ帰ってから頸実検に供し、後々までの誉れであると讃えられたという。

以上のことから、天野川流域の土豪が一定の武力を持ち、浅井氏の軍役衆としての役割を果たしていたことがわかる。このように、まず彼らが「村の侍」という表現に相応しい存在形態を有している事実を確認しておきたい。ただし、地主・土豪層を「村の侍」という面からのみとらえると、実態を見失う恐れがある。すでに稲葉継陽氏⁽¹¹⁾らが指摘しているとおり、地主層の実態を把握するには、彼らと居住村落との関係について考える必要があるからである。そこで、フィールドを和泉地域に移して検討したい。

二 和泉国熊取の「村の侍」——行松氏と中氏

戦国期の惣村熊取(和泉国)においては、十六世紀半ばごろまでの史料により、行松氏と中氏という「村の侍」の名を拾い上げることができる。その両氏を対象に地主層の存在形態を探り出し、同階層の定義を明確にしておく。

(行松氏と中氏の共通点)

まず行松氏は、和泉守護細川家と被官関係にあり、当主(行松盛吉)の屋敷は小垣内村^{おがいと}にあった。この行松氏が守護から給地をたまわる守護給人だったことは、天文十五年(一五四六)の田地売券⁽¹²⁾に示されている。売り主は行松又六泉兵衛という行松一族の武士であるが、そこに又六が知行してきた小垣内村の田地の「キウフン(給分)」が「四斗」であったと記載されている。

一方、惣村熊取の御門村に居住が確認できる中氏は、天文十八年(一五四九)に摂津江口の合戦で和泉守護細川家が事実上滅亡して以降、行松氏が没落するのと反対に勃興する。十六世紀半ば以降、とくにその繁栄が顕著となるが、天正十三年(一五八五)三月、羽柴(豊臣)秀吉の泉南・紀北侵攻に抗して紀州根来寺方の出城の一

つである畠中城に籠城している事実が『根来記』⁽¹³⁾によつて確認できる。戦国期の中氏がどの程度の武力を擁していたかを特定する史料はないものの、近世に熊取村の庄屋へと転身を遂げて以降の中氏、「家中」「内衆」の合計で約七十名の被官を扶持している⁽¹⁴⁾。当然、戦国期にはそれ以上の武力を持っていたと考えられる。

ところで、先の畠中城は本願寺の役人が「百姓持タル城」⁽¹⁵⁾と日記に書いているとおり、籠城した中氏をはじめとする諸勢は地下身分とみられていた。だからといって、中氏が「村の侍」でなかったわけではない。「侍」という言葉について稲葉氏は「当該期の村落上層の個々人が、既成武士団と被官関係⇨主従関係を結んで、主しゅに「侍」⁽¹⁶⁾う存在となった事実を求めることができる」と規定している⁽¹⁶⁾。中氏の場合、上層の武士集団と主従関係を結んでいなかったため、本願寺役人の目からは「百姓」と映つたのであろう。しかしながら、中氏は売券史料で「中左近太郎殿」などという敬称を付され、同じ惣村熊取内における身分階層上、一般の惣村構成員より上位に位置している。中氏は和泉山脈南麓（紀州側）に成真院という根来寺の子院を建立し、実質的に戦国大名に比肩される根来寺の被官的立場にあり、一定の武力を持つ「村の侍」である事実には変わりはない。

その根来寺は、永正元年（一五〇四）四月五日未明、熊取の集落を放火しようとしたと『政基公旅引付』⁽¹⁷⁾に記されている。結局、根来寺勢は「熊取之給人共之館三ヶ所（シユンチ・行松・大カイト）」⁽¹⁸⁾だけを焼き払い、撤収した。根来寺勢が焼き払った守護給人らの屋敷三ヶ所のうち、「行松」はいうまでもなく前述した行松氏を指し、「大カイト」（小垣戸）も、その表記から行松氏一族の屋敷と考えられる。「シユンチ」についても、行松一族の屋敷と推測される⁽¹⁸⁾。

当時、和泉国は細川家の支配下に置かれていたから、根来寺が泉南地域進出の足がかりを得るため、細川家被

官の行松氏の勢力を排除することが「出張」の理由であったのだろう。こうした泉南地域への根来寺進出の対応として、中氏がその被官的立場に身を置いたことは十分に考えられる。

このような熊取の支配構造をみると、十六世紀半ばまでの「和泉守護細川家―行松氏」という関係を、半ば以降は「根来寺―中氏」という関係へ置き換えることができるし、その意味では、両氏は共に惣村熊取に在住する「村の侍」であつたといえる。このように外観的には行松氏も中氏も同じ存在形態を持っているようにみえてしまふのである。

(行松氏と中氏の相違点)

次に、(イ) 支配地域 (ロ) 経済基盤 (ハ) 村落との関係の三つの項目で両者の相違点を探りだしたい。

(イ) 支配地域

河内の守護代遊佐長教の子・信教に仕えた行松康忠という河内在住の侍がいる⁽¹⁹⁾。未詳の人物ながら、この行松康忠と本稿でいう熊取の行松盛吉は同族であると考えられる。つまり、行松一族というのは、河内(康忠)・和泉(盛吉)に割拠する武士集団というとらえ方ができよう。さらに、和泉の行松氏は、遠く細川家の版図である四国・伊予新居郡の争乱の際にも兵を出し、守護細川家から同郡内に恩賞の土地を拝領していることもわかっている⁽²⁰⁾。

また、行松氏当主の屋敷跡に比定される「小垣内西遺跡」の発掘調査により、屋敷は十六世紀半ば以降農地に変わった可能性が指摘されている⁽²¹⁾。当主の行松盛吉は永禄六年(一五六三)までに死去したことが確認され⁽²²⁾、その後、熊取関係の史料から行松氏の名が消えることを勘案すると、当主の死去と共に熊取を退去したとみるこ

とができる。逆にいうと、熊取の他に所領（給地）を持っていたからこそ、支配力を失った熊取に固執する必要がなく、退去できたともいえる。

一方、中氏は紀州菩提谷周辺に、「中左近池」と呼ばれる溜池を完成させているが、これは根来寺との関係によるものであり、中氏が惣村熊取の外に地盤を築こうとする意欲はみられない。

（ロ）経済基盤

行松氏と中氏が共に加地子に代表される戦国期の「得分」を経済基盤としていることは売券史料から判明している。とくに中氏は、売券史料でほぼ確認できる応永九年（一四〇二）から秀吉の天下統一がなった直後の天正十九年（一五九一）までに、計四二八筆分の土地から加地子を集積している⁽²³⁾。一方、行松氏の場合は和泉守護細川家より給地をたまわる給人（被官）であり、加地子とは別に「キウフン政所へ四斗」（前述）などを收取していることも、売券の内容によって知ることができる。

ここでいう「キウフン」は、荘園公領制でいうところの本年貢相当部分にあたると思われる。すでにこの時代、武家勢力によって荘園および本年貢収取は浸食され、熊取とはゆるやかな丘陵をへだてた隣の日根野荘の場合、日根野・入山田・井原・鶴原・上郷の各惣村のうち、井原以下の三村は半済などによって事実上、和泉守護家の支配下に帰属しており、荘園領主九条政基の直務支配が及ぶのは日根野村と入山田村のみという現実があった⁽²⁴⁾。史料による裏付けはないものの、熊取の場合も、荘園領主（立荘は確認できるが、本所・領家とも不明）が収取すべき本年貢を武家勢力に収奪され、行松氏はそれを細川氏から給分として安堵されていたのであろう。加地子は主に土地の剰余生産物から年貢や諸役を差し引いた残りとして成立しており、この年貢相当分とは性質

が大きく異なっている。

(八) 村落との関係

惣村熊取には鎮守の大森神社を中心とする宮座（五十四名座）⁽²⁵⁾がある。この宮座との関係において、行松氏と中氏には大きな相違点がみられる。行松氏と五十四名座との関係を窺わせる史料はなく、宮座運営への関与は確認できない。

一方、慶長四年（一五九九）の宮座名簿から、中氏が宮座で指導的な役割を果たしていることを確認できる。

その名簿には合計五十四名の年寄衆のうち、敬称を持つ者が五人いる。小垣外村番の「長者様」「小左治様」、朝代村番の「中左近太夫様」「中左太夫様」、そして、同じく朝代村番の「西左近殿」である。詳細は、宮座名簿が掲載される「先代考拠略」⁽²⁶⁾や「中家家譜」⁽²⁷⁾などを参照していただくとして、ここでは概略を述べるにとどめたい。結果からいうと、名簿筆頭の「長者様」と「小左治様」はいずれも戦国期の中氏当主（十四代中左近盛勝）の三男を指し、盛勝は二男にも「中左太夫」の家を継がせている。同じ朝代村番の「中左近太夫様」はむろん中氏当主のことである。また、「西左近殿」の家と中氏は姻戚関係にあり、慶長四年の時点で「様」や「殿」の敬称を持つ者は、すべて中氏ゆかりの者ばかりということになる。

以上、行松氏と中氏の相違点を整理したものが「表3」である。まず行松氏は、本拠から遠く離れた伊予の国に所領を獲得して、必ずしも居住する村落にこだわらない存在であるが、中氏は、逆に加地子こそ居住する村落の外で集積しているものの、支配地域を居住村落の外に広

げようという意志は感じられない。あくまで居住村落に規定されるといっていい存在であった。また行松氏は加地子のみならず、荘園公領制でいう本年貢相当部分を「給分」として守護から与えられている。加地子と給分に相当する年貢諸役は、前述したとおり別の成立過程を持ち、同じ剰余生産物でも売券には別建てで記載されている。さらに、中氏が惣村の運営をおこなう宮座の指導者である一方、行松氏と宮座との関係が窺えない以上、両氏の存在形態が異なるのは明らかである。

加地子の集積を進める中氏は「村の侍」であると同時に、まさしく「地主」「地侍」「土豪」という表現が相応しい階層であるのに対して、行松氏は明らかに地主とは異なる存在形態を持ち、階層的には「在村し、在地支配を担う守護被官（家臣）」あるいは「国人領主」というべき存在であろう。

ただ、行松氏も加地子集積を進めており、その意味では国人領主層が地主的な側面を有していることを付記しておきたい。

第二節 「地主の被官」の存在形態

一 村落の上層民を被官化する地主

前出した《史料一》に記載される姉川合戦で討ち死にした「若党」「定使」「中間」がここであるという「地主の被官」である。彼らは地主の軍役に応じる形で出陣したと考えられる。次に掲げる史料は、太閤検地との関連で注目されてきた「井戸村与六作職書上」である。

《史料二》（「井戸村文書」四七（『改訂近江國坂田郡志』卷第六所収）

取成御扶持之作職書付上申候事

い村川原西庄境北ハ春日

おころ

七段小

彦三郎（略押）

かいそへ 五反小口内

壹 畝

同

立岩川原但孫左衛門渡り

小 但與六様徳分共ニ御ふち

同

同西のせ河かけ共ニ

壹段半 但與六様御ふち

同

小門前

壹 反 同地壹職共ニ御ふち

同

い 上

天王前 是ハ御被官ニ罷成候時御扶持之由候

壹 反

衛門大郎（略押）

同所

壹 反

同

さいかち 御被官ニ罷成候時五郎兵衛□にて□□

壹反半 同

からと 是ハ次郎九郎殿作にて候へ共年貢米今迄

半 まとい候て作仕候也 同

立町屋敷

壹畝 同

のせ河原 是ハ與六様徳分共御ふち

壹反 同

かいそへかわら五反小之内

小 是も與六様徳分共御ふち

(中略)

右書上申候作職取成御扶持之處實正明白也自然子々孫々も賣買仕候ハバ可被成御糺明候随而右之書上外ニ
かへし置又ハうり申儀候ハバ被聞召□次第ニ可被召上候猶以御檢地之上めんめん名付仕損(指)出仕候共不
寄何時被召上候共其時一言之子細申間敷候仍為後日之状如件。

天正拾九年

三月十二日

此使 八郎右衛門(花押)

井戸村與六様旨

この「作職書付」については先学による研究の蓄積がある⁽²⁸⁾。宮川満氏は、井戸村氏が太閤検地による名主職（得分収取の源泉）の没収に対応するため、「作職所有者に秘かに契約させることにより、従来の権利を実質的に存続させようとした」と説明している⁽²⁹⁾。そのことは、「猶もつて御検地の上、めんめん名付け仕り、指し出し仕り候共、何時に寄らず召上げられ候共、その時一言の子細申すまじく」という最後のくだりからも窺うことができる。このため与六は「使」の八郎右衛門に、与六が扶持した作職の権利者を書き上げさせたのである。

ところで、中略した部分を含めると、「書上」の名請け人として「おころ彦三郎」と「衛門太郎」を含めて二五名の名が記載されており、「御被官ニ罷成」という表現から、まず彼らが井戸村氏の被官になっていることを確認しておきたい。ここで重要なのは「作職」が彼ら被官に対する扶持の対象になっている点である。

「作職」は「百姓職」とも呼ばれ、もともと荘園制度下における「職」の一つであったが、荘園制の解体が進む戦国期の村落において、農民の土地所持権として確立されたとされる⁽³⁰⁾。もちろん、作職を保有する者（作人層）が直接耕作者とはいえず、彼ら作職保有者が下作人に土地を耕作させ、剰余生産物の一部を「作職得分」として収取して、さらに上級の権利者である加地子名主職所有者（地主）へ、残る剰余生産物を上納するケースもあったと思われる。その意味でいうと、おころ彦三郎らの被官も実質的には“地主”であるといえる。しかしながら、「作職＝土地耕作権」であり、同じ中間搾取分であっても加地子などよりは極めて土着性が強く、だからこそ作職は土地所持権として成立しているのである。また、より重要なのは、実際の耕作者である下作人から剰余生産物の一部を作職得分として収取する権利は、地主（「作職書上」の場合というなら、井戸村与六）から扶持されたものであり、被官側からみると、作職が扶持された土地は知行地という扱いになろう。こうして戦国大

名の被官層が給地（給分）をたまわると同じく、作人層は地主層の承認にもとづいて初めて権利を行使することができ、競合相手の競望から「作職得分」を収取する権利が守られるのである。ここにおいて、荘園制下の作職という諸職は、地主が被官に対して付与する権利へと転化したとみるべきであろう。

一方、封建的主従関係はいうまでもなく、主君が土地の安堵などの見返りに軍役などの奉公を求める制度であり、主に「將軍と守護大名」、「大名とその家臣（上級の軍役衆としての国人領主層）」という形で形成されていた。それが末端の地主とその被官層との関係にまで適用され、作職が地主による扶持すなわち安堵の対象になったと考えられる。なお、「與六様徳分共ニ御ふち」という表現によって、地主がその土地から収取する「徳分」（作職所有者が上納する加地子相当部分）も、被官に扶持されるケースのあったことがわかる。

しかも、与六の被官の中には「衛門太郎」といった官途名を持つ者もおり、彼らは身分的に村落の上層を形成する階層と想定される。

《史料三》（「中家文書」中世編七七二『熊取町史 資料編一』所収）

右野田之宮ノ北道ノはたの田儀、公方米之事、我等子孫兄弟之内輪ニ少盛吉ノ大夫殿之時ニ奉公申儀候、雖然密左近殿儀ニ、我等作申候西堂ノ上ノ田儀、加地子無沙汰ニ候て、察左近、御腹立候て、彼作之儀被取上候、然共成真院へ色々わひ事申候て、彼作儀請申候、重而無沙汰仕候ハバ、彼作御上可有候、此外彼野田ノ宮ノ公方米之儀、限永代中寺里江余所よりも違乱成事有間敷候、万一他方より如何様違乱申候共、我等内輪より可申候て、万一我等如在候ハバ、如何様成儀可有候、為證文如件、

大ラ

永禄十一年戊辰三月廿日 衛門太郎（略押）

成真院

まいる

この史料には、①野田宮北（惣村熊取内の野田村）の田地の公方（年貢）について②西堂上（同久保村）の田地の作職について、それぞれ異なる二つの内容が一通の売券に記載されている。

大浦衛門太郎の一族がかつて少盛吉ノ大夫（行松盛吉）に奉公し、①の野田宮北（野田村）にある田地の年貢納付義務を負っていた。「奉公」という文言もあることから、大浦一族は国人領主行松氏の被官であつたと考えられる。ところが、史料の後半部で衛門太郎が違乱しない旨を誓約している相手は成真院に代わっている。成真院は地主層の中氏が建立した根来寺の子院である。中氏は根来寺の武力を背景にして、成真院を隠れ蓑に熊取の支配を強化している⁽³¹⁾。十六世紀半ば以降、行松氏は熊取の在地支配力を失っており、本史料は、行松氏の被官だつた大浦一族が永禄十一年（一五六八）当時、すでに成真院の支配を受けていたことを示すものでもある。つまり、中氏は成真院を通じて大浦一族を被官層へ組み入れていたとみてよい。

そうなると、別の土地（②）の権利関係が述べられている事情も理解しやすくなる。そこでは、衛門太郎による加地子未進に立腹した中氏がその作職を没収したため、衛門太郎が成真院に泣きついた経緯が記されている。中氏が被官層の大浦一族へ作職を扶持していたのであろう。ここに、惣村熊取内における両者の序列関係がみとれる。

しかし、「中氏―大浦一族」という「タテ」の関係はあくまで「地主」と「地主の被官」という個々の視点で

とらえた関係である。大浦一族も官途名を持ち、実際に惣村熊取や宮座（五十四名座）の運営に関与していたと考えられる。惣村構成員としての意味でいうなら、中氏と大浦一族は「ヨコ」の関係で繋がっているのである。こうしたところに、地主とその被官の関係をめぐる複雑な様相の一端が具現されているといえる。

なお、これまでみてきた村落上層とは類型を異とし、まったく別の存在形態を持つ「地主の被官」の姿を付記しておこう。

《史料四》（「坂本忠敬家文書」『新編甲州古文書』第二卷所収）

甲州橋澤内三百文・同内徳分七貫文・亀澤内山之口壹貫五百文并名田屋敷被官等之事

右為本給之間、不可有相違之状如件、

天正十年

十二月三日

芝田七九郎

御朱印

奉之

坂本作右衛門尉殿

武田氏滅亡後の天正十年（一五八二）、徳川家が武田氏旧領の地主坂本作右衛門に与えた朱印状（徳川家印判状（写））である。ここでは橋沢の「内徳分」や亀沢の「名田屋敷被官」などが一括して安堵されており、「名田屋敷被官」という表現から、名田を保有する坂本作右衛門の屋敷付きの被官自身が安堵の対象になっていることが重要である。これを踏まえ、下村氏はその被官について「名田主坂本の手作地への賦役労働に従事し、その扶持を受ける非自立的小農Ⅱ名子的小百姓と考えられる。ただ、家内奴隸的な奴婢ではあるまい」と論じている⁽³²⁾。

この形態を有する「地主の被官」について下村氏は、一般的な下人（＝家内奴隸的な奴婢）と形態を異にするというのである。その理由として、永禄六年（一五六三）に今川氏真が「給恩分」を三河の下級給人田島新左衛門へ宛行つた際の判物（安堵状）をあげている。その判物は「被官七間之分」に対する「棟別押立四分一等之諸役」を「免許」する内容である⁽³³⁾。田島新左衛門の被官一間ごとに、本来ならば四分一役（今川領国特有の国役）や棟別諸役が課せられることになっており、課税対象になっているという意味において家内奴隸的な奴婢とは一線を画す存在であつたとする。

二 質入れの対象となる「地主の被官」

ここで時代は応永年間にまでさかのぼるが、次の史料によって「地主の被官」が質入れの対象になっていたことを確認しておきたい。

《史料五》（『隅田家文書』九九（『和歌山県史』中世史料1所収）

かり申しせの御はつおせん（以下、判読不能）

合二十三貫文者、

右件御りやうそくのふんに、長円かちう代さうてんのつくりこ、いや二郎・同子たまる二人分、永代をかきりて御下人にまいらせ候事しちなり、たのさまたけなくめしつかわれ候へく候、□□^{ただ}しいや二郎かきゆうてんのふんくわのもと下一反、ならひにかワら田小・同のうやしき、長円かさうてんのはたけなり、かの下ち田はたけ三ヶ所おあいそゑまいらせ候事しちなり

（中略）

かのとの

応永廿八年十二月十九日

長田（花押）

うし

「ちう代さうてんのつくりこ」（重代相伝の作り子）という表現から、「いや二郎」「同子たまる」の二人が、地主層と考えられる長田から給地、つまり作職を扶持される被官層であったと読み取れる。そして、長田は伊勢神宮へ納める初穂錢借金の「しち（質）」として、「つくりこ」（作り子＝作人・被官）の二人を差し出している。

その作り子「いや二郎」の「きゆうてん」（給田）として、「くわのもと下」の一反と「かわら田」の小（一二〇歩）・「のうやしき」があり、そこに長田の「はたけ」を加えて、「あいそゑ（相副）まいらせ候事しち（質）なり」とある。この部分の記載内容により、これら田畠と「いや二郎」父子がセットで質入れの対象になっていることがわかる。

このことは重要な論点を含んでおり、次に詳細に検討していくこととする。

第三節 被官と知行地の一体観念

一 地主と「知行付被官」の主従関係

ここであらためて前節の問題点を整理しておきたい。

《史料三》で地主の中氏がその被官と考えられる大浦氏の作職に対して「察（中氏の誤りであろう）左近、御

腹立候て、彼作之儀被取上候」と、まずは作職を没収している点が重要である。前述したように封建制の主従関係が作職を媒介として地主とその被官の關係にまで適用され、同時に、莊園制下における「職」の体系が莊園制の崩壊と共に再編され、地主に作職の改替権を与えるに至ったと考えられる。

大浦氏が作職の安堵を中氏に求めたのは、おそらく競合關係にある「競望之族」から権利を守ろうとするためであろう。しかしながら、作職を取り上げられて土地の耕作権を失ってしまったては意味がない。したがって大浦氏は、中氏が建立した成真院へ泣きつき、かつて行松氏の所領であった「野田宮」の年貢を成真院に納めることを約して、あらためて作職を「請け申し候」という形にしてもらい、ようやく一件落着いたのである。別の言い方をするなら、地主（この場合は中氏）は、作職の改替権をテコに、被官（同、大浦一族）との主従關係を強化しているといえよう。

一方、戦国期の史料には「知行付被官等」（前出）などという用語が広汎に登場するが、このことは「地主の被官」を考えるにおいて重要である。

彼らについて勝侯鎮夫氏は「戦国時代において登場した地侍・土豪などと呼ばれる地主と、そのもとにおける隷属的被官との間には、この人と人との間の主従關係とはタイプの異なる主従關係が存在した⁽³⁴⁾と問題提起し、こうした被官層を「下地の被官」と呼んでいる。本稿が「地主の被官」と称してきた階層のことである。勝侯氏の問題提起を受けて、地主とその被官との關係について、いくつか確認しておこうと思う。

《史料五》は、伊勢神宮へ納める初穂錢借金の「しち（質）」として、地主の長円が差し出した「つくりこ」（作り子＝作人）の「いや二郎」「同子たまる」と彼らが長円から扶持された給地などがともに質入れされるこ

とを示す史料であった。

長円が伊勢神宮へ納める初穂銭を工面するため借り入れをおこなう際、被官か土地のいずれか一方でなく、それをセットで質入れしている事実は、それが分離できないものだという認識が当時の在地社会に定着していたことを意味する。一般的な主従関係も所領の安堵を根本に据えており、土地を媒介したものである事実に変わりはないが、主人が安堵した土地を奉公の状況に応じて他の被官に与えることができる。ところが、地主の被官の場合、土地に緊縛される存在であり、逆に土地から被官を引き離すことが難しく、そうした土地と人との一体観念がすでに応永年間の社会に根付いていたからこそ、長円は借金の担保に、被官と彼ら相伝の土地を差し出したのである。

このことは、勝俣氏が『長宗我部氏掟書』の三十七条に示される条項をもとに、「個別的パーソナルな関係を基本とする本来の主従制のあり方からは理解しにくい現象といえるであろう」⁽³⁵⁾と論じた研究成果に現われている。次に、その掟書の関係部分を掲げる。

《史料六》『長宗我部氏掟書』三十七条（『中世法制史料集』第三卷 武家家法「所収」）

（前略）知行・相付譜代之事、一度其地頭逐他國、雖令歸參、本知於無知行者、譜代不可相立事、

ここでも、ただ「譜代」と書かず、「知行・相付譜代」と記載されている。いったん地頭が他國へ追われた場合、その後帰参したとしても、「知行・相付譜代」、つまり知行地に緊縛された被官を取り立てることを禁じた規定である。このように戦国大名が旧主による旧被官の取り戻しを禁じる背景には、前述した一体観念が成立していたためであり、被官の取り戻しは、場合によっては被官が農事に従事する土地の取り戻しを意味することに繋

がるからであろう。それはまた、旧主と新主の間で被官をめぐる争論が少なくなかったことを示しているともいえよう。

こうした地主と被官との関係は、江戸時代初めになっても確認できる。信州伊奈地方の慶安四年（一六五二）の売券⁽³⁶⁾に、「披官者文□孫左衛門や文右衛門儀ハ、ふん蔵之田地二付百姓ニ而」と記されているとおり、「文右衛門」らは「ふん蔵」という在所の「田地二付百姓」であった。この被官が持つ「衛門」という官途名は、北近江天野川流域の地主井戸村与六の被官である「衛門太郎」や和泉国熊取で一族が中氏の被官的立場となった「大ラ（浦）衛門太郎」と同じである。官途名を持つ村落の上層民も、「地主の被官」という「タテ」の関係でみたら、「田地二付百姓」だったのである。

以上の結果をもとに、いまいちどフィールドを北近江へ戻して検討を加えてみたい。

二 「知行地と被官」の一括安堵

北近江地域には戦国大名の浅井久政・長政（賢政）父子二代にわたり、大名側から地主層へ宛てた書状が比較的よく残っている。いくつか例示しておこう。

《史料七》（「加藤文書」七『改訂近江国坂田郡志』巻第六所収）以下、同文書は文書番号のみを記す）

為替地加藤石松跡并被官進之候。御知行不可有異儀候。恐々謹言。

浅井新九郎

賢政（在判）

十二月廿三日

安 文

小堀善介殿

御宿所

《史料八》（「加藤文書」一二）

此砌御届御忠節至候。就其加藤内介跡家来共進之候。彌無貳御覚悟簡要候。恐々謹言。

元龜四

備前守

八月十二日

長政（花押）

上坂八郎右衛門尉殿

御在所

《史料九》（「垣見文書」一〇）（『改訂近江国坂田郡志』卷第六所収）

御先知行、下坂藤九郎跡、田付同名衆、跡職返進申候、并為新知熊谷次郎左衛門遺跡知行、楞嚴院平方百姓、敵方へ罷越者共跡、進申候、彌御粉骨簡要候、委細同名新内丞可有傳達候、恐々謹言。

元龜四

浅備

八月 二日

長政（花押）

垣見助左衛門殿

御宿所

《史料七》は、長政（六角氏との同盟関係を解消して以降、賢政から長政へ改名する）が小堀氏へ発給した下

知状の案文である。また長政が宛行状を発給した小堀一族は、近江国坂田郡平方荘上郷を本貫地とする大地主である⁽³⁷⁾。その小堀一族の善介に対して長政が替地として加藤石松跡の宛行いを約している。注目すべきは、「加藤石松跡并被官進之候」とあるくでありである。そこには加藤石松知行地のみならず、地付の被官をあわせて知行するべき旨が記されている。つまり、地主の小堀氏は“人〓被官”と“土地〓知行地”が抱き合わされ、浅井氏によって一括して宛行われることになったのである。

一方、加藤一族に関する古文書は「加藤文書」にまとめられ、近江坂田郡西黒田村常喜の加藤家に伝来し、常喜の百姓中に対して栗岡名の「年貢諸公事物」を加藤九郎次郎へ「納所すべし」と命じる永禄九年（一五六六）の長政下知状⁽³⁸⁾が伝存していることから、加藤一族は加地子名主職を持ち、名田の年貢徴収を請け負う地主・土豪層だと理解できる。《史料八》をみると、「加藤内介跡家来共進之」とあり、やはり加藤一族知行の土地および家来が共に上坂八郎右衛門に宛行われている。一方、上坂氏は『江州佐々木南北諸士帳』⁽³⁹⁾に「佐々木京極随士」として記載される京極氏被官の国人領主層であるが、ここでも知行地と被官（加藤内介家来）が一体化されて八郎右衛門に与えられている事実が重要である。

加藤内介の知行地ならびに家来が上坂氏に与えられた経緯は不明ながら、同じ月に長政が織田信長に攻められて小谷城で自害して果てるという特殊な状況を考慮すると、加藤内介が籠城衆として討ち死を遂げたため、その遺跡が内介の子弟ではなく、八郎右衛門の「御忠節」に報いる形で宛行われた可能性はあろう。《史料九》をみると、より事情がはつきりしてくる。

まず別の史料⁽⁴⁰⁾に「今度籠城」とあり、垣見助左衛門が小谷城の籠城衆であることが確認でき、そして《史料

九〇に熊谷次郎左衛門の「遺跡」とあることから、討ち死にした者（次郎左衛門）の遺跡が垣見助左衛門に与えられていることがわかる。

このように平時のみならず、戦時においても地主の「知行地と被官」が一括して安堵されていることは、それが常態化していた可能性を示唆するものである。

小括

地主層が「村の侍」として戦国大名やそれに比肩する勢力に仕える下級の軍役衆であった事実と共に、とくに和泉国熊取をフィールドとして検討した結果、主に加地子収取を経済的基盤として、宮座を通じて村落の運営に関わる階層であった。

次いで「地主の被官」を大きく、作職を安堵される形で地主層と封建的主従関係を結ぶ村落上層に属する形態、地主の名子的小百姓として実際に地主の手作地の農事に従事し、かつ前記の形態に比べてより従属的な形態とに類型化した。とくに、前記のケースでは、地主は彼らと同じ村落内で「ヨコ」の関係にありながら、主従関係という「タテ」の関係を兼ねる複雑な様相をみせているものの、地主はいわば、作職の改替権を伝家の宝刀として散らつかせながら、彼らとの主従関係を維持してきたと考えられる。

しかし、この主従関係は本来的な形態と大きく異なり、「地主の被官」が土地と一体化していた事実は「知行付被官」などとして史料に登場することのほか、被官の先祖相伝の土地と「つくり子」（作り子＝作人）自身が

ともに質入れされる事実などから窺うことができる。こうして彼ら被官層が村落の上層民であっても、「作職」土地の耕作権＝土地所持権」という意味においては、土地と切り離すことができなかつた。つまり、地主の知行地に付属する被官はあくまで「知行付被官」であつて「被官」ではない。したがつて、平時であれ戦時であれ、戦国大名によつて「地主の知行地」と「地主の被官」が一括安堵される状況が常態化していたといえよう。

戦国大名は、このように「地主の被官」が実際に農事に携わる階層であることを理解しつつも、彼らが地主の知行地と一体化しているという観念が存在していること、このほかにも、地主とその被官が「タテ」と「ヨコ」の関係を併せ持つ複雑な在地状況に鑑み、中間搾取層（地主）の存在を認め、彼らを通じて年貢諸公事などの収取を図り、在地支配する方策を選択したものと思われる。前述したように、長政は近江国坂田郡の常喜村の百姓中に対して、年貢や諸公事を地主の加藤氏を通じて納めるように命じている。そうになると、戦国大名が地主に集積される戦国期の「得分」（租税体系の枠外に成立する得分＝第一章でいう【A】形態）に無頓着な態度をみせる背景として、複雑な末端の在地支配を地主に委ね、その見返りに加地子をはじめとする得分の収取を一種の特権的な権利として認めようとした事実関係が見えてこないだろうか。

そこに重層化する社会を容認しようとする戦国大名の中世的な側面が見受けられ、そこが近世大名との大きな相違点の一つであつたともいえよう。

（註）

(1) 藤田達生「村の侍と兵農分離——伊賀の事例を中心に（上）（下）」特集：日本中世・近世移行期論の現在——村落論を中心に

(上)(下)『人民の歴史学』一三三・一三四号、一九九七年)

(2) 序章の註⁽¹⁰⁾

(3) 牧原成征「戦国・織豊期の土地制度と「小領主」——近江国余呉庄東野家を事例として——」(『日本歴史』四七二号、二〇〇一年)

(4) 黒田基樹「大名被官土豪層の歴史的 성격」(『戦国史研究』別冊、二〇〇一年)

(5) 下村效・山中としい「倅者考——結城氏新法度」をめぐって——」(『国学院雑誌』八九(一一)号、一九八八年)

(6) 勝俣鎮夫「下地の被官」について」(『戦国時代論』岩波書店、一九九六年)

(7) 太田浩司「北近江土豪層と「被官」——近世史料と現行民俗からのアプローチ——」(三鬼清一郎編『織豊期の政治構造』吉川弘文館、二〇〇〇年)

(8) 「徳川家印判状(写)」二二一(『新編甲州古文書』第三卷所収)

(9) 北近江の国人領主今井氏とその家臣の動向を記した史料群をいう。本稿は『滋賀県中世城郭分布調査』7(滋賀県教育委員会、一九九〇年)に所収される「嶋記録」を使用した。

(10) 小和田哲男『近江浅井氏』(新人物往来社、一九七三年)

(11) 稲葉継陽「中世後期村落の侍身分と兵農分離」(『歴史評論』五二一号、一九九三年)

(12) 「中家文書」中世編五〇五(『熊取町史 資料編Ⅰ』所収)以下、同文書は文書番号のみを記す)

(13) 『熊取町史 資料編Ⅱ』所収

(14) 『熊取町史 本文編』近世編

- (15) 「貝塚御座所日記」(『真宗体系統』第十六卷所収)
- (16) 前掲註
(11)
- (17) 中世公家日記研究会編『政基公旅引付本文編・研究抄録編・索引編』(和泉書院、一九九六年)
- (18) 「シュンチ」の「シュン」に「峻」という字をあてれば、惣村熊取内の小谷村にある興蔵寺山北麓の「たんな屋敷」が比定されよう。天文十六年(一五四七)の売券(「中家文書」中世編五四五)に記される行松氏相伝の「たんな(旦那)屋敷」四至書に「南興蔵寺山」とある。興蔵寺山はかつて大内義弘の被官がここに城を築いたこともあるという要害の地であり、標高は一七二メートルながら、実際に登ると急峻なイメージを抱く。
- (19) 岡田謙一「行松入道康忠書状」について(『泉佐野市史研究』六号、二〇〇〇年)
- (20) 「金子文書」(『熊取町史 本文編』中世編所収史料)
- (21) 『小垣内西遺跡発掘調査概要報告書1』(二〇〇二年)による。調査地点では江戸時代の遺構が皆無だったことから、その後この土地は農地になったものと考えられる。
- (22) 「中家文書」中世編七八九の契状に「(前略)盛吉ノ大夫死去候て、永禄六年ヨリ同元龜三年マテ(後略)」という部分があり、少なくとも永禄六年の時点で盛吉が死去していたことがわかる。
- (23) 三浦圭一「惣村の起源とその役割」(『史林』(五〇)(二・三)号、一九六七年三月・五月)に掲載されたデータによる。
- (24) ただし、同地域において政基は、守護方・在地領主をある程度排除し、荘内を支配したとする。廣田浩治「中世後期の九条家家僕と九条家領荘園——九条政基・尚経を中心に」(『国立歴史民俗博物館研究報告』(第一〇四集、二〇〇三年)参照)
- (25) 後白河上皇熊野行幸の際に熊取の名主ら五十四名が御輿を担いで奉迎・供奉した旧例によるとされる。

- (26) 『熊取町史紀要』 一号所収
- (27) 「中家文書解題」(『和泉国熊取谷中家文書目録』 一九八七年) 所収史料
- (28) 宮川満『太閤検地論』 第二部 太閤検地の基礎的研究(御茶の水書房、一九五七年)のほか、脇田修『近世封建社会の経済構造』(御茶の水書房、一九六三年)・註⁽¹⁰⁾・長谷川裕子「中近世移行期における土豪の土地所有と村落―近江国坂田郡井戸村氏を事例として―」(『歴史学研究』 七四五号、二〇〇一年)・牧原成征「江北の土地制度と井戸村氏の土地所有」(『論集 きんせい』 二五号、二〇〇三年) ほか
- (29) 前掲註⁽²⁸⁾の宮川論文
- (30) 神田千里「中世後期の作職売買に関する一考察」(石井進編『中世の村と流通』 吉川弘文館、一九九二年)
- (31) 拙論「戦国期の地侍による村落支配の一形態―和泉国熊取谷の「中家文書」分析を中心に―」(『鷹陵史学』 三四号、二〇〇八年)
- (32) 前掲註⁽⁵⁾
- (33) 『豊橋市史』 第五卷(古代・中世史料編) 所収一〇二
- (34) 前掲註⁽⁶⁾
- (35) 前同
- (36) 古島敏雄・関島久雄「徭役労働制の崩壊過程」(『古島敏雄著作集』 第一卷、東京大学出版会、一九七四年) 第三章所収
- (37) 三二頁
- (38) 「加藤文書」 一〇(『改訂近江国坂田郡志』 卷第六所収)

- (39) 『坂田郡志』(中) 所収史料
- (40) 「垣見文書」十一 〔改訂近江国坂田郡志』卷第六所収)

第四章 中近世移行期「尾張」における「織田検地」と「太閤検地」

問題の所在

これまで中世終末期である戦国期の「地主の得分」をめぐる諸問題を検討してきた。その結果、織田政権は「地主の得分」と年貢相当部分をあわせて「村高」を確定させ、それを「年貢収納可能高」としてとらえていた可能性に言及したものの、それでも、地主層にそのまま得分を収取させている⁽¹⁾。その越前における織田政権の検地は天正五年（一五七七）におこなわれた。その後、織田信長の次男信雄の手によって、天正十年代の尾張でも検地が実施されている。尾張はいうまでもなく織豊政権発祥の地であり、天正十年代は時代が近世に向けて急速に収斂されてゆく時期にあたる。

その天正十年代の尾張の支配体制を大別すると、信雄の時代と豊臣秀吉の甥秀次の時代とに分けられる。信雄の尾張支配は同十年（一五八〇）六月の清洲会議によって尾張襲封が決定したときをもってはじまる。それから信雄の尾張支配は同十八年の小田原落城後の失脚まで続き、同年七月、その信雄に代わって秀次が尾張を領すことになる。その間、信雄支配下の同十一年・十四年、そして、秀次支配下の同十九年から同二十年にかけて、検地が計三回実施されている。

織豊政権下における検地については、織田政権が畿内および周辺の征服地で実施した検地を「織田大名検地」としてくり、「太閤検地」と区別するのが一般的である⁽²⁾。一方、秀吉が天正十三年に關白となって以降、天皇の秀吉に対する全国的支配権の委任を背景に、確定した分国内で実施される統一検地が太閤検地であるとされる⁽³⁾。

時期的にみるなら、信雄の二回目の同十四年検地は秀吉の關白就任以降にあたり、さらに近江国今崎の引接寺には同十一年七月七日付「江州蒲生郡保内今庄家」の検地帳⁽⁴⁾があり、それが太閤検地の例とされていることから、信雄が尾張で実施した一回目の同十一年検地についても、太閤検地といえなくはない。しかしながら、その同十一年検地が天下統一戦争における秀吉との対決をひかえ、領国経営を強化する目的で実施していることは明白であり、同十四年検地も、小牧長久手の合戦の和睦後の領国再編のために実施したものである。加藤益幹氏はとくに二回目の信雄の検地について太閤検地であるかどうか「微妙」だとしつつも、「信雄領国内での独自の検地と位置付ける必要があるのではないか」という見解を示し、太閤検地と区別している⁽⁵⁾。したがって、信雄の検地を「織田検地」、秀次がおこなった検地を「太閤検地」とすることができよう⁽⁶⁾。ただし、二回目の信雄検地は「太閤検地高と比べ決して遜色のないものと考えられ（中略）近世的知行制の内実を備えたものであった」と評価されている⁽⁷⁾。

両検地は年代的にも近接しており、どのような差異があるのか、ないのかは重要な問題だと思われる。ところが、両検地を個別に検証した研究⁽⁸⁾はあるものの、管見のかぎり、比較検討を試みた論考はなかったように思える。とくに本章では、本稿のテーマに即した形で、天正五年の織田検地で実現できなかった「地主の得分」につ

いて、領主側（織田家および豊臣家）がどう対応したかに焦点をあてる。

しかし、「加地子」はいうに及ばず、「得分」「徳分」その他の表現を含めても、残念ながら、当該地域の史料にはいわゆる戦国期特有の得分が用語として史料に現われるケースは少ない⁽⁹⁾。さらに年代を天正十年代にかぎるとなると、時間的制約も加わり、なおさら困難となる。

こうした制約を克服する手段として、本章は尾張熱田の地主である加藤一族の土地・得分集積に注目した。加藤一族は信長の父信秀の時代から史料に現われ、得分という用語こそ出てこないものの、その集積の状況が信雄の領国時代から秀次の時代に至るまで確認できる（詳細は後述）。

また、織豊政権の故郷である尾張という一国に注目し、天正年間における定点観測をおこなうことにより、当時の権力が在地社会の状況をどのように把握して支配していったか、その変容の一端を窺うという副次的な成果にも期待している。

第一節 両検地の歴史的経過と通説的意義

一 信雄検地

（検地以前）

天正十年（一五八二）六月二十七日の清洲会議で信雄が尾張を襲封した直後の時期にあたる。当時の尾張について、加藤氏は「特に土地制度などを通じて、信長家臣団の本領であるが故に古い制度がその

まま残っている。むしろ新しい政策は、一向一揆との戦いの中で、畿内・近国の方で表れてくる」⁽¹⁰⁾と指摘しており、史料から、信雄が家臣団に対して「買地安堵」や「遺跡安堵」を中心とする従来の領国支配を実施していたことが確認できる。

いくつか例を挙げると、まず同年八月十日付の尾張国那古野天王坊へ宛てた信雄判物（安堵状）に「当寺領買得分都合八町余但徳分三拾五貫文、屋敷共、如前々全不可有相違状如件」⁽¹¹⁾とある。続いて、同年同月二十七日付の尾張国二宮（大縣社）宛て信雄判物（同）にも「引得来田畠合拾五町式段小余、并屋敷式十壱所、徳分参拾七貫式百文、如前々可進退者也」⁽¹²⁾として、寺領や得分・屋敷を「前々のごとく」安堵する文面となっている。また、いずれの史料にも「徳分」という表記があり、当該地域の史料に得分が用語として記載される希有な例でもある。

（天正十一年検地）

政治的には賤ヶ嶽の合戦で柴田勝家（織田家重臣）と織田信孝（信長三男）が秀吉に敗れ、それまでの信雄と秀吉との連携関係が崩れてゆく時期にあたる。その天正十一年（一五八三）八月から九月にかけて信雄は一回目の統一検地を実施する。

検地帳が存在するわけではないものの、この期間に相次いで発給された奉行人奉書によって確認できる。いずれも同検地にもとづき、家臣に所領を宛行つた際に発給したものである。たとえば、尾張国松ノ木を本貫とする吉村氏吉に対する奉行人奉書⁽¹³⁾には「松の木」（海西郡）の本貫地とは別郡に属する「すわき」（中島郡須脇）「よこへ」（同横江）など、宛行われた所領は「合拾四ヶ条（所）」（＝「三千貫余」）に及んでいる。一方、この検地

で把握された知行貫高をベースにしたとされる『織田信雄分限帳』⁽¹⁴⁾の記載高をみると、同じ郷村内に複数の家臣が所領を宛行われていることがわかる。以上のことから、同検地は「家臣の知行地ごとに検地で再把握したのではなく、統一的な検地原則の下に、村などの地域を単位として一円的な収納高の掌握がまず実施され、その後で家臣の分限に応じて知行高を割り当てていったことを示している」と評価されている⁽¹⁵⁾。たしかに同検地実施まで本貫地や給恩地さらには買得地ごとに把握し、かつ安堵していた家臣団の所領高が、旧地にとらわれず、検地後の貫高で細かく割り当て直された結果、知行高に基づいて知行替が実施しやすくなったという意味において、近世的な知行制度の萌芽を示しているといえよう。

ところで、本章の論点とは直に関わり合いのない事柄ながら、定点観測という面では重要だと考えられるため、同検地の特徴の一つに寺社領の没収があることを付記しておきたい。その根拠としては①『織田信雄分限帳』に記載される尾張の寺社領が信長・信忠（信長の嫡男）の時代に比べてはるかに少ないこと②後年の史料で「従国方前々山・屋敷・田畠、寺領等悉有御闕処ニ、今度我等為新寄進」⁽¹⁶⁾と記載されていたこと――が挙げられよう。また、こうした寺社領の没収が家臣の所領高を増やす目的だったことは、尾張と共に信雄の領国を形成する伊勢国の伊勢外宮神官（渡会久能）が「今般以神税可被附置人給御定有之由、頗驚怖之至也」として、「神税」（神領）が「人給」（家臣の給地）に付け替えられることに、驚きと恐れの感情を表していることで判明する⁽¹⁷⁾。以上、秀吉との対決をひかえ、同検地には家臣団の軍事的結集を図る目的があったことは明らかである。

（天正十四年検地）

天正十二年（一五八四）十一月十一日、信雄は秀吉と講和するが、その前から被占領地を踏まえた知行替がお

こなわれたことは『織田信雄分限帳』からも読みとれる。同分限帳には「三ヶ一引」と記載される家臣の知行高が目引く。秀吉と小牧長久手の合戦を戦った結果、秀吉に領国内の一部を浸食されたことにもない、家臣の旧知行地の三分の一を一律カットしているのである。同分限帳が天正十一年検地をベースにしているのは前述したとおりであるが、したがって、分限帳が合戦後の所領減に対応して知行替がおこなわれた内容を含むものであることも確認できる⁽¹⁸⁾。

一方、天正十四年七月に信雄の印判状が相次いで発給されているが、それらは小牧長久手の合戦以降、必要となつた領国再編成のために家臣団の知行高を再検した結果である。

次の史料から、この天正十四年検地の実態が垣間見える。

《史料一》（「猿投神社文書」『愛知県史 資料編12』所収一一三三）

天正拾四年七月廿四日尾州織田大納言殿御國中御検地被成候而、御繩を以当社も三百七拾五貫三百文余、

猿投・神郷両郷以御寄進□□弘見・深見一所ニ所務仕候者也、

神郷は三河国賀茂郡に属するが、当時、尾張国高橋郡に編入されており、猿投社領の両郷（猿投・神郷）が検地を受けた事実、そしてそれが「国中御検地」（統一検地）であつたことがわかる。また、戦国大名検地の多くが「指出」にもとづく検地であるのに対して、「御繩」（繩打ち・繩入れ）の表現があることは注目できる。

また、ほかの史料にも「惣繩之内へ入申事候間」⁽¹⁹⁾という表現もみられる。実際に繩打ち、つまり測量がおこなわれた可能性は否定できない。《史料一》では「三百七拾五貫三百文余」という貫未満の高が記載されており、同検地については「知行地ごとに詳細な高把握が進められて一貫未満の文単位まで表示されており（中略）、一

段と在地掌握の強化がはかられている」⁽²⁰⁾というのが通説的な評価である。

二 秀次検地

天正十八年（一五九〇）七月、尾張の支配を信雄から引き継ぐ形となった秀次は、翌年十二月に関白に就任し、京の聚楽第で政務を執る。このことから、検地をおこなった同十九年から同二十年にかけて秀次は国元を不在にすることが多く、その領国支配に疑問が投げかけられてきた⁽²¹⁾。

一方、播磨良紀氏によって秀次の尾張支配に関する史料が紹介され、秀次の尾張支配が見直されつつある⁽²²⁾。詳細は播磨氏の記事に譲るとして、そこに紹介された史料（三重県四日市在住の竹中輝夫氏所蔵文書）は、天正二十年六月十日の九ヶ条に及ぶ「条々」である。「国中法度之事、如前々置目」という第一条には始まり、「国中堤之事」や「当城普請之事」などについて秀次が事細かに家臣へ指示した内容になっている。ここでいう「国中」は尾張、「当城」は清須城だと考えられ、緊急性のある事業については「京都へ注進に及ばず」とあり、播磨氏は、京都聚楽第に滞在した関白秀次が具体的に尾張支配をおこなっていたことを示す貴重な史料としている⁽²³⁾。

さて、この前提を踏まえて、秀次が定めた「検地条目」（十九ヶ条）を次に掲げる。

《史料二》（「一柳家文書」『愛知県史 資料編13』所収二二二）

定検地置目事

- 一 上田 壺石五斗
- 一 中田 壺石三斗
- 一 下田 壺石壺斗

- 一 上畠 壺石
 - 一 中畠 七斗五升
 - 一 下畠 五斗
 - 一 山畠・野畠見及次第可入念事
 - 一 壺段二付而五間・六十間事
 - 一 さをの木遣候間、如本拵可打事
 - 一 升京判たるへき事
 - 一 於在々所々下々対地下人等、諸篇みたりの儀於申懸者、其主人共可為曲事間、入念可申事
 - 一 棹打之下奉行・同さほうちの者共悉誓紙申付、并横目可出遣事
 - 一 検地面々勿論可為自賄、ぬか・はら・薪・さうしの儀ハ、如置目亭主に相理可召置事
 - 一 さをうちの場にて百姓と棹打者共、寄合さゝやく儀可為曲事
 - 一 検地之面々上下共ニ一粒一錢礼儀・札物召置族有之者、已来きゝ出次第可為曲事
 - 一 重而奉行を出し、在々所々田畠うたせ可見届間、相違儀於有之者、さおうち主人曲事たるへき事
 - 一 於在々所々右置目通百姓召寄、あまねく合点仕様ニ可申聞事
 - 一 其郡の絵図、隣郡堺目并山・川・道入念書付可上候事
 - 一 みち・橋儀是又念を入可申付事
- 右条々、聊不可申断者也、

天正拾九年八月廿日 秀次（黒印〓印文「秀次正道」）

一柳四郎右衛門尉

上・中・下田ごとの斗代や京升の使用、さらには棹入れによる実測や検地奉行の立ち合いなど、まさしく太閤検地の特徴を備えた置目といえる。

しかし、問題はこの置目が尾張国内に対して出されたものか否かである。尾張を留守にしがちだった秀次は、藤田恒春氏の研究により、天正十九年一月下旬から七月九日まで清須に在城していたと考えられているが⁽²⁴⁾、そのあと秀次は奥州仕置のために出陣している。つまり、同年八月二十日の日付を有する「検地置目」は、奥州出陣中に出されたものである。このため、これが尾張検地に備えたものなのか、それとも、奥州仕置に関して奥州検地置目として定められたものなのか見解が分かれている。

尾張検地説に否定的な見解として、後述する天正二十年の検地帳の石盛（とくに畠地）がこの検地置目より低く見積られており、逆に奥州検地置目に類似することを主な根拠とする⁽²⁵⁾。

一方、このころ秀吉は、勢力下の諸大名に「一國御前帳」（石高帳）や郡図の差し出しを求めており、検地条目の最後の二ヶ条に郡図作成に関する項目が含まれていることから、秀吉のこうした政策の一環として、尾張でも、天正十九年に御前帳・郡図作成と検地がおこなわれたという見解も示されている⁽²⁶⁾。

いずれにせよ、置目は尾張一宮で黒田藩（三万石）を立藩して藩主となった一柳四郎右衛門尉（直盛）へ宛てられたものであり、秀次に属していた直盛が奥州にいたか尾張にいたかにより、状況は変わってくる。

条目が出された九日後、直盛が尾張にいたことを類推させる秀次書状がある。

《史料三》（「柳家文書」『愛知県史 資料編1』所収二一四）

松茸到来寔細々懇志之事令祝着候、其地検地已下儀不可有由断候、謹言

八月廿九日

秀次（花押）

一柳四郎右衛門尉殿

松茸を贈られたことへの感謝と「其地」の「検地」実施を求める内容となっている。奥州出陣中の秀次が「其地」という表現を用いる以上、それが奥州以外のどこかであると考えるのが自然だろう。中野等氏は、秀次の与力大名（直盛とは別）が尾張に在国している例をあげており⁽²⁷⁾、そうだとすると、直盛もまた尾張にいた可能性は高いといえよう。直盛は尾張にいたからこそ、奥州出陣中の秀次へ松茸を贈ったのである。

年が明けて天正二十年になると、実効的に検地がおこなわれたことを示す痕跡が史料に現われてくる。

たとえば、二月一日付で秀次が家臣の徳永寿昌に「今度尾張國中検地被 仰出付而在々所々免合之事、徇被請取、郡内村々田畠之高下能々入念見形土免可相究」⁽²⁸⁾と命じている。尾張の「國中検地」について、入念な検見をおこない、「免」の判断を慎重におこなうように指示している。また、二月十一日付で秀次の家臣吉田勝親が尾張国小松寺に対して「今度尾州御検地」に関して寺領も、「惣国」なみに「杖」をあてることや「（検地）帳」を作ることの指示している⁽²⁹⁾。さらにこの寺のものではないが、いつくか検地状（帳）も伝来している。

そのひとつが、三月十一日付の「尾州智多郡大野ノ内湊村御検地状」⁽³⁰⁾である。この検地状は、紙数六十六枚に同村内の「屋敷方」について「上 三畝壹歩 三斗六升四合 与右衛門」などと、等級・面積・斗代・名請け人の名を書き上げたものである。また、四月吉日付の「尾張国海東郡内 津島北郷御検地帳」⁽³¹⁾は、前述したと

おり、条目を奥州検地に対するものだとする説の根拠に用いられる史料でもある。

こうして、信長・信忠、そして信雄の初期の支配下において「買地安堵」ほかの中世的な支配が続いていた時代と比較してみると、僅か十年足らずで尾張が近世的な支配体制に移行したともいえる。

それでは、信雄検地と秀次検地が、それぞれ在地にどのような変化を与えたのかをみていきたいと思う。

第二節 両検地と在地社会

一 地主加藤氏の土地集積

《史料四》〔西加藤家文書〕『愛知県史 資料編10』所収一四六七)

就売買之儀、先ニ任判形之旨、田畠并屋敷、万下地等事、縦被官役、又売主雖為退転、諸事令免許之上者、不可有相違候、并俵物質出入事、国中之札馬食(召)上之儀在之共、如此判形相違之上者、海陸共可往反候、
弾正忠被申調之、出置上者、不混自余、於末代不可有別儀者也、仍状如件、

天文十式癸卯

二月廿一日

花押(達勝)

賀藤図書助とのへ

同隼人佐とのへ

《史料五》〔西加藤家文書〕『愛知県史 資料編11』所収三〇八)

今度国中欠所候儀雖申付、代々免許在之上者、不可有別儀、於向後買徳田地等縦為何雖為下地、不可有異儀、然者前々売買之儀ニ付而出置判形之儀、於末代聊不可有相違、次其方門外江出入之俵物之儀、国中札雖召上候、質物事候間、可有往反、并新儀諸役不可在之候、自然如此免許類令棄破雖申付、数通判形出置上者、於何様之儀以此旨罷上、理可申者也、仍状如件、

永禄六

十一月 日 花押（信長）

賀藤全朔

賀藤紀左衛門尉殿

いずれも織田家から尾張国熱田の土豪・加藤家へ宛てた判物である。同じような内容の判物ながら、時代と発給元が異なっている。まず《史料四》は、尾張下四郡の守護代織田達勝の発給文書であり、このころ守護代の達勝は、実権を奉行の織田弾正家に奪われており、《史料四》中の「弾正忠被申調之」というくだりの弾正忠は、信長の父信秀を指す。形としては守護代が加藤順光（賀藤図書助）と加藤延隆（賀藤隼人佐）の兄弟に対して、田畠や屋敷などの財産、商売上の権利を保証する判物となっている。

その加藤氏は源頼朝に仕えた御家人の加藤景廉を始祖とし、その景廉七世の子孫・景政の代に伊勢山田を経て熱田に移住したと伝わる。さらにその景政の四代後、景繁の子（順光と延隆）の時代に兄弟がそれぞれ東西両家に分かれる⁽³²⁾。それが東加藤家初代の順光と西加藤家初代の延隆（法名・全朔）である。

こうして事実上信秀に安堵された加藤家の財産と商売上の権利はその二十年後の永禄六年（一五六三）、信長

によって、ふたたび西加藤家の延隆（全朔）と孫の景延（紀左衛門尉）に安堵されている。この年、信長は尾張統一の過程で生じた闕所（没収地）の宛行を総点検しており、西加藤家の延隆は、自らの権利を守るため、あらためて信長に安堵を求めたのである⁽³³⁾。

加藤家が金銭業や海上取引を営んだ豪商であることは、「出入之俵物」「質物事候間」、「海陸共可往反候」などのくだりからも明らかである。同時に、「買徳田地等」とあり、加藤家は土地・得分集積をおこなう地主層でもあった。

加藤家は、交易や金融業で稼いだ資金をもとに土地を買い集め、とくに海浜での開発を進めていた⁽³⁴⁾。そのことは次の売券史料によって確認できる。

《史料六》（西加藤家文書『愛知県史 資料編11』所収七九六）

永代売渡申吉野之事

合式しろ者 在所、西さんまいのゑむかい也、西馬場殿野とさかい也、東ハ中尾二兵衛殿よし野坂井也、北ハ賀藤又左衛門尉殿・同伝三殿・中村二兵衛殿坂井也、南ハ五女し宗右衛尉つゝミしろをさかい也、

此内壺しろハ、にしハ高畠毛助持分を坂井、きたハあさい新助殿野を坂井、みなミは五女し与一郎殿野をさかい、ひかしハ加藤伝三殿持分也、

右彼野ハ中野彦六郎雖為持分、依有用要候、代銭四百五十文ニ加藤喜左衛門尉殿へうりわたし申所実正也、諸公事一銭も有間敷候、如此うりわたし申上ハ、於子々孫々もいらん申者有ニ付而、此以状あくたうの御さ

いはんあるへく候、天下一のねんきとくせい入候共、於此野ニハ入申間敷候、仍後日状如件、

奥村源右衛門

元龜三年壬申三月廿日

吉次（花押）

中野彦六郎（略押）

賀藤喜左衛門殿

西加藤家初代延隆（全朔入道）の孫・景延（喜左衛門Ⅱ紀左衛門）が元龜三年（一五七二）三月に、中野彦六郎から吉野（葭野）を買い取った際の売券である。また、この葭野に隣接する加藤伝三（景好）は、買主である景延の弟であり、同じ年の九月、こんどは、その伝三（景好）が（一あれの（荒野）⁽³⁵⁾）を買い取っている。このことは、前述したとおり西加藤家が海浜で土地集積を進めたことを示す証左となるものであるが、いずれの土地も「諸公事一銭も有間敷候」とあり、年貢負担のない土地であることがわかる。買い取った土地はいずれも葭野や荒地でもあり、土地の剰余生産物である得分収取が目的であるというより、海浜部を開発するため、土地そのものを得ることが目的の単純な土地集積といえる。しかし、西加藤氏は前述のとおり、永禄六年の時点で信長から買得田地の安堵を受けており、天正年間になっても得分の集積を進めていたことを示す史料もある。

二 「信雄検地」と西加藤氏の「得分集積」

《史料七》（「西加藤家文書」『愛知県史 資料編12』所収六七三）

永代うり渡申田之事

合半段 在所きつねつか下、西八道畠をさかい、ひかしハ其方之田さかい也、北八岡部又右衛門殿田

をさかい也、南ハ亀井さうあミ田をさかい也、いけハ同岡部又右衛門田とあいいけ也、

右彼田ハ雖為亀井おく一もちふん、依有要用代銭貳貫五百八十文賀藤伝三殿へ永代うり渡申所実正也、但色成五十文、賀藤隼人殿へ可有御納所、於此外諸事壹銭も有間敷候、為何年記徳政入候共、於此田者相違有間敷候、子々孫々ニおゐて違乱申者出来候共、盜賊之可有御沙汰、仍為後日永代うり券之状如件、

天正十二年きのへさる十一月一日 せあミ(花押)

おく一(略押)

賀藤伝三殿

まいる

ここには、西加藤家の伝三(景好)が「亀井おく一」という者から「半段」の田地を買い取ったことが記されている。また伝三は、海浜部の荒地を、やはり「亀井」という者から買い取り、その後、土地の開発につとめたとみられるが⁽³⁶⁾、『史料七』に基づく売買は、明らかに得分収取を目的にしている。

まず、「色成(年貢)五十文、賀藤隼人殿へ可有御納所」とあることから、西加藤家の当主とみられる隼人(景延、買主・伝三の兄)の名田がこの田地の本名(親名)であり、伝三は取得後、兄に色成年貢五〇文を代納してもらうことになるが、当然のことながら、年貢は剰余生産物の一部であり、伝三は年貢以外の剰余生産物(得分)もあわせて収取しているはずである。

この売券には得分の表記もなく、斗代も示されていない。だからといって、得分がないわけではない。『史料六』の場合、年貢負担が一切なく、しかもそれが葭野や荒地であったがために単純な土地集積と考えたが、『史

料七』の場合はやはり、得分集積だと考えざるを得ない。このように斗代が明示されず、得分收取権として売買される例は泉南地域の売券史料に広範にみられる。第一章第二節で使用した史料であるが、その一部を次に掲げる。

《史料八》〔「中家文書」中世編一五五『熊取町史 一』所収〕

(端裏書)

「サノ」

賣渡申 田地之事

セマチニツ

合三百卅歩、沙野ノヲク代之ハセヲリニ有也、

公方ハ石源殿方ナリ、

(中略)

神定ノ

賣主右近太郎(略押)

永正拾七年庚辰八月九日

買人中左近方

斗代は不明ながら「公方(公方年貢)」の負担がある点において、《史料七》と同じ形態である。この売券について筆者は得分收取権売買、つまり「職」の売買に近いものであったと考えた⁽³⁷⁾。売券に「加地子」「徳分」な

どの表記があり、斗代が記載されるケースと異なり、《史料八》は得分を収取する権利のみを得たという解釈である。得分の売買では、その年の作柄にかかわらず売券に地主の取り分として一定の斗代が明示され、「水損」「日損」などの被害があっても一定の斗代を得られるケースがあるのに対して、この場合、豊不作の影響をまともに受けることになる。その意味では、地主の権利としてはなほだ不安定なものであるにせよ、以上の結果から、西加藤家は天正十二年（一五八四）十一月一日の時点でも引き続き、得分収集権を集積している事実が浮かび上がってくる。

一方、この得分売買の十日後には信雄が秀吉と単独講和し、所領縮小にともなう知行替をおこなう時期に相当し、また、前年には天正十一年検地もおこなわれている。同検地は前述したとおり、秀吉との対決に備え、寺社領を家臣に与えてまで軍事力強化を図ったものと考えられている。にもかかわらず、地主・土豪層の得分売買は検地以前と同じようにおこなわれている。

秀吉との天下統一戦争に絡み、天正十年九月一日付で信雄は熱田大瀬子与三郎（西加藤家一族の家勝）に「諸買得永代下地欠所等」について安堵する判物を与えており⁽³⁸⁾、そのケースでは合戦という特殊事情が得分売買を容認していた面は否めないものの、やはり、検地から一年以上たつてなお、事実として在地で得分売買（厳密には得分収取権売買）がおこなわれていることが重要である。

この天正十一年検地が近世的支配体制の先駆けとなった歴史的意義は認めるものの、こと得分売買という面からみると、信長の生前に実施された天正五年の「織田検地」（越前検地）から前進したとはいえない。

それでは、秀次検地の実施で在地における得分の収取に大きな変化がみられたのかどうかをみていくことにす

る。

三 「秀次検地」と西加藤氏の「得分集積」

次の史料は、西加藤家が天正十九年（一五九一）八月、尾張に検地置目（≒史料二三）が出されたあとに畠地を買い取った際の売券である。

≒史料九≒（「尾張国熱田領内売券借用状『愛知県史 資料編13』所収二三七）

永代売渡申畠之事

在所田島口也、東ハ加藤彦三殿・竹田ようしゆへ畠さかい也、南ハ竹田小兵衛殿畠さ

合老段者五百文也 かい、西ハ千秋殿田さかい、きたハ竹田又蔵殿はたさかい也、

右彼畠者雖為大之助持分、依有要用代銭貳貫二百文ニ加藤伝蔵殿へ永代うり渡申所実正也、諸公事一銭も有ましく候、為何天下一同之年記徳政入候共、於此畠者相違有間敷候、子々孫々ニおみて違乱申者出来候者、

盜賊之可有御沙汰候、仍為後日永代売券之状如件、

うり主田中鹿野大之助

天正十九年かのと卯霜月廿六日

（花押）

同女共「一」（花押）

加藤伝蔵殿

参

まず、秀次検地が実施されたとされる以降の史料であるにも関わらず、西加藤家の伝蔵（伝三Ⅱ景好）が≒史

料七』に引き続き、得分の集積をおこなっている事実である。畠地である以上、何らかの生産物を生みだしており、《史料六》にあるような「吉野（葭野）」の土地売買、つまり、単純な土地売買と異なり、剰余生産物（11得分）をとまなう土地であると考えられるからである。

そこで次に、「合巻段者五百文也」と貫高表記されている部分に注目したい。

まず、この「五百文」は何を指すのだろうか。一段（反）という土地の面積に対応する貫高であることから、土地の剰余生産物であることは明らかであるが、当然のことながら剰余生産物には年貢負担分や地主の収取分である得分が含まれる。たとえば、相模国の後北条氏の場合、田地は一反あたり五〇〇文、畠地は一反あたり一六五文の年貢高を標準としている⁽³⁹⁾。この後北条氏領国のケースからみるかぎり、五〇〇文を畠地の年貢負担分のみとしたら、余りにも斗代が高すぎる。五〇〇文には、年貢負担相当分のほかに、伝蔵が収取すべき「地主の得分」が含まれていると考えるのが自然であろう。だとすると、やはり貫高表示されている点が気にかかる。

ただし、尾張の売券の中には貫高表示されるものが少なくない。秀次が尾張に入部する直前の史料であるが、参考までに挙げておく。

《史料十》〔西加藤家文書〕『愛知県史 資料編13』所収三一)

尚以相給人各々ニて取候て、可遣候事、已上、

当知行分熱田之内名田方之内を以八拾八貫六百文、并御加増分法願寺之内を以百三貫三百七十七文を、任御朱印之旨所務等之儀可被申付候、中納言様被成御座次第二御書相調重而可進候、恐々謹言、

天正十八年

田中兵部太輔

九月八日

吉政（花押）

加藤隼人様

まいる

まず、同史料に「相給人各々ニて取候て」とあることから、信雄の時代の検地によって「熱田之内名田方之内」に他の被官層と加藤隼人（西加藤家当主の景延）の知行地（名田）が「相給」になっていたことが確認でき、信雄の検地を地主層の土着性に斬りこんだものとして、あらためて評価できる。また、天正十八年（一五九〇）九月の時点で尾張はすでに「中納言様（秀次）」の領国になっているものの、秀次はまだ入国しておらず、秀吉の「御朱印」、つまり秀吉の命によって岡崎城主田中吉政が西加藤一族に対して、知行地（名田）計一九一貫九七七文を安堵しているのである。信雄の二回の検地を経て、このように貫未満の文単位で知行高が把握されていることは前述したように注目できる。

しかしながら、先の《史料九》は、秀次が尾張に入部して天正十九年検地と呼ばれるものをおこない、「上畠 壱石」「中畠 七斗五升」「下畠 五斗」という太閤検地の置目を定めたあとの史料である。

それではなぜ、石高で表示されないのだろうか。それに関連して、秀次がおこなった尾張の検地を幅広く検証した中野氏は「尾張の天正十九年検地は「御前帳」の徴収を前提としたということもあって、在地にもその痕跡を遺していない」と論じている⁽⁴⁰⁾。つまり、この年の検地は時間的制約があり、机上の作業がかなり大きな比重を示していたというのである。ただ、そうであったとしても、いくつか検討すべき事柄がある。

まず第一に、天正十四年の織田検地によって権力側の在地把握は進歩した。しかしながら、それから五年たつ

た同十九年の時点においても、売券の形で土地（畠地）の得点が売買されているのは事実である。それは、買主の伝蔵が五〇〇文から年貢負担分を差し引き、残りの得点を収取できる体制がその間、温存されていたことを意味しているといえよう。そのことは、信雄がおこなった検地が地主の収取分である中間搾取分（得分）を領国の収取体制に包摂する意図を持っていなかったことを意味しているのではなからうか。

また次に、同十九年の秀次検地の実効性には疑問が残りながらも、秀吉が天下統一後、全国の大名から徴収した一国御前帳（石高帳）が前提にあるかぎり、やはり貫高表示という旧検地（信雄の検地）下の原則によって得分売買されていることは、ある意味、地主側の太閤検地への対策という見方もできる。この時期、地主側には、太閤検地によって彼らの権利が否定されることを想定した対応が各地でみられるだけに⁽⁴¹⁾、その可能性も考慮すべきであろう。

小括

以上、織豊政権の故地である尾張、さらには天正十年（一五八二）から同二十年という近世社会へ向けて急速に収斂されてゆく時代に軸を定め、織田検地と太閤検地を通じた権力側の在地把握の歴史を簡単に振り返って、西加藤家（地主）の得分集積との関連を検証してきた。

とくに信雄は尾張入部後まもなく、信長・信忠時代の遺跡安堵や買地安堵という、家臣の所領ごとに把握する中世的な段階から脱却し、翌年には、検地による村高に基づいて領国トータルで把握するようになった。こうし

て家臣の知行高が統一的な貫高で把握された結果、知行替もおこないやすくなった。さらに四年後の再検地では家臣の宛行高が一貫未満の文単位まで記載され、「縄打ち」という表現などからも、実際の測量に基づく検地であった可能性もみえてきている。

その信雄が失脚したあと、尾張を領国とした秀次は同十九年に太閤検地の置目を出し、翌年には実行されている。その間、十年間で権力側の在地把握は数段の進歩を遂げているといわざるを得ない。

しかしながら、地主側の得分集積という意味においては、これまでの戦国社会と大差ない実態の一部が浮かび上がってきた。

通説的には、近世的知行制への道を開いたと評価される信雄検地も、信長存命のころに越前で実施した織田検地と大差なく、検地によって詳細な貫高を把握したといっても、それはあくまで把握したに過ぎないという面があった。戦国期の大きな特徴である地主の得分集積はそのまま続けられていたのである。

一般的に「作あい（得分）」否定政策であるとされる太閤検地であるが、秀次の天正十九年検地の実効性に疑問がもたれるという前提付きながら、得分は史料上、それまでどおり地主によって収取されている。太閤検地が「作あい（得分）」否定を目指した政策であったか否かについては次章で論じるとして、以上の結果、太閤検地とされる天正十九年の秀次検地の実施によっても地主の得分は否定されていないことになる。

ただし、本稿で述べた結果はあくまで天正十年代の十年間（十二月八日に文禄へ改元される天正二十年を含む）に限定して考察した結果であり、天正十九年検地についての実効性に疑問を抱かせることを追認するだけの結果に終わった面も否めない。

当該地域においてはその後、「文禄再検」と呼ばれる太閤検地がおこなわれる。この検地は、文禄二年（一五九三）十一月二十八日に秀吉が尾張へ鷹狩りへ来た最中、「尾張国内、在々すいびせしめ、田畠荒候体」あるいは「侍・地下人・百姓ニ至るまでも、家持候者、其在所をあげ、他国へ奉公ニ罷出様子書付、可申上候事」⁽⁴²⁾などという条々を発し、それにもとづいて秀吉が尾張へ検地奉行を派遣しておこなった再検である。耕地の荒廃や人材の流出などを書き上げ、領国を離れて京に常駐する秀次の領国支配の失政を正すためにおこなった面は否定できず、そこには多分に政治的な意味合いがあり、本稿の論点をそこに持ちこんでいいのかどうかという問題もある。そこでフィールドを変え、次章においてさらに年代を下って検討を続けたい。

（註）

(1) 七〇～七三頁

(2) 脇田修 「織豊政権論」(三鬼清一郎編『豊臣政権の研究』吉川弘文館、一九八四年)

(3) 秋澤繁 「太閤検地」(『岩波講座 日本通史 第11巻 近世』一九九三年)

(4) 『八日市市史』第三卷(近世) 所収史料

(5) 加藤益幹 「統一戦争・統一検地と濃尾国境域(木曾川筋)の動向―織田信雄期(天正十年～十八年)を中心に―」(『織豊期研究』創刊号、一九九九年)

(6) したがって、秀次がおこなう検地は太閤検地であるが、本文中では秀次検地で統一する。

(7) 『新修名古屋市史』第二卷。ちなみに、加藤氏(註(5)参照)が同章第二節から第五節までの執筆を担当している。

(8) 信雄検地については前掲註(7)参照。秀次検地については、小島広次「豊臣政権の尾張支配」(三鬼清一郎編『豊臣政権の研究』吉川弘文館、一九八四年)、中野等「豊臣政権と尾張」(『織豊期研究』創刊号、一九九九年)を参照。

(9) 『愛知県史 資料編 1・1・1・2・1・3』に所収される売券類に関して三河国にまで広げて探してみたが、やはり、ほとんど確認できなかった。

(10) 前掲註(5)

(11) 「尾張国寺社領文書」『愛知県史 資料編 1・2』所収二二

(12) 「大縣神社文書」『愛知県史 資料編 1・2』所収三二

(13) 「吉村文書」『愛知県史 資料編 1・2』所収一六〇

(14) 『続群書類従』第七〇九(武家部五五)所収

(15) 前掲註(7)

(16) 信雄の家臣丹羽氏次の田地寄進状。天正十三年(一五八五)九月二十六日付で、寺領がことごとく闕処になっていた尾張国安昌寺に田地などを新たに寄進している。「安昌寺文書」『愛知県史 資料編 1・2』所収九九四

(17) 神官の久能が伊勢外宮の禰宜に宛てた天正十一年(一五八三)九月の注進状(「外宮引付」『愛知県史 資料編 1・2』所収一〇四七)

(18) たとえば、次のように記載されている。

三ヶ一引

三百貫餘。

尾州東方大。 長田又五郎。

小藪内相違。

百貫文。 同。

とある。はじめの「三百貫餘」から「三ヶ一」を差し引いた知行替後の訂正分が「二百貫文」である。

(19) 信雄の家臣・治部卿法印(雑賀松庵)が、やはり信雄の家臣である小坂雄吉に、尾張国密藏院領の屋敷地を、「惣縄之内」(総検地高)に含めることを伝えた史料(『密藏院文書』『愛知県史資料編^{1,2}』所収の一六二)。日付は十月二十一日で年号は未記載ながら、『愛知県史』は天正十四年と比定している。

(20) 前掲註(7)

(21) 藤田恒春「豊臣秀次と尾張支配―一八二九日の軌跡―」(『織豊期研究』創刊号、一九九九年)

(22) 播磨良紀「史料紹介 豊臣秀次の尾張支配に関する一史料」(『織豊期研究』二号、二〇〇〇年)

(23) 前同

(24) 前掲註(21)

(25) 三鬼清一郎「太閤検地と朝鮮出兵」(『岩波講座 日本歴史』9、一九五七年)

(26) 前掲註(8)の中野論文。たとえば、検地置目と同年同月同日付の「秀次黒印状」(『池田家文庫所蔵文書』『愛知県史 資料編^{1,3}』所収二一三)によると、秀次は、当時三河吉田城主だった池田輝政に対して郡図の徴収を指示していることから、尾張においても郡図や御前帳の徴収が秀次にとって急務の課題であったと考えられている。

(27) 前掲註(8)の中野論文。奥州の「大崎之一揆」で「成敗」された者らの「首鼻」が京都へ送られる路次、遠州掛川の山内一豊

の城下を通ることを通達した浅野長政の書状を根拠の一つに上げている。

- (28) 「名古屋市博物館所蔵文書」『愛知県史 資料編¹³』所収二六六
- (29) 「小松寺文書」『愛知県史 資料編¹³』所収二六七
- (30) 「常滑市民俗資料館所蔵文書」『愛知県史 資料編¹³』所収二七四
- (31) 「津島神社文書」『愛知県史 資料編¹³』所収二八七
- (32) 『新修名古屋市史』第二卷
- (33) 六六～六八頁
- (34) 前掲註⁽³²⁾
- (35) 「尾張国熱田領内売券借用状」『愛知県史 資料編¹¹』所収八〇九
- (36) 前同
- (37) 一七～一九頁
- (38) 「田島家文書」『愛知県史 資料編¹²』所収四二
- (39) 佐脇栄智 「『小田原衆所領役帳』貫高考」(『地方史研究』二三九号、一九九二年)
- (40) 註(8)の中野論文
- (41) 天正十三年(一五八五)、秀吉の和泉侵攻の際、泉南の地主である中氏に伝来する多くの売券類(「中家文書」)も同時に焼失したものの、中氏は少なくとも六人以上の代筆者を使ってごく短期間の間に売券の復元作業をおこなわせ、太閤検地の対策として地主権の保障を求めたという説がある。『熊取町史 本文編』中世編によると、和泉国は侵攻後、羽柴秀長領とな

つて同年四月には早くも太閤検地の指令が下っている。中氏としては、当然それまでの地主としての権利を秀長に認めてもらうために焼失した売券の復元につとめ、土地の売買には、権利関係が移動したことを記す手継証文が付随していないことから、藤田達生氏は「復元にあたって、手継証文となるものまでは復元しないかわりに、最初の売主が直接中家や成真院に売却したように操作した売券を作成したのであろう」とする。同『日本中・近世移行期の地域構造』（校倉書房、二〇〇〇年）

(42) 註(8)の小島論文所収史料

第五章 近世売券と太閤検地「作あい否定」問題

問題の所在

太閤検地によって中間搾取分としての「作あい」が否定されたという安良城盛昭氏の研究⁽¹⁾に対して、村田修三氏や長谷川裕子氏⁽²⁾らによつて、太閤検地は「作あい」否定を意図したものではなかったという新解釈が指摘されて久しい。本章は、両氏によつて見出された新解釈を進めつつ、近世史料（主に売券）における得分（加地子）の問題について検討してみたい。

近世になつても「地主の得分」を代表する「加地子」が史料に登場するのは事実である。ただし、その「近世の加地子」については、わずかに堅田精司・原田信男両氏⁽³⁾らが論じているに過ぎない。まず堅田氏は和泉国日根郡谷川村の理知院⁽⁴⁾が江戸初期の寛永年間に加地子を収取している事実をあげ、幕藩体制初期において地主による中間搾取（堅田氏は「本百姓相互間の地主小作関係」と表現している）が認められないという通説に疑問を呈した。続いて原田氏は天正く寛永期の紀伊国那賀郡の地主層である平野・奥氏らの研究を通じて、近世初期における加地子の残存が否定されて近世村落が成立する過程について論じている。とくに原田氏はこの加地子を太閤検地との関連でとらえ、「統一政権の成立および太閤検地そのものの実施によつて、一気に加地子

が消滅し、武士階級による全余剩労働の搾取が即座に実現するのだろうか」という課題のもと、寛永期の検地によって中間搾取分の否定が進行し、「中世的村落体制が徐々に崩壊しつつあった」という結論に至っている⁽⁵⁾。そうなると、「中家文書」の近世売券⁽⁶⁾においても、戦国期の得点が近世初期に早々と否定されるのかどうか、また、近世売券に記載される得点が戦国期のそれと同じ形態を有しているのかどうか——を確認しておく必要がある。

また、第三章で検討した地主とその被官との関係は得点問題と大きく関連するだけに、それが近世になつてどのように変容しているのかも検討したい。

第一節 「作あい」「加地子」と近世売券

一 「作相」と「加地子」

まずはじめに、一般的にいわれる「作あい」の意味を明確にしておかなければならない。次の史料は、安良城氏が太閤検地による「作あい」否定の根拠として用いたものである。

《史料一》（「渡邊（宗）文書」『越前若狭古文書選』所収）

條々

三方郡之内

せくみ浦

（前略）

- 一、おとな百姓として下作に申付、作あいを取候義無用ニ候。今まで作仕候百姓直納に可仕事。
- 一、地下之おとな百姓又はしやうくわんなどに、一時もひら之百姓つかわれましき事。

右所定置如件

天正十五年十月廿日

弾正少弼（花押）

浅野長政（弾正少弼）が太閤検地の責任者として若狭国三方郡内に出した七ヶ条の掟書のうち、第六条と第七条にあたる。第六条で「おとな百姓」が「下作」（下作人）に申し付けて「作あい」を取ることは「無用」であるとしており、ここからは、たしかに「作あい」收取を禁じる（＝否定する）という意味に解することができるといえる。安良城氏はこの条々を受けて「安定せる封建的支配隷属関係の実現を企画した、革命的政策」であったとし、ここでいう「作あい」否定が「おとな百姓」「ひらの百姓」両者間の労働地代收取を禁止した規定であると定義した⁽⁷⁾。その後、安良城氏の解釈が通説化していくが、村田氏はその過程において「作あい＝地代とは加地子をさす」というように拡大解釈されてきたと批判している⁽⁸⁾。たしかに、この史料から「作あい」を加地子だと決めつける解釈には無理がある。

土地の生産物の中から、再生産活動のために必要な諸経費を除き、さらに剰余生産物として残った部分から年貢諸公事などの負担分を差し引いた残りが農民的剰余と呼ばれる部分である⁽⁹⁾。ただし、地主ただ一人が、この部分を加地子として收取しているのかといえそうではない。

たとえば、和泉国南郡木嶋庄森村に在住する南衛門という人を売主とする売券計十四通が確認できる。それら売券に「作相一斗」「作相二斗五升」などとあり、まず「作あい」が「作相」と表記されることがわかる（この

ほか「作合」の表記もある)。さらに、そのうちの数通に「加地子」と「作相」がセットで記載されている。

天正十一年(一五八三)五月二十四日、南衛門が中氏側に一反および三畝の田地を売却しているが⁽¹⁰⁾、当然のことながら売却の対象は余剰部分であり、売券にも「加地子一石」「作相三斗」と記載されている。すなわち一反および三畝の田地から計一石三斗分がそれぞれ「加地子」「作相」というように別の権利となつて売買されていることが重要である。作相というのは、農民層が収取する剰余部分であっても、加地子とは別のものであった。

一方、天正十九年(一五九一)三月十二日に北近江の地主・井戸村與(与)六が被官人の百姓(作人層)に扶持された作職を書き上げさせた史料(「作職書上」¹¹第三章第二節参照)からも、そのことが確認できる。その中で地主の井戸村氏が被官のおこる彦三郎に対して作職を扶持した土地について「但與六様徳分共二御ふち」と記載され、ここでは作職得点とは別に、井戸村氏が収取していた「徳分」のあったことがわかる。彦三郎が作職得点を収取している以上、その「與六様徳分」というのは上級の権利である加地子得点を指しているのは明らかであり、前述した「中家文書」所収の「作相」に該当するものをこの作職書上に求めるなら、地主の井戸村氏から被官の与六に扶持された作職こそがそれにあたるといえよう。

このように作人層(地主の被官層)が収取する作職が「作あい」であるとする、やはり、村田氏の指摘どおり、「作あい」否定の意味を加地子否定と拡大解釈してきたという見解は正しいといえる(本稿でも序章第一節において、農民的剰余がその収取主体によって地主層と作人層にわかれることを指摘している)。

次に、掟書でいう「おとな百姓」がどのような階層を指すのかを考えてみよう。

第七条に「地下之おとな百姓(中略)などに、一時もひら之百姓つかわれましき事」とあり、「おとな百姓」

が「ひら之百姓」を使役する立場にあったことがわかる。したがって、掟書でいう「おとな百姓」は原則として地主層を指し、「ひら之百姓」は作人（被官）層のことであると考えられる。

作職得分が、南衛門の例で明らかのように売買という経済行為によって権利者が移動する性質のものである点は加地子と同じであるが、「中家文書」の中世売券（計八二〇通）をつぶさに検討してみると、各売券において売買の対象として斗代が記されている得分は、ほとんどが加地子かそれに類する得分であり、作相（作職得分）が売買対象になっている例は、この南衛門を売主とする一群の売券以外、一部確認できるに過ぎない⁽¹¹⁾。すなわち、「作相＝作職得分」は、改替権を持つ地主によつて取り上げられることを除いて⁽¹²⁾、原則として売買されるものではなかったと考えられる。つまり作職は、たとえそれが下作人を使ったものだとしても、実際に土地（田畠）を耕して米や作物を生産する手段、つまり耕作権（土地所持権）を示す権利であったためだからではなからうか。

したがって、領主層にとつて、地主層にこの部分を必要以上に搾取されることは、土地の再生産のために必要な諸経費部分を侵される危険がある。作職が加地子と共に剰余部分を形成していることに変わりがないとはいえ、作人が収取すべき作職得分（利潤）が些少となれば、彼らの労働意欲にもかかわる。したがって、実質的には作職得分は、土地の再生産にとつて不可欠な必要経費部分に含めて考えるべきであろう。

そう考えると、この「作あい」否定の規定には、在地（農地）の再生産を確保するための狙いがあったとみることができると。掟書の第六条で「おとな百姓」（地主層）が下作人に申し付けて、作人層の得分（作相）を取り上げる儀について無用にするように規定し、また、掟書の第七条で「おとな百姓」らが「ひら之百姓」を使うこ

とを禁じているのは、地主らが再生産に必要な土地の必要経費部分にまで踏みこんで収取し、再生産活動に支障をきたすことを禁じた規定であるといえる。ゆえに「太閤検地」「作あい」否定とは（中略）百姓の再生産活動のために「作あい」|| 作得分を百姓側に残すという意味

であると理解されるようになってきた」⁽¹³⁾という長谷川氏の解釈には同意できる。

それでは次に、この解釈を踏まえて近世中期ごろまでの売券史料をみてみよう。

二 近世売券と加地子

「中家文書」の中世売券は天正十二年（一五八四）十二月二十五日付の畠地・山売券を一つの区切りとしているが、これは、翌年に羽柴（豊臣）秀吉の和泉侵攻がおこなわれ、和泉は羽柴秀長領となって、すぐさま太閤検地がおこなわれるためである⁽¹⁴⁾。一方、「中家文書」の近世売券は、天正十七年（一五八九）五月二十四日付の売券にはじまり、計一二一通が所収されている。このように一部、天正年間および文禄年間など十六世紀の史料を含んでいるものの、近世売券はすべて、太閤検地以降のものである。そのうち、加地子が記載される史料は計四四通ある。一方、「中家文書」の中世売券は計八二〇通のうちの三一二通が加地子もしくは斗代の記載を有す

る。この中世売券と近世売券における加地子記載の割合を単純に比べたら、中世から引き続き、近世になっても同じペースで売券に加地子が記載されているようにみえる。ただし、論考を加えるためには、もう少し詳細に史料を読む解く必要がある。各年代ごとに区切り、一覧にしたのが「表4」である。

慶長年間までは頻繁に加地子の表記がみられるが、元和年間ごろから僅かとなり、慶安年間以降、売券に記載されなくなる。泉南地域では文禄三年（一五九四）と慶長四年（一五九九）にも太閤検地が実施されており⁽¹⁵⁾、慶長年間を最後に加地子の記載が激減するのはやはり、太閤検地の結果というべきだろうか。そこで、次の慶安四年（一六五一）の売券を検討する。

《史料二》（「中家文書」近世編一一八『熊取町史 資料編Ⅰ』所収Ⅱ以下、同文書は文書番号のみを記す）

（端裏書）

「慶安四年卯ノとし野田左近次郎ノ書□□」

永代売渡シ申畑地之事

東山 南山

合老所者 無加地子 限

西類地 北溝ヲ

右件之山畑熊取之内野田村左近二郎当分進退ニ御座候へ共、今用要仍在之、直米納升式石ニ永代売渡シ申所実正明鏡也、若天下一同之乱入往来候共、惑（或）者御徳政行候共、御国替・御代官御替御座候共、於此畑地違乱妨申間敷者也、仍為後日証文如件

慶安四年

卯十二月廿三日

のた村

売主 左近二郎 (略押)

同

三郎兵衛 (花押)

同

作左衛門 (花押)

口入

小 西 (略押)

同

衛門太郎 (略押)

同

衛門二郎 (略押)

同御門

久左衛門 (略押)

御門同

久兵衛 (略押)

中左近太夫様

本史料には、売主である野田村の左近次(二)郎らが「直米弍石」で畑地を中左近太夫へ売却する取引に、売主らと同じ野田村在村と考えられる者三名、買主の居住村(御門村)の者二名が口入人として署名しており、「端裏書」の記述から、売主の野田左近次(二)郎がこの売券を作成したと読みとれる。口入人の多さから、この売買契約がこれ以上ない体裁を持ったものであると理解できるが、なぜ売券に加地子が存在していないこと(「無加地子」)をわざわざ明記しなければならなかったのだろうか。

売主であると同時に売券の作成者である野田左近次(二)郎は、口入人を含めて関与する者が多い取引であることから、あとで問題が生じないようにするべく、「無加地子」と明記しておく必要性を感じたのではなからうか。つまり、あとあと土地に加地子が存在していると権力側(当時、熊取は岸和田藩領に組みこまれていた)に指摘された場合、売買当事者としてのみならず、売券作成者としての責任も問われる恐れがあり、そういう面倒を避けるために「無加地子」と明記した事情が窺える。

しかしながら、売券に「無加地子」と書かれている事実と実際に加地子が存在しないという事実は同義ではない。まずもって、中氏は「直米弍石」を代価として支払い、何を買ったのかという点である。この場合、やはりそれは加地子以外に考えられない。「無加地子」と書きつつ、実際にこの畑地から野田左近次(二)郎は加地子相当分を収取し、その収取権を中氏へ売却したのであろう。だとすると、「表4」で示さなかった加地子記載のない売券についても、再考する必要が生じてこよう。

第二節 「近世の加地子」の成立

加地子記載のない売券をパターン化して分類した。まず、山林や屋敷を売買対象とする単純な土地売買があり、これらを総称してA群とする。一方、加地子の記載はないものの、天正十八年（一五九〇）二月の売券⁽¹⁶⁾には売買対象である「七斗八升」の斗代と「壹升三合大麦」および「三合八勺小麦」の年貢斗代が記されている。つまり、年貢斗代とは別に「七斗八升」の斗代が記されていることになり、売買対象の「七斗八升」は、「地主の得分」（加地子相当分）と考えられる。前述したとおり、それが売券である限り、何かが売買対象になっているのは明らかであり、同種の内容を持つ売券は、同じく事実上の得分売買であったとみるべきであろう。本稿では以上の売券を総称してB群とする。以上の定義に基づいて、加地子未記載の売券を分類した結果が「表5」である。ちなみに、表中の「その他」の二通は、それぞれ田地高分け証文⁽¹⁷⁾と請作手形⁽¹⁸⁾となっている。

それでは、あらためてB群を検討してみよう。
次の売券はB群に分類した売券である。

《史料三》（「中家文書」近世編九七）

永代売渡申田地之事

壺所者 長畠

本高五斗一升三合

壺所者 のた赤田

本高壺石四升

（中略）

右之田地売渡申所実正明白也、若御国替・御代官替御座候とも、此於田地者違乱申間敷者也、仍而為後日如件

寛永拾三年

子ノ十月十一日

のた

売主 与十郎（略押）

口入左近二郎（略押）

同 小 西（略押）

同 衛門太郎（略押）

中左近殿

まいる

口入人の左近二郎や小西、衛門太郎が前掲史料の登場人物と重複している。しかしながら、本史料には近世特有の「高」記載がある点で前掲史料とは大きく異なっている。

この例を含めて近世売券には計二七通、「高」の記載がある売券を確認することができる。

次の史料には、その「高」と「加地子」がいずれも記載されている（加地子の記載があるため、本売券は「表4 加地子記載」に含めている）。

《史料四》〔中家文書〕近世編一〇四

(端裏書)

「正保」

永代売渡申田地之事

今高

合老所者畝町老ツ所高松也

加地子 老石三斗四升八合八勺

但本高老石老斗八升也

東ハ類地 南ハ小川限

限四至

也

西ハミそ 北ハ類地限

右件之田地下ハ泉州日根野郡熊取谷御門村左近二郎雖為先祖祖(相)伝下地、依有今用要、直銀貳百目ニ限永代売渡申所実正明鏡也、然上御国替・御代官替御座候とも、或ハ天下一道之徳政行候共、於此田地違乱妨申間敷者也、仍為証文如件

御門村売主

正保四年

左近二郎(略押)

十二月廿九日

口入

二郎左衛門(花押)

(中略)

中左近殿

参

「今高」として壺石三斗四升八合八勺の斗代が明示され、「但本高壺石斗八升也」と付記されていることが重要であろう。それでは「今高」と「本高」のちがいは何なのか。本史料を読み解くためには、まずそこから考える必要がある。「中家文書」に含まれる次の史料をみながら、検討していきたい。ただし、同史料は「紙数拾五枚」に及ぶ史料のためごく一部を掲げる。

《史料五》(「中家文書」近世編1)

慶長年中御検地帳之面

○

朝代村

一拾四株

太三郎

高合七石四合 荒共

内

古高

元禄年中

式石四斗四升九合

久三郎ニ成ル

古高

正徳弐年より

壺石五斗弐合

太次郎ニ成ル

古高

同年より

老石一斗九升七合

伊三郎二成ル

古高

老石八斗五升六合

太三郎持

〆七石四合

(後略)

そこには中氏の旧被官層である名請け人ごとの「古高」が記載されており、史料冒頭の「朝代村 太三郎」の部分あげた。また、この史料の表紙部分に「寛延二年古今中左近高入組上中入訳帳 但上中入と云田地慶長四年御検地帳と当年巳年中入帳面表と引合見候趣ニ候」とある。

中氏が居住する熊取（江戸時代には朝代村を含めて十五村あつた）において実施された慶長四年（一五九九）の「御検地帳」と「当年巳年（寛延二年＝一七四九）中入帳面」とを比較したものがこの史料であることがわかる。ここでいう「古今」の「高」のうち、「古高」は慶長四年の「検地高」、「今高」は寛延二年（一七四九）の「中入帳面記載高」を指している。

一方、中氏は旧被官層の名請け地について一部、譜代の家来に年貢徴収をおこなわせており、それが「中入高」であるという解釈が示されている⁽¹⁹⁾。つまり、中氏がこうした帳面を作成したのは「古高」（検地高）に対して「今高」の増加があるからにほかならず、年貢納入の台帳としてのみならず、いわゆる「増高」分を確認する目的もあつたのであろう。本史料の末尾に「近来中入高上納表左之通ニ候」とある、次の部分がそのことをよく表して

いる。

一 郷高三百六拾八石四斗三升三合 但先書之通古来ハ五合也、式合違有

此增高六拾四石壹斗貳升六合

今高ノ四百三拾貳石五斗五升九合

内

今高

四百三拾二石五斗六升壹合 古来高ニ增高を掛而見る

残式合 当時不足有

省略したが、二合分の差異が生じていると但し書きされた「先書」には「古高」と書かれていて、本史料の「郷高」三六八石が慶長四年の検地高を指していることがわかる。そして、そこに「增高」した六四石を加えた数字が「今高」の四三二石である。

中氏が「增高」という表現を使っている以上、慶長の検地高に比べて土地の生産力が上がっている現実があることにほかならず、だとすると、ここでいう「今高」は直近の生産高であると考えよりほかない。その生産高を示す「今高」は、「古高」（検地高）に「增高」分を加えたものであり、したがって在地社会は、慶長四年の検地高についても、年貢高ではなく、生産高であると認識していたと解釈できる。

この在地社会が認識する原則にしたがって《史料四》を読むと、「今高」は直近の生産力であり、それに対応する「本高」についても、慶長四年当時の検地高であると同時に、生産高であると考えられるしかない。

それでは本題にもどり、《史料四》に記載される「加地子」の意味について考えてみたい。

「今高」として「壺石三斗四升八合八勺」の斗代が明示され、「但本高壺石斗八升也」と付記されている。この売券の表現によって、「今高」の壺石三斗四升八合八勺から「本高」の壺石斗八升を差し引いた残りが「加地子」であると読み取れる。そうになると、この売券で売買対象になるのは、慶長二年当時の検地高（生産高）と現在の生産高との差額（一斗六升八合八勺）ということになる。一方、《史料三》には、「今高」が記載されていないものの、それぞれ売券記載の在所で打ち出された「本高」（たとえば長畠という在所なら五斗一升三合）を越えた剰余部分（得分）が売買対象になっていたのであろう。

以上のケースでは、それぞれ「今高—本高（検地高）」もしくは、それに相当する部分が売買されていたと思われる。

ただし、ここでこの剰余部分（得分）と戦国期の「得分」とが成立過程を異にしていることに留意したい。第一章第二節で示した【A】形態の得分には作職得分を含めなかったものの、その部分をあわせて戦国期の「得分」の代表的な例（【A】形態）を示すと、次のようになる。

（「土地の生産力（収穫量）」—「土地の生産に必要な経費部分」—「余剰生産物」—「領主の得分」—「農民的剰余（「作職得分（作あい）」と「地主の得分（加地子）」）

一方、繰り返しになるが、《史料三・四》のケースは、「今高—本高（検地高）」の部分が売買され、そこが「地主の得分」となって、正保四年の売券（《史料四》）の場合、加地子と表記されているのである。さらに、「表4」の加地子記載売券に含めた寛永期の三通も、以上のケースに該当することがわかる。その三通はいずれも「加地

子」と「高」が重複しているが、そのうち、寛永七年（一六三〇）十二月二十五日付の田地売券⁽²⁰⁾には「追筆」で「加地子 高 三斗三升」とあり、この「高」を検地高とすると、今高（現在の生産高）との差額がここであるという「加地子」となって、正保四年の売券記載の加地子と同じ形態であることがわかる。同年（一六三〇）十二月二十七日付の売券⁽²¹⁾にも「加地子壺石四斗七升□合」「ならしか帳之高也」の記載がある。また、同二十一年（一六四四）三月二十六日付の田畠売券⁽²²⁾には「加地子」のほか、「今高 式斗六升六合」「本高式斗三升式合」の記載があり、「今高」―「本高」の三升四合が加地子であると考えられる。

そうになると、寛永・正保期の売券に記載される加地子はすべて、戦国期のそれと異なるパターンによって成立していることになり、それまでの加地子と明確に区別する必要がある（近世になって史料に現れる加地子の概念図を「図1」として上に掲げる）。その「近世の加地子」もしくは本章で分類した「B群」に属する得分（加地子の記載はなくとも、同じく「今高―本高」部分が新たな「近世の得分」として成立していると考え）が近世を通じてどのような変遷を遂げるのかは、終章第二節で述べるとして、視点をそれまでの加地子および地主得分にもどすと、寛永・正保期の加地子はすべて近世になって成立した加地子であるのだから、史料上、戦国期の加地子は、元和年間までに泉南の在地社会からいったん姿を消したことになる。つまり、原田氏が論じたように、「中家文書」近世売券においても近世初期に中間搾取分としての「地主の得分」は否定され、消滅していく過程が示されているといえる。

やがて新たに成立した「近世の加地子」についても売券に加地子とし記載されなくなるものの、それはやはり、加地子という用語が前時代のものという解釈があったためだと思われる。そして、慶安年間になると、前述のとおり、「無加地子」として、加地子が存在しないことをわざわざ明記するようになる。泉南地域は戦国期において加地子斗代が極めて高い地域であり⁽²³⁾、「太閤検地」実施後、ほぼ四半世紀で史料から消えたことを考えると、太閤検地が戦国期の得分の否定に与えた影響は明らかというよりほかない。

ただし、前節で述べたとおり、太閤検地が意図したのはあくまで「作相」を在地に残すことであり、上級権利である加地子の否定は視野にいれていなかった。それでは、なぜ加地子は消えてしまったのだろうか。次に、地主とその被官との関係を中心に論を進めていきたい。

第三節 近世における「地主と被官」関係

寛文年間になると、北近江の史料に、地主とその被官層の相論が史料に現れはじめる。その根本史料『歴代古書年譜』⁽²⁴⁾に所収される相論関係史料についての研究は長谷川氏・牧原成征氏・神田千里氏・渡辺尚志氏⁽²⁵⁾らの論文に詳しい。なかでも長谷川氏は、地主に加地子得分を中間搾取されてきた被官層が太閤検地の名請け政策によって自身の土地所有を主張するまでに至ったと論じており⁽²⁶⁾、ここでは主に長谷川氏の研究成果に、あらたな視点を加えて論じていきたい。

長谷川氏が注目した相論の一つに寛文十一年（一六七一）の「井戸村三郎右衛門」と「彦作後家」の訴訟があ

る。三郎右衛門は、第一節で述べた「作職書上」において被官層に扶持した作職を書き上げさせた「井戸村与六」から数えて三代目の子孫、もう一方の当事者である彦作後家は、与六の被官「おころ彦三郎」から数えて四代目の未亡人である。彦作後家からは寛文十一年三月二十六日付で彦根藩の奉行に訴えがだされ、井戸村三郎右衛門側からは同年四月二日付でその訴えに対する反論が出されている。

この相論の事実関係を整理しておく、田地の所有権をめぐり、彦作後家側が「私つれわいより四代先之親彦兵衛と申者、別而働奉公仕候ニ付、百年以前左京殿時代ニ田畑数多被下御仕付ケ被下候」⁽²⁷⁾と主張するのに対して、三郎右衛門は「天正拾九年三月ニ田地之分 家来中ニ堅連判之手形をさせ、預ケ置申田地ニ而御座候」⁽²⁸⁾と抗弁している。彦作後家の主張に対して三郎右衛門が反論の根拠にしているのは「連判之手形」である。この手形について長谷川氏は「作職書上」のことだとしている⁽²⁹⁾。作職書上が作成された経緯については先学による研究の蓄積がある分野であり、井戸村氏が本拠とする北近江・天野川流域で太閤検地が実施され、主に名主職（得分收取の源泉）の没収に対応するため、書き上げさせたものだとされる。与六から数えて三代目の三郎右衛門はその「連判之手形」によつて、田地を「預ケ置」く形にしていたとして自身の権利を主張しているのである。しかし、彦作後家は「式拾弍年以前御検地御入被為成候」⁽³⁰⁾、つまり、慶安二年（一六四九）の検地の際⁽³¹⁾、「水帳面ニも彦作名請仕候、御検地之時分も何之子細も不被申、毎年御年貢庄や江計来候事」⁽³²⁾として、夫の彦作が検地帳に名請けされて以来、毎年年貢を庄屋へ納めていることを強調している。長谷川氏が指摘しているとおり、このように地主とその被官層が互いに「作職書上」という古証文と「名請け」という事実を根拠に、土地所有をめぐつて争っているのは事実である。

ただし、つきつめていうと、彼らが争っているのは土地の得分、それも、直接耕作者層が収取する作職（作あい）ではなく、地主層が収取対象とする加地子相当分（史料では「上米」とされている）なのである。この「上米」については奉行所の「評定」の結果、「上米相对仕相極」という結果になったのを受け、三郎右衛門は庄屋らに「上米」を納入するよう彦作後家側に申し入れさせたが、彦作後家が「上米之儀者 御公儀様より不被仰付候間、毛頭出シ申間敷」と「我儘」ばかり申すので「迷惑」していると、あらためて奉行に訴え出ている⁽³³⁾。つまり、彦作後家（地主の被官層＝作人）は、慶安二年検地で名請け人になったことを根拠に、上米（加地子相当分）の上納を拒否しているのである⁽³⁴⁾。ここに、かつて地主層が収取していた得分を確保しようとする旧被官層、そうした彼らの自己主張に苦慮する地主層の姿が浮かび上がってくる。

以上は北近江の地主・井戸村氏のケースであるが、同じことは和泉国の地主・中氏にもいえよう。

《史料六》（「中家文書」近世編八）

（帯紙ウハ書）

「名越村書付」

（端裏書）

「名越村宗左衛門書物」

前かと借用申御米過分御座候、其しち物ニあけ原之作式三反半御座候を永代相渡し申候、然共我等ニ不相替作被仰付候、忝存候、左様候へハ、其作相ニ米五斗納升にて毎年納所可仕候、若五斗之米を無沙汰仕と、こほり候ハハ、其方へ御取あけ被成御さはき可被成候、其時我等一言之儀申上間敷候、我等おや若左近作式是

もあけ原ニ弑反御座候、親一後ハ作を御させ候て可被下候、其後五段半之作一所ニあけ可申候、為其一書如此候、仍為後日之如件

名越

元和九年亥ノ三月十七日

宗左衛門（花押）

中左近様

参

名越村は和泉国南郡に属し、中氏が居村する熊取の近隣の村である。

その名越村の宗左衛門が借米の質物として田地の作職を中氏に差し出したものの、そのまま作職を行使する権利（田地を耕作する権利）を与えられている。宗左衛門は中左近から借米し、作職を質として差し出しているわけだから、最悪の場合、この田地の耕作権を取り上げられる可能性もある。作人層が作職を取り上げられたら、より下層の下作人に転落せざるを得ない。戦国期に中氏と宗左衛門の間に作職を介して主従関係が成立していたかどうかは不明ながら、この時点で中氏は、作人層の作職に質権設定し、その作職をあらためて扶持する形になっている。こうして中氏と宗左衛門の間には、作職への質権設定を通じた新たな関係が成立しているとみられなくはない。宗左衛門が名越村という熊取周辺の村落に居住していることを考えると、中氏は、旧被官層が名請け人として独立したため、熊取の周辺地域において、作職への質権設定を武器に、作人層との新たな関係構築を図っているとも考えられる⁽³⁵⁾。

小括

太閤検地の「作あい」否定は、地主が土地の再生産にかかわる必要経費部分に踏みこむことを禁じた規定であった。したがって、この解釈に立つ限り、理論上、近世以降も、地主は加地子を収取できることになる。

そこでフィールドを泉南地域に定めて、近世売券における加地子の記載を調べた結果、戦国期の加地子は、いったん元和年間までで在地社会から姿を消し、その後、検地高と今高の差額という形であらたに成立したという解釈を示した。

一方、慶安年間になると逆に「無加地子」として売券に加地子が存在しないことをわざわざ明記するようになる（『史料二』）。あらたに成立した「近世の加地子」も正保年間を最後に売券に記載されなくなっており、これは加地子が前時代（戦国期以前）のものだという認識が在地社会に定着したためと解することもできる。そこで次に、「戦国期の加地子」が消滅した背景について考えた。

そもそも先祖相伝の田地から得る地主の権利は剰余生産物の一部を加地子（上米）として収取できるものであって、耕作権（作職）を被官に与え、彼らが主従契約に違約して上納を怠った場合に改替権を行使できることを背景としている。ところが、太閤検地によって被官層（作人層）が検地帳に名請け人として登録されると、地主から自立した形となって主従関係は、形の上では解消される。地主（旧主層）と相論した彦作後家の認識では、慶安二年に名請け人として登録された時点で主従関係は解消されたとみていたからこそ、中間搾取分としての上米（加地子相当分）の上納を頑なに拒否しているのである。

こうして名請け制度によって中世から近世への土地制度変革がもたらされたが、その際に重要なポイントとなるのはやはり、地主とその被官の主従関係であった。「地主の被官」（作人層）が当該土地のみを耕作していたと仮定すると、売買という経済行為によって他者に権利が移った時点で主従関係は解消される。このように地主とその被官層の主従関係は、もともと分断しやすい関係にあったといえよう。

一方、第三章第三節で述べたとおり、「地主の被官」（作人層）と彼らが耕作する土地は分断できない関係であり、そのことは、北近江の戦国大名・浅井氏が「地主の被官」と彼らの土地（耕作地）をセットで別の地主へ宛行っている事実からも確認できる⁽³⁶⁾。

つまり太閤検地は、こうして「地主の被官」（作人層）が土地に緊縛される存在である一方、地主とその被官の関係は逆に分断しやすい関係にあることに着目した面があったといえるのではないだろうか。

(註)

- (1) 安良城盛昭 「太閤検地の歴史的前提 1・2」(『歴史学研究』一六三・一六四号、一九五三年)
- (2) 村田修 「戦国・織豊期の検地と「作あい否定」」(『寧楽史苑』三三三号、一九八八年)、長谷川裕子 「中近世移行期における土豪の土地所有と村落―近江国坂田郡井戸村氏を事例として―」(『歴史学研究』七四五号、二〇〇一年)
- (3) 堅田精司 「近世初期の加地子」(『日本歴史』一六八号、一九六二年)、原田信男 「在地小領主層の動向と近世村落の成立―天正く寛永期における検地と加地子―」(『歴史学研究』五一四号、一九八三年)
- (4) 寺院も地主と共に加地子集積主体の一つである。

- (5) 前掲註(3)の原田論文
- (6) 「中家文書」には「中世編」と「近世編」があり、それぞれ『熊取町史 資料編Ⅰ』の「中世編」「近世編」に収められる
 売券を「中世売券」「近世売券」とする。
- (7) 前掲註(1)
- (8) 前掲註(2)の村田論文
- (9) 二頁
- (10) 「中家文書」中世編八一三
- (11) 第一章の註(18)参照
- (12) 九八〜九九頁
- (13) 前掲註(2)の長谷川論文
- (14) 第四章の註(41)
- (15) 『熊取町史 本文編』近世編
- (16) 「中家文書」近世編四六
- (17) 「中家文書」近世編一〇一
- (18) 「中家文書」近世編一三九
- (19) 前掲註(15)
- (20) 「中家文書」近世編八九

- (21) 「中家文書」近世編九一
- (22) 「中家文書」近世編一〇三
- (23) 応仁二年（一四六八）から天正十一年（一五八三）までの同地域の加地子斗代の推移をみると、永禄年間以降、一反あたり
の加地子斗代が「二石」や「一石七斗」という水準になっていたことがわかる。拙論「戦国期の地侍による村落支配の一形
態―和泉国熊取谷の「中家文書」分析を中心に―」（『鷹陵史学』三四号、二〇〇八年）
- (24) 「智」「仁」「勇」の三巻からなる（長浜城歴史博物館所蔵）。東大史料編纂所に写真帳が所蔵される。
- (25) 前掲註(2)の長谷川論文、牧原成征「江北の土地制度と井戸村氏の土地所有」（『論集きんせい』二五号、二〇〇三年）、神田
千里「中・近世移行期の村と土地―作職と村内武士を中心に―」（長谷川裕子・渡辺尚志編『中世・近世土地所有史の再構
築』（青木書店、二〇〇四年）、渡辺尚志「一七世紀における土豪の土地所持の変化―近江国坂田郡井戸村氏を事例として―」
（『中世・近世土地所有史の再構築』）
- (26) 前掲註(2)の長谷川論文
- (27) 『歴代古書年譜』智―一二二
- (28) 『歴代古書年譜』智―一二三
- (29) 註(2)の長谷川論文。このほか、『歴代古書年譜』には井戸村氏と旧被官層の相論として、寛永六年（一六二九）の介若後家
の訴訟があり、やはりそこでも井戸村氏は「作職書上」を法的根拠に自身の権利を主張している。
- (30) 前掲註(27)
- (31) 彦根藩主・井伊直孝の治政中、「六尺五寸竿」を用いた検地によって「領分六七ヶ村も田地之高下二付」くことになったた

め、「六尺三寸竿」を用いて「帳なおし可申」ことになったという。このことを奉行衆に指示した「覚書」(『新修彦根市史第七卷史料編 近世二』所収)の年月が慶安元年の「極月(十二月)」七日付だから、その翌年に領内で検地がおこなわれたのは確実である。

(32) 前掲註
(27)

(33) 『歴代古書年譜』勇―五

(34) この相論の結果は註(25)の牧原論文に詳しい。参考までに一部、抜粋引用する。「この公事の結果は「私(三郎右衛門)を徒ニ被聞召上、小百姓ヲせこめ申儀越度之由御意被成、私召籠、庄屋をも籠舎被仰付候」と井戸村氏が敗訴・有罪となった。だが、三郎右衛門は延宝五年(一六七七)に再び訴えた。同年一二月の訴状では「右之河原田先年ハ麦河原ニ而御座候ニ付、上米として麦五升ツ々毎年越申候、其粉無御座候所、只今ハ上米之麦もこし不申」と、上米を取ってきたという主張を付け加えている(中略)なお、この訴訟の結果、井戸村氏の訴えが認められたようであり、四斗入一俵の上米を出すという彦作の手形の案文が「年譜」に写されている」

(35) 質権設定を背景にして新たな「地主・小作人」関係が形成される過程を示した史料ともいえる。

(36) 一〇一〜一〇四頁

終章

第一節 戦国期「得分」問題の総括と課題

まず序章第二節であげた三つの課題に対する研究成果の要点をまとめておきたい。

①「地主の得分」の成立過程と存在形態の検討

戦国期になると、年貢（領主の得分）部分の固定化や生産力の向上によってさらなる剰余部分が生じ、「地主の得分」が成立する。したがってそれは、「土地の生産力（収穫量）」―「土地の再生産に必要な経費部分」―「剰余生産物」―「領主の得分」―「農民的剰余（「地主の得分」という図式で表される（農民的剰余部分には「作職（作あい）」も含まれるが、第一章では触れなかった）。その「地主の得分」のうち、「租税体系の枠外に成立した得分」を【A】形態に分類した。一方、地主が荒野であると売券に記載したり、あるいは年貢を付け替えたりにすることによって成立した得分も成立しており、それを【B】形態に分類し、「租税体系の枠内に成立した得分」と定義付けした。

②買地安堵にみる戦国権力の「地主の得分」への対応

戦国時代には在地社会においても「競望之族」などが出現して、地主相互間の争いを表面化させていた。そこ

で地主たちは集積した得分を上層階級である大名へ安堵を求めるようになる。若狭武田氏領国では、地主が安堵を受ける土地の目録を指し出しており、武田氏はその目録を通じて彼らの得分を掌握することができた。三河今川氏領国と尾張織田氏領国の分析においても、大名権力はこの買地安堵を通じて得分の掌握に成功し、その買得地をあらたに扶持することによって、地主層へ軍役負担を求めることができるようになった。こうして知行制の中に得分を組み入れる形をつくった。しかしながら、とくに武田氏は戦国期の得分を領国の収取体系に包摂する機会を放棄しており、他の領国でも得分を収取システムに取りこんではいなかった。一方、関連して戦国大名が領国支配のためにおこなった指出検地と地主層との相剋ならびに得分との関係についても分析した。その結果、戦国大名は①で述べた【B】形態の得分に対しては反応するものの、【A】形態の得分については反応しないことが判明した。

③ 得分の収取主体としての「地主」の定義とその被官層との関係解明

地主層は「村の侍」として戦国大名に仕える下級の軍役衆であり、とくに和泉国熊取をフィールドとして検討した結果、主に加地子収取を経済的基盤として、宮座を通じて村落の運営に関わる階層であると定義付けた。一方、「地主の被官」には主に、作職を安堵される形で地主と主従関係を結ぶ村落上層に属する形態と名子的被官として地主の手作地で農事に従属する形態があるとした。ここで重要になってくるのは前者のケースであり、その主従関係は本来的な形と異なっていた。当時の在地社会には、地主の被官層（＝作職を保有していることから彼らは土地の耕作者とみなされる）とその耕作地が一体化する観念が定着しており、したがって、戦国大名が地主に知行地を宛行う場合、それまで別の地主の知行地だった土地と被官層を一括安堵する状況が常態化していた。

このように在地社会の末端では複雑な様相を呈しており、戦国大名は地主に中間搾取を認めて末端の支配を委ね、彼らを通じて年貢諸公事の収取を図る方策を選択したものと思われる。

以上、序章第二節で示した課題に対する成果を列挙したが、それを踏まえ、本稿の到達点をより明確にしておくため、あらためて論文全体を総括しておこう。

平安中期の「元興寺領近江国愛智荘司等解」⁽¹⁾に「領田加地子」と記載される得点は、開発領主が収取するものであり、彼ら平安期の開発領主は、のちに在地領主層へと発展するが、寛元元年（一一四三）五月の申状に「當庄者、是惟家先祖左近大夫経俊朝臣開発之私領也（中略）如此之屋敷堀之内、為領主之得分蒙御免許事、先例傍例也」⁽²⁾として、先祖相伝の「領主之得分」の用語がみえる。

一方、平安期後半の十一世紀から十二世紀後半にかけて、農民の新たな階級と身分が形成されていくなかで名主層が成立してくるが、生産力の向上にともない、名主層は官物（地子）・年貢とは別に、自身の収入を確保できるようになり、名主職所有者の得分権として「加地子名主職」が成立する。やはり、加地子が広範に史料に現われるのは戦国期になってからである。それは、地主層が剰余部分を売買できるだけ土地が剰余を生みだしていることに他ならない。応仁・文明年間になると、明らかに地主層だとわかる者が加地子を売買するようになる⁽³⁾。その戦国期の得点はふつう、【A】形態に分類される得点として現われてくる。

たとえば、明応五年（一四九六）八月の北近江の売券⁽⁴⁾によると、その一反の田地から一石の剰余生産物が生み出されているものの、そこから租税負担分を差し引くと、「地主の得分」は五斗六升となる【A】形態に属する得点）。これに対してほぼ同年代の隣接する田地（一反）で比較すると⁽⁵⁾、全剰余部分の一石三斗五升を地主層

がすべて収取するしている（【B】形態）。剰余部分が一石（【A】）と一石三斗五升（【B】）でほぼ均衡しているにもかかわらず、【B】形態は年貢相当分の負担がないため、【A】形態に比べると地主層は二倍以上の高い斗代を収取することができる。このように【B】形態に属する得点は、「領主の得点」である租税部分に踏みこんで成立させている形となる。

得点を収取する地主側も、こうした形態の得点は、領主層に事実上の隠田ととらえられる可能性があると感じており、北近江の地主・小堀氏が得点を総持寺へ売却した際、事実上の隠田となることが顕在化する恐れがあったことから、わざわざ得点を分割し、その一部を売主側（小堀氏側）に留め置き、領主の臨時反銭賦課に備えたと考えられる事例がある。

次に、強固な領国支配を目指した戦国権力（戦国大名や国人領主）は、高斗代になりがちな得点（【B】形態）についてどのように対応したのか検討すると、今川氏の場合、地主層が収取することを認めず、地頭に所務させようとしていた。

《史料一》（『舊大宮司富士文書』二二『静岡県史料』第二輯所収）

富士上方當知行百姓内徳之事、

右、不知于地頭、為給恩望出輩、乍帶判形、不及是非之沙汰、經年月、求自然之便出之、企訴訟者、一切不可許容、若自今以後、令失念雖出判形、不可相立之、并丙午庚戌年兩度令檢地已後、本田之荒地、其外芝原切發所之事、當秋以奉行相改可令所務、其上以増分新百姓令競望者、如法度本百姓爾相届、於不請納者、新百姓可申付者也、仍如件

天文廿二年

三月廿四日

治部大輔（花押）

富士又八郎殿

二度にわたる検地以降に開発した「本田之荒地」あるいは「芝原切發所」については、地頭の富士氏に「所務」させるとある。領主の今川義元側は、それらを「百姓内徳」と呼んでおり、そこが「本田之荒地」などである以上、成立過程からみて本稿で【B】群に分類した得分にあたるとみてよい。一方、今川氏はこののち、氏真の時代になって地主層の名田（『史料一』とは別の土地）の増分打ち出しをおこなったが、永禄十二年（一五六九）八月、「加地子拾七貫貳百文屋敷等芝河原共引分可所務」⁽⁶⁾として、加地子はそのまま地主層に所務させている。

ここでいう「加地子」が【A】【B】どちらの形態に属すかは不明ながら、その永禄十二年の史料には、加地子を「屋敷」や「芝河原」と引き分けて所務すべきという表現がある。一方、前述のとおり「芝原」が「百姓内徳」と呼ばれ、そこから生み出される剰余生産物が【B】形態の得分である以上、永禄十二年のケースの「芝河原」と引き分けられる加地子は【A】形態と考えられる。そしてこの加地子は、年貢を納めることによって収取し続けることができる。

このように今川氏は、事実上の隠田といえる【B】形態の得分には反応するものの、【A】形態の得分については引き続き地主層に所務させる対応をとっているのである。また、織田政権が畿内や征服地で実施した織田検地においても、柴田勝家の越前検地のほか、天正十年代になっておこなわれた織田信雄の尾張検地（同十一年・

同十四年の二回)でも、依然として容認の姿勢に変わりはなかった。

とくに二回目の信雄検地は「太閤検地高と比べ決して遜色のないものと考えられ(中略)近世的知行制の内実を備えたものであった」と評価されている(7)。たしかに、同検地史料には「御縄」(縄打ち・縄入れ)の表現もあり、家臣団の相給や貫未満での検地高把握といった先進性をみせている。それだけに「地主の得分」を認めている事実が逆にかかる。それから五年後、信雄に代わり、尾張を襲封した豊臣秀次は天正十九年(一五九一)から同二十年にかけて検地をおこなう。上・中・下田ごとの斗代や京升の使用、さらには棹入れによる実測・検地奉行の立ち合いといった「検地置目」を定め、太閤検地の条件を兼ね備えた検地といえる。しかし、同検地後も、引き続き、地主層が得分を収取している事実には変わりはなかった。

一方、得分の主な集積主体である「地主」層および「地主の被官」層を検討した結果、戦国権力が地主に中間搾取を認めた事情の一端がみえてくる。というのも、地主とその被官との主従関係は、一般的なそれと異なっているからである。それは、地主によって土地と被官がともに質入れされている事実のほか、浅井長政の宛行状によつて討ち死にした者の知行地と「知行地付被官等」(8)が別の家臣にセットで宛行われている事実などで確認できる。地主の被官層の中には、官途名を持ち、村落上層を形成して地主と対等な関係にありながら、地主から作職を扶持される者も少なくなかった。当然のことながら実際の耕作は下作人におこなわせることになるが、作職は土地所持権とみなされており(9)、極めて土着性が強く、したがって彼らは農業技術的な意味において土地を熟知する存在といえ、土地と一体化、あるいは土地に緊縛される存在であった。このため戦国権力は、こうした複雑な在地状況に鑑みて、直接耕作者と主従関係を結ぶ地主層を通じて末端の在地支配をおこない、その見返りと

して地主の中間搾取を認めていたといえよう。

このように中世および中近世移行期における土地の収取システム（「地主の得分」問題）を対象に検討してきた結果（第一章～第四章）をまとめると次のような結論に至る。

「戦国期」得分の主な収取主体である地主層は被官層と作職を媒介にした主従関係を維持しながら、「村の侍」として【A】形態に属する得分を収取し続けた。一方、権力側は【A】の得分については収取システムに取りこもうとする姿勢を見せたとしても、結果、地主の中間搾取をそのまま認めていた。それは、地主とその被官層（＝直接耕作者）との複雑な主従関係に一因していると考えられる。しかも、租税体系の枠内に成立する【B】形態の得分はともあれ、【A】形態の得分はまがりなりにも租税体系の枠外に成立している。したがって戦国権力は、積極的に収取する対応をみせなかったといえよう。

第二節 太閤検地と「近世の加地子」問題

一 太閤検地と地主・被官関係

引き続き本稿では、近世社会が得分をどのようにとらえていたかを検討した。

まずは泉南地域の近世売券（「中家文書」）を検討し、天正十三年（一五八三）に同地域で一回目の太閤検地が実施された以降も、慶長年間までは売券に「加地子」が頻繁に記載され、戦国期に引き続き、地主層が得分の集積を積極的におこなっている実態を確認した。ところが、戦国期の得分は、元和年間までにいったん在地社会が

ら姿を消し、慶安年間には逆に「無加地子」として売券に加地子が存在しないことをわざわざ明記するようになる（「表4」参照）。

こうみると、やはり通説どおり太閤検地の「作あい否定」政策によって、近世の初めに在地社会から得点が消滅しているようにみえる。

しかしながら、村田修三氏・長谷川裕子氏⁽¹⁰⁾によつて、安良城盛昭氏以降、通説化した「作あいⅡ地代とは加地子をさす」という主張は否定されており、本稿でも「作あい」の意味は、作人層が収取する「作職得点」（作相）であることを確認した。つまり、太閤検地の「作あい」否定政策というのは、地主が作職にまで手を出し、作人層（直接耕作者）の労働意欲が低下して土地の再生産に影響を及ぼすことを禁じた規定といえる。

土地の再生産に関わる「作職」を在地に残すことが「作あい否定」政策の原則だとしたら、逆に近世になつても、「地主の得点」（加地子）はそのまま地主に集積されてしかるべきであろう。しかし、泉南地域の例をみると、前述したように中間搾取が否定される過程が示されており、その理由について検討した。

本稿では、その回答を太閤検地の名請け人政策に求めた。太閤検地が作人層を名請け人として登録する意図を保持していたことは、北近江の「井戸村与六作職書上」⁽¹¹⁾によつても確認できる。この年に同地域で太閤検地がおこなわれ、地主の井戸村与六がその権利を守るために被官層に扶持した作職を書き上げさせたというのが通説である⁽¹²⁾。地主もしくは地侍・土豪層と呼ばれる中間搾取層はこれまで、被官（作人）に作職を扶持し、その改替権を行使しつつ、加地子を収取してきた。しかし、被官層が対等な地位になつて主従関係が解消されると、地主層は加地子を収取する権利を失うことになる。

江戸期になり、そのことをめぐり、与六（前出）から数えて三代目の子孫（三郎右衛門）が寛文十一年（一六七一）、旧被官層の彦作後家と相論に及んでいる⁽¹³⁾。ちなみに彦作後家は、与六が作職を書き上げさせた被官・おころ彦三郎から数えて四代目の未亡人である。この訴訟で三郎右衛門は作職書上を根拠に、田地を一時的に彦三郎へ「預け置」く形にしていたに過ぎないとして、自身の権利を主張している。一方の彦作後家は慶安二年（一六四九）の検地の際、夫の彦作が検地帳に名請けされて以来、毎年年貢を庄屋へ納めていることを強調している。つきつめていうと、彼らが争っているのは土地の得分、それも、被官（作人）層が収取する作職（作あい）ではなく、加地子相当分（史料では「上米」とされている）である。つまり、彦作後家（地主の被官層≡作人）は、慶安二年検地で名請け人になったことを根拠に上米の上納を拒否しているのである。

北近江と泉南では地域が異なるものの、このように泉南地域の在地社会において近世の早い時期に加地子が多くなるのは、「作あい否定」問題よりもむしろ、太閤検地の名請け政策によって地主と旧被官層が同じ立場（高持百姓）となつて、その主従関係が変化したことに要因を求めべきだといえよう。

以上の検討結果（第五章）と、第三章で指摘した地主・被官関係を合わせて検討すると、ここから次のような結論が導き出せよう。

地主と被官の主従関係や被官層が土地に緊縛化されている複雑な在地状況に鑑み、戦国権力が地主を通じて末端の在地支配をおこなおうとしたことは述べたとおりであるが、それはまったく別の論点も孕んでいる。地主の被官層が当該土地のみを耕作していたと仮定すると、加地子売買もしくは得分売買という経済行為によって他者に権利が移った時点で地主との主従関係は解消される。一方、「地主の被官」は、それが仮に下作人を使うもの

であったとしても土着性が極めて強く、土地に緊縛される存在であり、実際に当時の在地社会には彼らと土地（耕作地）が一体化しているという認識があった。したがって、そのぶん逆に「地主」とその「知行地（＝被官層の耕作地）」は分断しやすい関係にあったといえるのではなからうか。

実際のところ、太閤検地の実施からおよそ一世紀近くたった十七世紀後半になって地主層が旧主従関係に基づいて、得分（上米）の収取を凶ろうとしたものの、旧被官層はそれを拒んでいる。ただし、太閤検地が強権的に両者の関係を分断したとはいえない一面があったとはいえないか。

地主・被官関係に対して戦国権力はその関係を容認して在地の末端支配を目論んだが、地主と被官の関係には脆弱な一面があった。だとすると、豊臣政権がおこなう太閤検地の名請け政策はそこに鋭く切りこんだ結果といえなくもない。つまり、太閤検地は地主とその被官層にそうした脆弱な一面があることに着目して実施したという解釈もでき、そうなるのと次の課題を考える上において大きな手がかりとなる。それは、序章で示したとおり、太閤検地の「歴史的意義」を再考する上で重要な課題——中世社会と近世社会は太閤検地の権力的対応によって断絶を余儀なくされたのか、それともそこに連続性が認められるのかという問題である。太閤検地が地主とその被官との関係が分断しやすい点に着目していたのなら、それは戦国期の在地社会に太閤検地を誘引する土壌があったということにほかならず、中世と近世社会に連続性を見出すことができるのである。

二 「近世の加地子」と小作料

本稿の第五章では、寛永・正保年間になって新たに「戦国期の加地子（得分）」と異なる形態のそれが成立したことに触れている。その結果、近世の加地子は、太閤検地時の検地高（本高＝当時の生産高）と現在の生産高

との差額として成立したものであるという解釈を得た。

一方、戦国期の得分（加地子）の代表的な例（【A】形態）は、剰余生産物から年貢諸負担や一般百姓（直接耕作者）の得分（作職得分）を差し引いて成立したものである。その剰余部分は太閤検地の名請け政策によって、一般的な「百姓得分」となり、地主と共に旧被官層が名請け人として収取できることになった。ところが、近世の加地子は、いわば検地高から「増高」した部分として成立している（一五三頁の「図1」参照）。検地高（生産高）が固定化し、その後の生産力の増加部分（増高部分）を得分としていたのであって（＝増高の得分化）、本高（検地高）を基準に生産力の向上部分を収取するという意味において、太閤検地という制度変革に対応する形で成立した近世特有の得分であるといえよう。

それでは、この新たな「地主の得分」は近世の在地社会でその後、どのように展開していくのだろうか。第五章では触れなかったものの、本稿の最終的な結論を導き出すためにも必要だと考えられるため、以下、加筆しておきたい。

まず、加地子という用語が前時代的という解釈が在地社会にあったためなのか、正保期の売券を最後にこのうち当該地域の売券（「中家文書」）から加地子の表記はなくなるものの、戦国期と形態を異にする「近世の加地子」（「図1」）でいう「今高―本高」の部分）がその後も地主層に収取されていることは、「中家文書」の「宮内三田地売券」⁽¹⁴⁾によっても確認できる。売主を「宮内三」、買主を「中左近大夫」とする慶安二年（一六四九）の田地売券（「表5」の「B郡」に属する）である。

本史料には今高と加地子の記載はないものの、「本高」の斗代（三斗式升八合）は示されている。これが売券

である以上、中氏が何かを買い取っているのは間違いない。また、買い取りのための代米の記載もある。本高の「三斗式升八合」は検地で打ち渡された「高」であり、それが固定されているのに対して、今高はこの当時の生産高を表し、その年の作柄ほかによって変動するものである。したがって、今高の記載はなくとも、現実的に中氏は毎年、「今高—三斗式升八合（本高）」の差額を事実上の加地子相当分として収取することになっていたであろう。

中氏が在村する熊取は近世になって岸和田藩領に組みこまれるが、次に、同じく岸和田藩領となる俵屋新田村の例をみていこう。同新田では、延宝年間ころまで、俵屋次郎右衛門が庄屋、与市郎・仁右衛門（のちに善作を名乗る）・太兵衛・太郎兵衛が年寄をつとめ、この五家が村の運営にあたっていた⁽¹⁵⁾。この五家はみな、新田開発に携わった家であり、彼らはそれぞれ年貢取り立てを目的とする「株」を持っている⁽¹⁶⁾。その「株」が売買されていたことは、「太郎兵衛株」が譲渡された証文によって明らかである。買主は同じく年寄の一人与市郎家であった。株が売買される以上、買主には何らかの利得がなければならないが、関連する部分を次に掲げる。

《史料二》（「菊一郎家所蔵文書」二四『新修泉佐野市史6 史料編』「岸和田藩の新田開発」所収）以下、同文書は史料番号のみを記す）

（前略）

畝高帳面之儀者年寄株・小前株共帳面壱冊ニ致シ有之候故、本帳面与一郎殿ニ預リ有之候

定米増米（帳）壱冊太郎兵衛分、此度右帳面此証文と一所ニ相渡シ申候、且又太郎兵衛株分年々定米取立

帳去ル宝曆五亥年より天明七年未十二月迄之分帳面数々何十何帳此度渡シ申シ候

右之通我等雖為所持、此度御年貢要用之儀有之候ニ付、我等持株不殘此度其元売渡し、銀子何貫何百目只今
慥ニ請取申所実正明白也、然上者其元御名前ニ御結替被成、御勝手次第御支配可被成候、右太郎兵衛株之義
ニ付、親類者不及申自他之構毛頭無御座候、万一親(新)規新法之儀申者有之候得共違乱妨無御座候、為後
証売券証文仍而如件

(後略)

ここには、代銀を受け取って株の名義を変更する旨が記載されており、「畝高(検地)帳面」や「年寄株・小
前株共帳面」を買主の与市郎(与一郎)に預けたことがわかる。さらに「太郎兵衛株分年々定米取立帳去ル宝暦
五亥年より天明七年未十二月迄之分帳面数々何十何帳此度渡し申シ候」とあり、宝暦五年(一七五五)から天明
七年(一七八七)までの「太郎兵衛株」に関わる「年々定米取立帳」十数冊が与市郎に渡されている。

それでは毎年取り立てていた「定米」とは何なのだろうか。これより先、当時の太郎兵衛家当主の死去にとも
ない、その倅たち四名が他の庄屋・年寄に相続の同意を求めて正徳元年(一七一)七月八日付で「定書」⁽¹⁷⁾を
出しているが、その中に先代の太郎兵衛存命中に佐野村の食野七兵衛という者へ売却した田地の記載がある。そ
こに、

一上田式反二畝

此定米六斗定

此代銀壹貫六百六拾四匁

などと記されている。「式反二畝」の「上田」を売却した際の代銀額が書かれ、それに対応する形で「六斗」
の「定米」があるということは、太郎兵衛が七兵衛から代銀を受け取り、毎年六斗ずつの「定米」収取権を売却

していたことに他ならない。前述した「太郎兵衛株持分年々定米取立帳」が株を買い取った与市郎に渡されたことと併せて考えると、この「定米」は株得分、つまり、新田を開発した五家それぞれの得分であり、新田開発に絡んで生じた「地主の得分」といえる。

それでは次に、この「定米」がどのような形態を持っているのかを確認したい。前述した正徳元年の「定書」には、太郎兵衛跡職の「三拾六石八斗六升六号（ママ）四勺」（食野七兵衛に売却した田地も含まれる）の表記に続いて次のような記載がある（丸数字は筆者記す）。

内貳拾九石九斗貳合三勺

年貢米

ノ 六石九斗六升四合壹勺

徳米①

内四石貳斗②支配分当我々中間へ受取置申候

ノ 貳石七斗六升四合壹勺③

此徳米之内ニ田畠合四反壹畝拾貳歩有之候御事

「年貢米」と「徳米」①の合計が太郎兵衛跡職の「三拾六石八斗六升六号四勺」にほぼ等しい。さらに「我々中間（中間搾取層）」が受け取る「四石貳斗」②と一般百姓層（直接耕作者）の収取分と考えられる「貳石七斗六升四合壹勺」③の合計が①の「徳米」となる。ここであらためて一五三頁の「図1」をご覧いただきたい。太郎兵衛跡職の「三拾六石八斗六升六号四勺」を当時の生産高（今高）だとすると、以上の構成を「図1」にあてはめると、（ロ）は「貳拾九石九斗貳合三勺」であり、（ハ）は③の「貳石七斗六升四合壹勺」、（イ）は「定米」が②の「四石貳斗」分となろう。つまり、「定米」は寛永・正保期の売券に記載される「近世の加地子」の

部分に相当することになる。

一方、寛延三年（一七五〇）には太郎兵衛家と同じく新田開発に携わった仁右衛門家の株（善作株）が中長滝村の百姓に売却され、その後、事態が混乱してその收拾のために整理された一連の史料群がある。そのなかの「定米請下作証文」を次に示す。

《史料三》（「菊一郎家所蔵文書」二二六）

（前略）

右新田地之分今度貴殿へ永々譲り渡シ申候ニ付、当毛より其元御手作可被成思召入ニ御座候所、向後定米請私懇望仕候通被成被下候上ハ、右地面質物ニ差入候儀又ハ譲り等仕間敷候、将又新田地反別高掛り銀、又ハ水役米・池普請料、其外諸入用御座候共、定請米差配仕候内ハ私より相凌可申候（中略）右新田地永々定米請拾式石壺斗壺升八合六勺、水損旱損立毛善悪ニ不構納所可仕筈ニ而、定下作人ニ御極被成被下候、然上ハ右定請米石数毎年十一月晦日限り無滞、其元へ納所可仕候（中略）其上相滞申候ハ、右地面其元へ御取上ケ被成如何様共御勝手次第ニ作職可被成候、其節一言之子細申間敷候、為後日定下作請米証文如件

定請米下作人俵屋新田年寄

寛延四辛未年五月

善作 印

請人同村年寄

太兵衛 印

中長滝村

太郎左近殿

太郎兵衛殿

(前略)部分には売却先の太郎左近分と太郎兵衛分にわけて、在所名と田地の面積が記され、以上の本文が続いている。本史料は、仁右衛門家が善作株差配下の田地の一部を太郎左近・太郎兵衛両家へ譲り渡し、該当する田地について仁右衛門家が「下作人」として「毎年十一月晦日」に、「拾式石壺斗壺升八合六勺」分の「定米」請、つまり納所を約した証文である。したがって、ここでいう「定米」は実質的に小作料と同義であると考えられる。また、一連の史料群に含まれる別の史料には毎年支払うべき下作料(小作料)として「定宛米」の表現もみえる。近世の小作料について総合的に研究した竹安繁治氏はその論文において「宛米はとくに断らないかぎり貢租を含めた広義の小作料を意味している」と定義して論を進めている⁽¹⁸⁾。

このように「近世の加地子」と同じ形態の地主得点が「定米」として史料に現われ、さらにそれが小作料(宛米)と同義に解釈されるようになることがわかる。このほか、同じく畿内の摂津国豊島郡石蓮寺村・宝暦八年(一七五八)の「村明細帳」⁽¹⁹⁾にも、「田畑屋敷小作宛米」として「田方」「畑方」「屋敷方」の等級(上中下)ごとに小作宛米料(小作料)が記載されているが、畿内以外の地域で「加地子」小作料」と明示される史料もある。土佐国の中角(中津野)村という在所の例では、天保六年(一八三五)十二月の年数売渡証文に「(前略)本年より巳の年迄年数十ヶ年売渡候代米慥ニ受取申候処相違無御座候、年数ノ内一割加地子米相立私作付可仕候、年明時ハ元米ヲ以御かへし可被下候(後略)」⁽²⁰⁾とあり、同六年から十年間の地代として「一割」の「加地子米」を支払うことが約されている。十九世紀初めの天保年間になってもまだ「加地子」という用語が近世史料に記載

されていることもさることながら、小作料として「一割」の利米分を、加地子と表記していることが重要である。

以上の流れを整理しておこう。まずは、寛永・正保年間に、太閤検地に対応する形で検地高からの増高分が「近世の加地子」として成立するのは事実である。その後、和泉地域において加地子そのものの表現は史料で確認できなくなるが、事実上存続し、このほか、新田開発者の権利として地主層が寛永・正保期の加地子と同じ形態の「定米」を中間搾取していた事実を確認した。加地子から定米へと表現が変わったものの、内容的には寛永・正保期の売券で確認した加地子と同形態の地主得点が少なくとも十八世紀末の天明年間まで存続していた。さらに、定米の部分（「直近の生産高―検地高」）は、直接耕作者が「下作（小作）」する際に毎年支払う「定宛米」と同義に解釈され、それは小作料（宛米）としてとらえられるようになる。

この形態の得点は「図1」で示したとおり、「領主の得点」である年貢諸負担に踏みこまない形、つまり租税体系の枠外に成立しており、その意味では、「戦国期」得分の【A】形態の流れを汲むものといえる。こうして戦国大名から豊臣政権、さらには徳川政権に至るまで、程度の差こそあれ、権力層は【A】形態およびそれに類する「近世の得点」に比較的無頓着な姿勢を見せ続けている。

戦国大名の場合、年貢諸公事の収取という末端の在地支配をおこなうためにそうした地主の中間搾取を認めてきた面が否めず、その意味では領国支配に中世の収取システムをそのまま温存させていた。一方、豊臣政権は「一地一作人」制という兵農分離政策を進めるために名請け制を導入したが、それは、中間搾取層（地主層）と彼らの被官の主従関係が分断しやすいという脆弱性を孕んでいたことに着目したものといえる。こうして豊臣政権が

戦国大名より進んだ政策を押し進め、土地制度の変革をもたらしたのは事実である。その結果、中間搾取は原則として排され、近世大名は新しい収取システムを構築することができた。しかしながら、太閤検地という「作あり」否定政策そのものは、名請け人となる直接耕作人（戦国期でいう「作人」「地主の被官」層）が収取する部分に踏みこむことを禁じた規定であった。それは、「図1」でいう（ハ）の部分に相当する。したがって、（イ）の部分（加地子Ⅱ上米・定米）が近世以降も「地主の得分」として温存されることになったといえよう。前述した土佐国中角村の事例のごとく、近世後期になって「小作料」の利米分を「加地子」と称するケースについては、こうした事情が背景として考えられる。

第三節 「中世の遺制」と近世社会——課題と展望——

本稿は土地制度のなかでも、収取システムについて中世および近世、その移行期の各時代における課題解決を図ってきた。中世とくに戦国期において、複雑な土地の権利関係——たとえば同じ一反の土地の場合でも「領主の得分（年貢・段銭諸公事）」と「地主の得分（加地子）」、さらには直接耕作者が収取する「作職得分」といった複数の収取主体が混在する関係——が存在し、それを「中世の遺制」とするならば、移行期を経て成立した近世の在地社会はそうした遺制を廃して成立したと考えられてきた。つまり、地主層の中間搾取分が排され、剰余生産物は「領主の得分」と「百姓得分」に均されるといふ解釈である。

しかしながら、前述したとおり村田・長谷川両氏らによって太閤検地は必ずしも中間搾取の排除を可能にする

ものでなかったという解釈が提起されて久しく、本稿もそうした研究の流れを汲むものである。ただし、本稿では太閤検地の名請け政策によって地主とその被官層との主従関係が断たれ、地主もその被官も同じ名請け人という立場となったがため、地主層は剰余生産物の上米部分を収取する権利を失ったと考えた。そうになると、寛永・正保期になって新たに「地主の得分」として「近世の加地子（得分）」が成立することとは矛盾するように思える。

この問題に対して、租税体系の枠外に成立している【A】形態の得分には徳川政権も比較的無頓着な姿勢を示したと解釈したが、それだけでは不十分であり、同時に近世の村落構造との関連でとらえる必要がある。

たとえば、寛永十一年（一六三四）、和泉国熊取において「くまとり谷中」から代官に宛てて嘆願書がだされている⁽²¹⁾。その中で旧地主層の中氏が高利貸し行為に関連して利息を二重取りしていることのほか、納める年貢が一八〇〇石であるのに対して中左近らの蔵に三〇六四石余が納入されており、これでは谷（熊取のこと）は成り立たないと百姓たちは不満を洩らしている⁽²²⁾。中氏は近世以降、持ち高をすべて検地帳につけられ、身分としては百姓とされ、これまでの被官層と同じ立場になったが、他藩の大庄屋に相当する立場として熊取の政治をおこなっている⁽²³⁾。したがって、年貢高のほぼ二倍近い富を集積していることは問題となろう。

一方、第五章で述べたとおり、中氏は熊取近隣の村においても、宗左衛門という百姓の作職への質権設定という形で「三反半」の「作式（職）」から「米五斗」を毎年収取していたことが元和九年（一六二三）の売券で確認できる⁽²⁴⁾。しかも、「若五斗之米を無沙汰仕と、こほり候ハハ、其方へ御取あけ被成御さはき可被成候、其時我等一言之儀申上間敷候」として、実質的には小作料といえる毎年五斗の斗代を無沙汰、つまり延滞したら、作

職は中氏によって取り上げられるのである。これは戦国期に地主層が作人層と主従関係を結び、作職の改替権を介して得分を収取してきた行為を思わせる。

このように中氏は太閤検地の名請け政策実施以降も、質権設定という高利貸し行為によって剰余生産物の中間搾取を図っており、これが熊取においても富を蓄積する結果に繋がり、寛永・正保期になって新たに「近世の加地子」を生み出す背景になっているとも考えられる。しかし、以上の論は村落における表層の現象をなぞったに過ぎず、論考の精度を高めるには、近世の村落構造と旧地主層の収取システムがどう関連するのかを、より高度なレベルで解明しなければならない。

中世とくに戦国期から近世にかけての在地社会における収取システムを追ってきた本稿であるが、論考の中心が戦国期と中・近世移行期に偏っていたことは否めず、その意味では近世のそれを解明しきれたとはいえない。したがって、いま述べた近世の村落構造との関連においてとくに課題を残している。

そして、もう一つ、序章で述べたとおり、本稿では中世・近世・移行期の各時代を通じて、地域的な偏差についてとくに注意を払ってこなかった。それは時代ごとの収取システム解明という目的を達成するため、多くの史料が残る北近江・和泉地域を主に取り扱ってきたためである。一部、得分をめぐる戦国権力と地主層との相剋を検討する際に若狭・駿河・三河・尾張・越前と、地域的な広がりを考慮してきたが（第二章）、地主層の収取についてはほぼ和泉と北近江の検討にとどまっている。いずれも比較的地主層の力が強いフィールドであり、逆のパターンとの比較も課題として残った。

今後、以上の課題解決に取り組み、その成果を得ることによって本稿をさらに深化させ、新たな到達点を得

られるように努力する所存である。

(註)

- (1) 「東大寺文書」四ノ四七(『平安遺文』所収)
- (2) 「都甲文書」六(『大分県史料』九所収)
- (3) 文明十四年(一四八二)の売券(「中家文書」中世編三〇『熊取町史 資料編Ⅰ』所収)の売主は「マキノ村ゑもんだ夫」であり、マキノ村という村名を冠にし、大夫という官途名を持っていることから、富農層だと考えられる。また、この売券の買主は和泉国熊取の地主中氏である。
- (4) 「総持寺文書」三二(『改訂近江国坂田郡志』巻第八所収Ⅱ以下、同文書は文書番号のみを記す)
- (5) 「総持寺文書」三三
- (6) 「神尾文書」(『静岡県史料』第二輯所収)
- (7) 『新修名古屋市史』第二巻
- (8) 「徳川家印判状(写)」二二(『新編甲州古文書』第三巻所収)
- (9) 神田千里「中世後期の作職売買に関する一考察」(石井進編『中世の村と流通』吉川弘文館、一九九二年)
- (10) 村田修「戦国・織豊期の検地と「作あい否定」(『寧楽史苑』三三三号、一九八八年)、長谷川裕子「中近世移行期における土豪の土地所有と村落―近江国坂田郡井戸村氏を事例として―」(『歴史学研究』七四五号、二〇〇一年)
- (11) 「井戸村文書」四七(『改訂近江国坂田郡志』巻第六所収)

- (12) 宮川満『太閤検地論』第Ⅱ部 太閤検地の基礎的研究(御茶の水書房、一九五七年) ほか
- (13) 『歴代古書年譜』智一二二・一二三
- (14) 「中家文書」近世編一〇六(『熊取町史 資料編Ⅰ』所収)以下、同文書は文書番号のみを記す)
- (15) 『新修泉佐野市史2 通史編』
- (16) 『新修泉佐野市史6 資料編』
- (17) 「菊一郎家所蔵文書」二五(『新修泉佐野市史6 資料編』「口岸和田藩の新田開発」所収)
- (18) 竹安繁治『近世小作料の構造』(御茶の水書房、一九六八年)
- (19) 『豊中市村明細帳(下)』十三の一
- (20) 『宿毛市史』近世編「農村の組織と生活」所収史料。『宿毛市史』によると、中津野村の土地関連証文は中村市郷土資料館に所蔵される。
- (21) 『熊取町史 資料編Ⅰ』近世編「郷土代官・谷の庄屋文書」所収
- (22) 『熊取町史 本文編』近世編
- (23) 前同
- (24) 「中家文書」近世編八

序章

※新稿

第一章 中世における「得分」の存在形態と成立過程

※「戦国期「得分」の存在形態と成立過程」(『佛敎大学大学院紀要 文学研究科篇』三九号、二〇一一年三月)を一部修正

第二章 戦国期「得分」めぐる「地主」と「戦国権力」

※「戦国期の「得分」めぐる戦国権力と地主の相剋―「買地安堵」を中心として―」(『鷹陵史学』三十七号、二〇一一年九月)を一部修正

第三章 戦国期における「地主」と「地主の被官」の主従関係

※「「太閤検地」前夜における「地主」と「地主の被官」に関する考察」(『佛敎大学大学院紀要 文学研究科篇』四〇号、二〇一二年三月)を一部修正

第四章 中近世移行期「尾張」における「織田検地」と「太閤検地」

※「尾張における「織田検地」「太閤検地」と在地社会―天正十年代を中心として―」(『鷹陵史学』三十八号、二〇一二年九月)を一部修正

第五章 近世の「得分」と太閤検地の「作あい否定」問題

※新稿

終章

※新稿

「表1」

【1】 (得分)	【A】(負担の記載がある)	北近江	187通
		和泉	87通
	【B】(負担の記載がない)	北近江	38通
		和泉	8通
	不明(判断できない)	北近江	74通
		和泉	217通
【2】			415通

[表 2]

在所	つほつけ（坪付）目録	買得目録
長良	分米壺石三斗、段錢百文	段 錢 百 文
上屋敷	分米六斗五升、段錢五十文	同 五 拾 文
カミノ上	分米壺石、段錢百文	同百文
同	分米五斗、段錢五十文	同 五 拾 文
山神之本	分米六斗五升、段錢五十文	同 五 拾 文
キヒ河原	分米三斗	
宮之前	分米壺石四斗、百四十文くほうたんせん	
中嶋下	分米壺石二斗、百四十文くほうたんせん	

「表3」 行松氏と中氏の共通点と相違点

	行松氏	中氏
在村する村落外に所領や地盤を持つ	○	×
本年貢相当分を給分として収取している	○	×(?)
在村する村落の宮座運営への関与	×	○

年代	加地子記載売券
[参考] 中世売券	3 1 2 通 (8 2 0 通)
天正 1 3 年 ~ 末年	2 3 通 (2 6 通)
文禄年間	1 通 (1 通)
慶長年間	1 2 通 (1 9 通)
元和年間	4 通 (1 2 通)
寛永年間	3 通 (2 0 通)
正保年間	1 通 (1 通)
慶安年間	0 通 (1 4 通)
承安年間	0 通 (5 通)
明暦年間	0 通 (4 通)
延宝年間	0 通 (2 通)
貞享年間	0 通 (1 通)
元禄年間	0 通 (1 通)
正徳年間	0 通 (8 通)
享保年間	0 通 (6 通)
明和年間	0 通 (1 通)
合計	4 4 通 (1 2 1 通)

〔表 4〕 近世売券における加地子

・ ○ 内は売券全体の数

・ 寛永年間に「作職」を売買するケースが

1 例だけあったが、それは上記の 4 4 通に

含めていない。

「表5」 加地子未記載売券の分類

種別	数（通）
A群に属する売券	13通
B群に属する売券	52通
作職売券	1通
借用状	9通
その他	2通
合計	77通
[参考] 加地子記載	44通
総合計	121通

「図1」 「近世の加地子」の存在形態

今高（現在の生産高）←増高	本高（検地高＝検地時の生産高）		
《地主層》（イ）	《領主層》（ロ）	《名請け人》（ハ）	必要経費部分
近世の加地子（上米・定米）	年貢諸負担	作相（百姓得分）	

・《》内は収取主体を示す。・地主が名請人である場合には一般百姓（直接耕作者）が受け取る

「作相」部分も収取することができる。